

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月31日
【事業年度】	第19期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
【会社名】	株式会社モンスターラボホールディングス
【英訳名】	Monstarlab Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鱈川 宏樹
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー4F
【電話番号】	03-4455-7243
【事務連絡者氏名】	経理本部長 C A O 鈴木 翼
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー4F
【電話番号】	03-4455-7243
【事務連絡者氏名】	経理本部長 C A O 鈴木 翼
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上収益 (千円)	7,419,718	9,346,424	14,270,932	13,346,962	10,003,292
営業利益(は損失) (千円)	1,502,504	3,222,905	389,677	2,056,729	10,269,868
税引前利益(は損失) (千円)	1,549,117	3,089,871	447,069	2,156,279	9,845,766
親会社の所有者に帰属する当期利益(は損失) (千円)	1,274,098	3,053,307	674,767	2,355,328	9,947,586
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (千円)	1,313,516	2,930,661	745,619	2,520,850	9,099,351
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	3,161,378	3,752,382	4,584,158	3,711,083	4,738,544
資産合計 (千円)	9,674,809	9,909,195	12,983,798	14,461,055	7,589,119
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	119.84	125.71	144.60	108.11	120.95
基本的1株当たり当期利益(は損失) (円)	55.88	113.18	24.51	70.07	285.10
希薄化後1株当たり当期利益(は損失) (円)	55.88	113.18	24.51	70.07	285.10
親会社所有者帰属持分比率 (%)	32.68	37.87	35.31	25.66	62.44
親会社所有者帰属持分当期利益率(は損失) (%)	40.30	81.37	14.72	56.79	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	594,049	921,555	1,544,453	3,518,947	3,086,850
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	420,802	986,429	2,288,757	1,238,854	393,576
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,184,822	2,005,109	2,241,103	3,725,517	3,187,749
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,043,165	4,241,998	2,724,484	1,783,264	1,550,889
従業員数 (名)	1,148	1,353	1,549	1,401	950
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〔77〕	〔17〕	〔14〕	〔23〕	〔30〕

- (注) 1. 第15期における15,968株相当の新株予約権、第16期における5,980株相当の新株予約権、第17期における7,168株相当の新株予約権、第18期における251,184株相当の新株予約権、第19期における1,603,393株相当の新株予約権は、逆希薄化効果を有するため希薄化後1株当たり当期損失()の計算から除外していません。
2. 第15期から第17期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。第18期以降の株価収益率は当期損失であるため、記載しておりません。
3. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成しております。

4. 当社は2022年11月21日開催の取締役会決議に基づき、2023年1月5日付で株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益（は損失）及び希薄化後1株当たり当期利益（は損失）を算定していません。
5. 第19期の親会社所有者帰属持分当期利益率は債務超過であるため記載していません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	3,983,847	2,852,153	1,291,690	1,475,564	883,794
経常利益 (は損失) (千円)	216,550	849,979	263,637	838,931	9,633,762
当期純利益 (は損失) (千円)	1,605,314	5,090,587	1,218,696	2,698,467	7,122,681
資本金 (千円)	399,999	405,528	1,083,744	1,940,576	2,193,315
発行済株式総数 (株)	527,598	596,989	634,039	34,326,950	39,176,950
純資産額 (千円)	5,805,881	3,726,350	3,864,086	2,879,282	3,725,848
総資産額 (千円)	9,596,300	8,462,594	10,754,228	14,728,783	7,108,075
1株当たり純資産額 (円)	220.09	124.84	121.89	83.88	95.10
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (は損失) (円)	70.41	188.71	40.08	80.28	204.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	60.5	44.0	35.9	19.6	52.6
自己資本利益率 (は損失) (%)	36.8	106.8	32.1	80.0	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (名)	135	61	41	23	19
[ほか、平均臨時雇用人員] [-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]
株主総利回り (%)	-	-	-	26.9	8.4
(比較指標: 配当込み TOPIX) (%)	(-)	(-)	(-)	(151.5)	(182.5)
最高株価 (円)	-	-	-	1,145	453
最低株価 (円)	-	-	-	233	86

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失を計上しており逆希薄化効果を有するため、記載しておりません。
2. 第15期から第17期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。第18期以降の株価収益率は当期損失であるため、記載しておりません。
3. 当社は、2021年7月1日付で会社分割を実施し、純粋持株会社体制へ移行しました。このため、第16期以降の主要な経営指標等は、第15期以前と比較して変動しております。
4. 当社は2022年11月21日開催の取締役会決議に基づき、2023年1月5日付で株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益(は損失)を算定しております。
5. 2021年7月1日付の会社分割に伴い、第15期から第16期の間に従業員が半減しております。
6. 第15期から第17期までの株主総利回り及び比較指標については、2023年3月28日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、記載しておりません。
7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2023年3月28日に同市場に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については、記載しておりません。

2【沿革】

年月	概要
2006年2月	東京都小金井市に音空株式会社(資本金10,000千円)として当社を設立
2006年6月	株式会社モンスター・ラボに商号変更
2006年7月	個人向けインターネット音楽配信サイト「monstar.fm(モンスターエフエム)」サービス開始
2007年6月	本社を東京都世田谷区代田に移転
2007年10月	ソフトウェア開発事業を開始
2009年1月	本社を東京都渋谷区神宮前に移転
2010年6月	店舗向けBGM配信サービス「monstar.ch(モンスター・チャンネル)」を開始
2011年2月	成都子会社「夢士達科技(成都)有限公司(現夢思特科技(成都)有限公司)」設立により海外展開を開始
2012年2月	本社を東京都目黒区中目黒に移転
2014年2月	シンガポールにセカイラボ・ピーティイー・リミテッド(現Monstarlab Pte, Ltd.)設立(日本支社も設立)
2015年4月	ベトナムダナンの開発会社Asian Tech Co., Ltd.(現Monstarlab Viet Nam CO., LTD.)を買収
2015年7月	バングラデシュに100%出資子会社Sekai Lab Bangladesh Ltd.(現Monstarlab Bangladesh Ltd.)を設立、順薦信息科技(上海)有限公司(現夢思特信息科技(上海)有限公司)を設立
2015年11月	パソナテック(現パソナ)と資本業務提携
2016年3月	個人プロフェッショナル人材プラットフォーム「APPSTARS」リリース
2016年9月	ベトナムハノイの開発会社LIFETIME technologies Co., LTD.(現Monstarlab Viet Nam CO., LTD.)を買収
2017年4月	フィリピンセブの開発会社FreeMight Philippines Inc.(現Monstarlab Manila Inc.)を買収
2017年4月	フィリピンマニラの開発会社Ideyatech Inc., Philippines Inc.(現Monstarlab Manila Inc.)を買収
2017年8月	欧州のデジタルプロダクト開発企業Nodes Group ApS(現Monstarlab Denmark ApS)をグループ子会社化による欧州市場へ進出(2024年9月に閉鎖)
2017年12月	オランダに拠点を設立(現Monstarlab Netherlands B.V.)(2023年8月に閉鎖)
2018年3月	チェコに拠点を設立(現Monstarlab Czech Republic s.r.o)(2024年9月に閉鎖)
2018年4月	ドイツ(ベルリン)に拠点を設立(現Monstarlab Germany GmbH)(2024年9月に閉鎖)
2018年6月	本社を東京都渋谷区広尾に移転
2018年7月	バンコク(タイ)に拠点(現Monstarlab (Thailand) Co., Ltd.)を設立
2018年10月	欧州開発会社Implicit ApSをグループ子会社化
2019年4月	ドバイ(ドバイ首長国)に拠点を設立Nodes Middle East DMCC(現Monstarlab Middle East DMCC)(2024年9月に閉鎖)、米国デジタルプロダクト開発会社Fuzz Productions, LLC.(現Monstarlab LLC)をグループ子会社化、ニューヨークに新拠点を設立し、中東及び米国市場へ進出し、グローバル体制を強化
2019年12月	音楽事業の子会社「株式会社モンスターラボミュージック」設立
2020年4月	電通グループと資本業務提携
2020年6月	スカイライト コンサルティング株式会社と協業開始
2020年9月	コロンビアのボゴタに新法人「Monstar Lab Colombia S.A.S.(現Monstarlab Colombia S.A.S.)」を新設
2020年12月	RPA事業会社「株式会社モンスターラボオムニバス」設立
2021年5月	IT BPO株式会社(現モンスターラボの一事業)を子会社化
2021年6月	INTLOOP株式会社と資本業務提携
2021年7月	持株会社化への移行に伴い、株式会社モンスターラボホールディングスに商号変更、株式会社モンスターラボを設立
2021年9月	UAEのエグゼクティブサーチ企業、ECAP DMCCを子会社化
2021年11月	イギリス・ニューキャッスルにオフィスを開設(2024年9月に閉鎖)、サウジアラビア・リヤド拠点を開設
2022年2月	バングラデシュにMonstarlab Enterprise Solutions Ltd.設立
2022年3月	アメリカ大陸における事業拡大に向けバンクーバーに拠点を開設(2023年8月に閉鎖)
2022年4月	Nandina-Cloud株式会社を子会社化
2022年6月	アラブ首長国連邦のデザインコンサルティング企業GENIEOLOGY DESIGN DMCCを子会社化(2024年9月に連結除外)
2022年12月	サウジアラビア王国のコンサルティング企業Pioneers Consultingを事業買収

年月	概要
2023年2月	Koala Labs, Inc.をChowly Inc.と統合
2023年3月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年10月	株式会社ExecutiveSearch.AIを子会社化

(注) 2025年4月に、子会社の株式会社モンスターラボミュージックを合併する予定です。合併に伴い、商号を株式会社モンスターラボへ変更予定です。

3【事業の内容】

当社は、持株会社として当社グループの経営方針策定及び経営管理を行っています。当社グループは、当社、国内子会社4社、海外子会社15社、関連会社5社で構成され、12の国と地域に展開しています。

なお、当社は有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

(1) ミッション

当社グループは、「多様性を活かし、テクノロジーで世界を変える」をミッションとしております。世界の課題を解決するようなプロダクトやサービス、エコシステムをデジタルパートナーとしてクライアントと共に作り上げると同時に、世界中の多様で素晴らしい才能に満ち溢れた人々に、国境を越えて「働く機会」「成長する機会」「世界の問題を解決するようなプロジェクトに参画する機会」などの「機会」を提供することで、より良い世界を実現したいと考えております。

(2) 事業セグメント

当社グループは、メイン事業として主に大企業や自治体に対して、事業課題や新規事業のニーズに合わせてデジタルトランスフォーメーション（注1）を支援する「デジタルコンサルティング事業」を展開しております。また、「その他事業」として、RPA（ロボットによる業務自動化）ツール、音楽配信事業等のプロダクト事業を展開しております。デジタルコンサルティング事業はクライアント毎にカスタマイズされたサービスですが、市場の共通課題に対しては、「プロダクト事業」として複数のSaaS型サービス（注2）を提供しており、「その他事業」の大半を占めております。

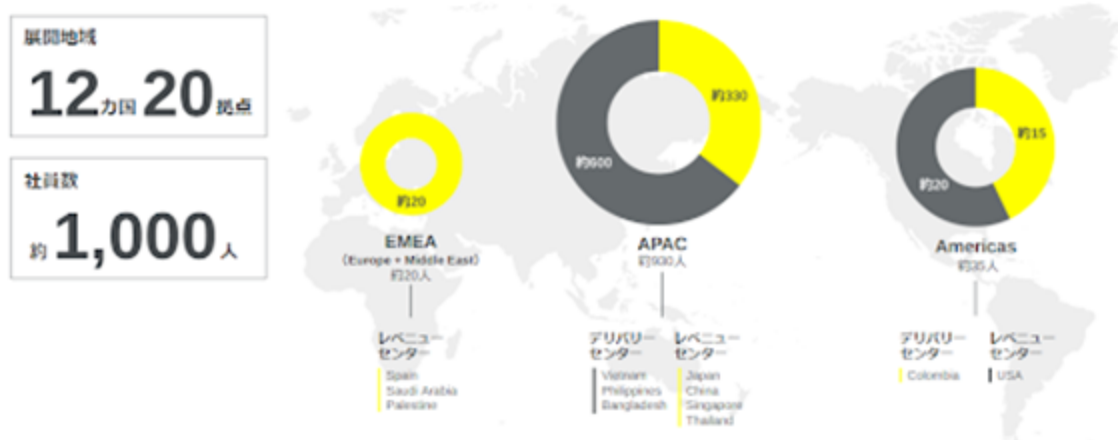
デジタルコンサルティング事業

デジタルコンサルティング事業では、クライアントのデジタル戦略立案から始まり、デザイン、システム開発、さらにデータ解析、プロセス最適化までワンストップでクライアントのデジタルトランスフォーメーションの包括的なサポートを行っています。

これらの活動を通して、多数のクライアントに対し、AIやAR等（注3、注4）の先端技術を駆使しながら、新規事業、ビジネス変革、業務改善などクライアントの経営課題解決及びビジネスに大きなインパクトのあるデジタルトランスフォーメーションの実現を目指しております。

デジタルコンサルティング事業の売上は、大多数は準委任契約（クライアントにサービスを提供する人材の時間あたり単価と稼働時間をベースに請求）となっており、プロダクトリリース後も継続的に改善や新規機能の開発を行うことが多いため、継続性の高い事業となっております。

世界12の国と地域で事業を展開しており、クライアントの所在地である日本やアメリカ、シンガポールなどはレベニューセンター（注5）として営業やコンサルティング、デザインなど上流工程の人材を配置し、一方でエンジニア人口が多く、コスト水準が低い国にデリバリーセンター（注5）として多くのエンジニアを配置することで、コスト競争力を持ちながらスケーラブルにエンジニアの採用、教育及び開発を行っています。デリバリーセンターは各レベニューセンターの時差に対応できるようベトナム、フィリピン、コロンビアなど各地域に分散して構えております。



注：2024年12月末時点。拠点数は子会社のもも含む。

注：APAC=Asia Pacific

注：Palestineの1名はMonstarlab Bangladesh Ltd.に所属しております。

その他事業

デジタルコンサルティング事業では、個々のクライアントと伴走するパートナーとしてデジタルトランスフォーメーションを推進しておりますが、その他事業の大半を占めるプロダクト事業では、当社グループが事業主体として、市場の共通課題を解決する複数のSaaS型サービスを展開しております。プロダクトとしては、

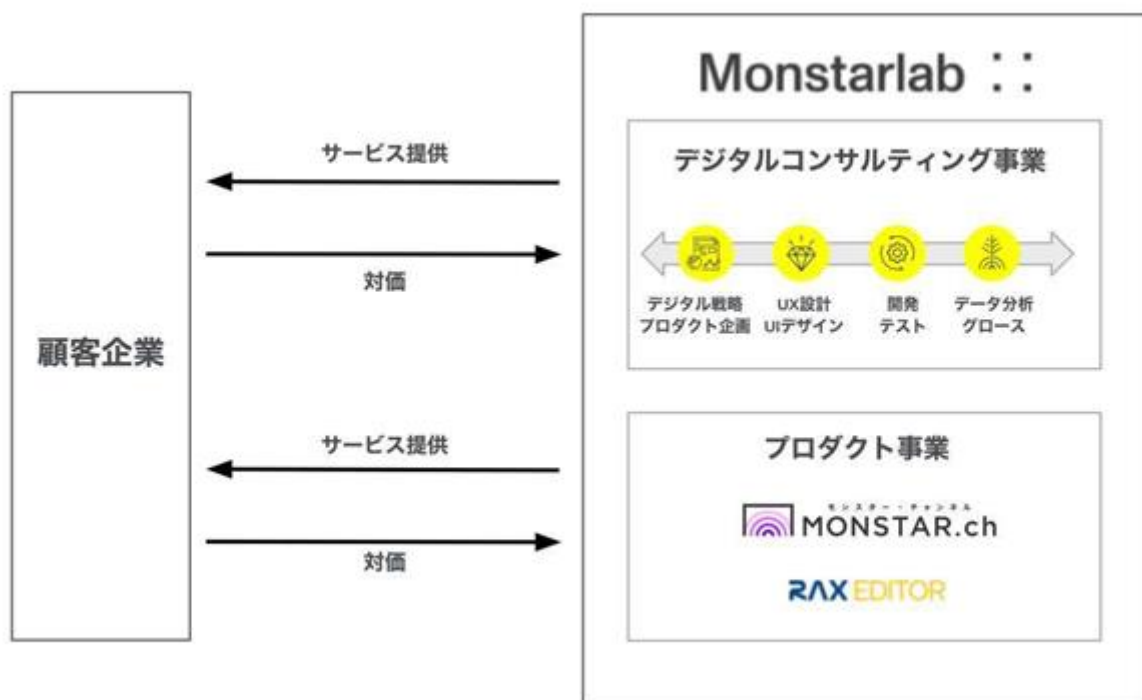
店舗向けBGMサービスの「モンスター・チャンネル」、中小企業・自治体向けRPAソフトウェアの「RAX」などを展開しております。

「モンスター・チャンネル」は、パソコン・スマートフォン・タブレットで簡単に始められる店舗向けBGMサービスです。お店などの商用空間に適した音楽チャンネルが1,000以上あり、業種・業態に合った音楽を探すことができます。著作権管理団体と契約しているため面倒な著作権処理も不要で、従来の有線放送の半額以下の料金を利用できることが強みとなっており、飲食店、美容室、小売店、医療施設を中心にシェアを拡大しております。

「RAX」は主に大規模なシステム導入のハードルが高い中小企業を対象とした、自社開発のRPAソフトウェアです。労働力が不足しがちな小規模企業及び個人事業者に対して、ソフトウェアの提供に加えて、専門のコンサルタントによる業務の見える化や業務効率改善といった包括的なサービスを、導入しやすい価格帯で提供しております。2024年12月末時点の累計アカウント数は、200以上となっております。

デジタルコンサルティング事業が予算を確保できる大企業向けオーダーメイド型であるのに対して、プロダクト事業はコンサルティング事業の経験を元に、市場の共通課題に対して市場規模や競争環境から成功可能性が高いと判断したものをSaaSプロダクト化しております。その結果、大企業だけでなく中小企業向けにもデジタルサービスの提供が可能となっております。

デジタルコンサルティング事業及びプロダクト事業の事業系統図は次の通りであります。



(3) 事業の特徴

昨今、多くの領域でスタートアップ企業やテック企業が大企業のビジネス領域まで浸食してきており、大企業はデジタルの力で新規事業やビジネスモデルの変革を行うことを余儀なくされておりました。そこに、新型コロナウイルス感染症の流行によるニューノーマルの定着などを背景としてデジタルトランスフォーメーション市場の成長が加速された結果、市場規模は2023年時点で世界で約132兆円、2030年まで年率26.7%で成長し、世界で約692兆円になると見込まれております。(注6)

デジタルトランスフォーメーション市場における当社グループのポジショニング(当社グループによる分析)



広大なDX市場の中で当社が得意とする領域は「新規サービス開発」や「既存ビジネスの変革」「既存ビジネスの顧客体験変革」といった「クライアントの売上を向上させる」イノベーション創出、売上向上型デジタルトランスフォーメーションとなっております。一方、SIer(システムインテグレーションを行う事業者)や総合コンサルティングファームは「コスト削減」や「業務効率化」を主とする業務システムの導入、開発、運用を得意領域としてきました。

当社グループが得意とする「クライアントの売上を向上させる」イノベーション創出、売上向上型デジタルトランスフォーメーションの領域は「業務システム」領域と大きく異なる、「アジャイル開発」「UXデザイン」と呼ばれる手法が必要なため、SIerや総合コンサルティングファームにとっては市場参入が難しい領域となっていました。そのため、当社グループとSIerや総合コンサルティングファームとで領域の棲み分けが起こることとなり、当社グループはデジタルトランスフォーメーションにおいて「クライアントの売上を向上させる」イノベーション創出、売上向上型デジタルトランスフォーメーションに強いというユニークなポジショニングを獲得していると当社グループは考えております。実際、ビジネス変革や新規サービス開発と業務システムが関連した案件などは、これまで総合コンサルティングファームやSIerと協業をしてきた実績があります。

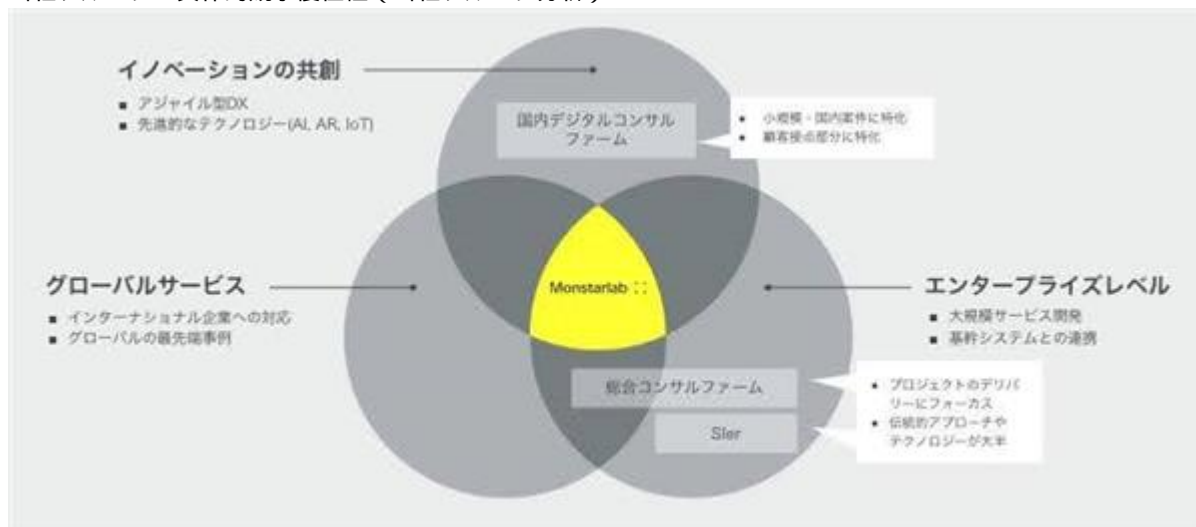
DX市場における当社グループの競争優位性(当社グループによる分析)



注: Business & Strategy = 全社DX戦略策定、ビジネス変革戦略、新規事業戦略。Experience Design = ビジネス&サービスデザイン、UX/UIデザイン。Technology & Development = AI、AR/VR、IoT等。Data Analytics = データプラットフォーム構築、ビジネスインテリジェンス、事業データ分析

新規事業やビジネス変革、顧客体験変革は、戦略 デザイン 開発 データ分析といった必要プロセスを、個別に、かつ順番に推進していくのではなく、これらの一連のプロセスを連携させ、迅速かつ包括的にP D C Aサイクルを回しながら推進するアジャイル型アプローチが適しており、従来の総合コンサルティングファームやS I e r に比べて当該アプローチに強みがある点が当社グループの競争優位性となっていると考えております。

当社グループの具体的競争優位性（当社グループ分析）

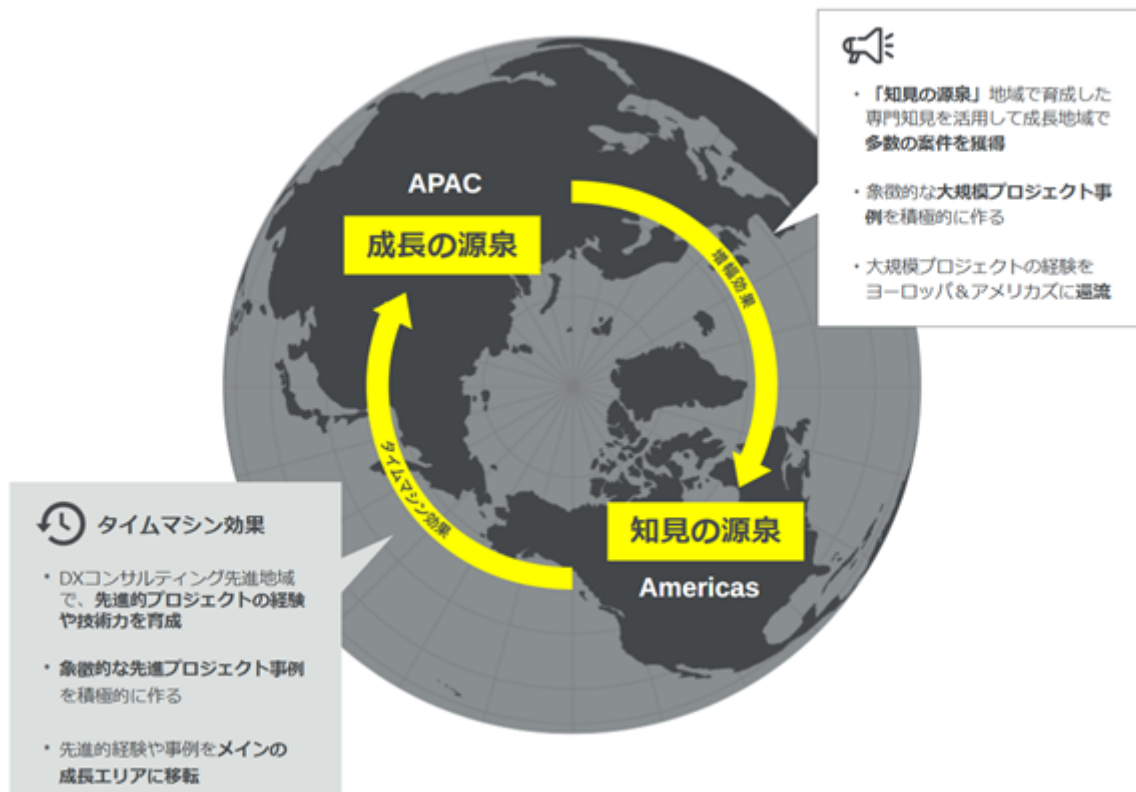


注：当社グループの視点からの傾向

また、「クライアントの売上を向上させる」イノベーション創出、売上向上型デジタルトランスフォーメーションには、アジャイル型プロセスの他に、イノベーションの共創という点が重要になっております。それは新規ビジネスの共創であり、AI、ARなどの最先端のテクノロジーが重要であると当社グループは考えており、これらのスキルセットは、スタートアップ企業やテック企業で求められてきたものになっております。そのため、売上向上型デジタルトランスフォーメーションサービスは、これまで大手コンサルティングファームやS I e r ではなく、世界各国の比較的小規模のファームが主なサービス提供者となっていました。これに対して、当社グループは、スタートアップやテック企業と同じようなスキルセットやプロセスを持ちながら、大規模プロジェクトへの対応が可能な大企業が必要とする規模、セキュリティ、品質を担保している稀有な企業となっていると考えております。

さらに、当社は、世界の主要都市に拠点を有することで、グローバルで最先端のケーススタディを蓄積することが可能になっており、競合他社と対比すると国際企業顧客課題により深く接点を持つという点で優位性を保持していると考えております。

なお、グローバル展開は、当社グループのケイバビリティ強化の観点からも大きな意味合いを持っております。世界のDXの進行状況は、地域及び業界によって大きく異なっており、ある地域の先進的なDX事例の知見を別の地域に展開することによって、グループ全体としての顧客提供価値の底上げが可能となります。特に、多くの世界的デジタルコンサルティングファームのホームマーケットである米州市場では、競争激化により、業界特化型DXソリューションが多く生まれております。それらの知見を、当社グループのホームマーケットであるAPACに展開することでそれら市場において大きな成長を目指すと共に、APACでの大規模プロジェクトの知見をAPAC以外の市場に還流することで、各市場でのプレゼンス強化を目指しております。



(注)

1. デジタルトランスフォーメーション：2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された概念。2018年12月に経済産業省が「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX推進ガイドライン）Ver.1.0」にて、デジタルトランスフォーメーションとは、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」だと定義しております。デジタルトランスフォーメーションの呼称が「DX」となります。
2. SaaS：Software as a serviceの略称。2008年1月21日に経済産業省が「SaaS向けSLAガイドライン」において「SaaSとは、インターネットを通して必要なアプリケーション（機能）をユーザが利用できる仕組みであり、利用者は自社でシステムを構築、あるいはアプリケーションソフトを購入・インストールしなくても、インターネットに接続された必要条件を満たすPCがあれば、ブラウザ経由で財務会計や顧客管理等の業務アプリケーションを利用することができる。つまり、自社の財務や顧客データ等も含めて情報システムはすべて“ネットの向こう側”にあり、SaaSサービスの提供者が維持管理を行っている。」と定義しております。
3. AI：Artificial Intelligence（人工知能）。人工的にコンピューター上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術を指します。AIという言葉が初めて用いられたのは1956年にアメリカのダートマス大学で開催されたダートマス会議で、計算機科学者・認知科学者のジョン・マッカーシー教授によって提案され、一般社団法人人工知能学会では、AIという言葉の生みの親であるジョン・マッカーシー教授の言葉を「知的な機械、特に知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と翻訳して紹介しております。
4. AR：Augmented Reality（拡張現実）。VR（Virtual Reality、仮想現実）としばしば併用されます。2020年2月に経済産業省近畿経済産業局が発表した「ビジネスに効果的なVR/AR/MR活用の手引書・事例集」では、次のように定義されております。「VRとはCGで作られた世界や360度動画等の実写映像を、あたかもその場所に居るかのような没入感で味わうことができる技術を指す。ARは、現実世界に、コンピューターで作った文字や映像等などのデジタル情報を重ね合わせて表示することができる技術を指す。」
5. レベニューセンター、デリバリーセンター：当社グループでは、主にクライアントと対面して営業及びサービス提供をする拠点を、文字通り売上を上げる拠点ということでレベニューセンターという呼称を使用しており、日本、シンガポール、アメリカ等がレベニューセンターにあたります。この拠点には主に営業、コンサルタント、デザイナーなどクライアントとコミュニケーションをとる人員が主な構成員となっており、反対に、サービスのデリバリーに特化した拠点、主にプログラミングなどクライアントとコミュニケーションをとる必要のない人員が配置されている拠点に対してデリバリーセンターという呼称を使用しております。当社グループでは、ベトナム、フィリピン、コロンビア等がデリバリーセンターにあたります。
6. データソース：

Digital Transformation Market Size, Share & Trends Analysis Report By Solution (Analytics, Cloud Computing, Social Media, Mobility), By Service, By Deployment, By Enterprise, By End Use, By Region, And Segment Forecasts, 2022 – 2030
USD=150JPYとして算出。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社モンスターラボ (注)2, 4	東京都渋谷区	100	デジタルコンサル ティング事業	100.0	2021年7月に当社の主要事 業部門を分社化し、デジタ ルコンサルティング事業を 行っています。 債務保証をしております。 役員の兼任 3名
株式会社モンスターラボ ミュージック	東京都渋谷区	30	その他事業	100.0	2019年12月に当社のミュ ージック事業部を子会社化 し、店舗向けBGMサービス 「モンスター・チャンネル」 を行っています。
株式会社モンスターラボ オムニバス	兵庫県神戸市中央 区	29	その他事業	100.0	2020年11月に当社のRPA (Robotic Process Automation)事業部を子会 社化し、RPA事業を行って います。
株式会社 ExecutiveSearch.AI	東京都渋谷区	6	その他事業	60.1	Tech人材領域の有料職業紹 介事業及びコンサルティング 事業を行っています。
Monstarlab Pte. Ltd. (注)2	シンガポール共和 国	536	デジタルコンサル ティング事業	100.0	シンガポール共和国内向け にデジタルコンサルティング 事業を行っています。 役員の兼任 1名
Monstarlab Bangladesh Ltd.	バングラデシュ人 民共和国 ダッカ	90	デジタルコンサル ティング事業	100.0 (0.58) (注)6	主に当社グループ(中東や 日本国内の拠点)からの開 発案件を請け負っていま す。 役員の兼任 1名
Monstarlab Viet Nam CO., LTD.	ベトナム社会主義 共和国 ハノイ	76	デジタルコンサル ティング事業	100.0	当社グループ(日本国内の 拠点)からの開発案件を請 け負っています。 役員の兼任 1名
Monstarlab Cebu Inc. (注)5	フィリピン共和国 セブ	0	デジタルコンサル ティング事業	99.75	Monstarlab Philippines, Inc.へ吸収合併されてお り、現在清算手続き中 です。 役員の兼任 1名
Monstar Academia Cebu Inc.(注)5	フィリピン共和国 セブ	0	その他事業	99.8 (99.8) (注)6	Monstarlab Philippines, Inc.へ吸収合併されてお り、現在清算手続き中 です。
Monstarlab Philippines, Inc.	フィリピン共和国 マニラ	22	デジタルコンサル ティング事業	100.0 (0.00) (注)6	フィリピン共和国内のデジ タルコンサルティング事業 を行っています。また日本 からの開発案件も請負って います。 役員の兼任 1名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合(%)	関係内容
Monstarlab Group (Thailand) Co., Ltd. (注) 5	タイ王国 バンコク	6	デジタルコンサル ティング事業	97.0	Monstarlab BX (Thailand) Co., Ltd.の中間持株会社 でしたが、現在清算手続き 中です。 役員の兼任 1名
Monstarlab (Thailand) Co., Ltd. (注) 5	タイ王国 バンコク	9	デジタルコンサル ティング事業	99.97	タイ王国内のデジタルコン サルティング事業を行って いましたが、現在清算手続 き中です。 役員の兼任 1名
Monstarlab BX (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国 バンコク	13	デジタルコンサル ティング事業	49.0 (注) 7	タイ王国内のデジタルコン サルティング事業を行って います。 役員の兼任 1名
Monstarlab Corp (注) 2	アメリカ合衆国 ニューヨーク	3,067	デジタルコンサル ティング事業	100.0	Monstarlab LLCの中間持株 会社です。 役員の兼任 1名
Monstarlab LLC (注) 2	アメリカ合衆国 ニューヨーク	444	デジタルコンサル ティング事業	100.0 (100.0) (注) 6	アメリカ合衆国内でデジタ ルコンサルティング事業を 行っています。
Monstarlab Colombia S.A.S	コロンビア共和国 ボゴタ	1	デジタルコンサル ティング事業	100.0 (100.0) (注) 6	主にMonstarlab LLCからの 開発案件を請け負っていま す。
Monstarlab Poland Sp. z o.o.	ポーランド共和国 クラクフ	2	デジタルコンサル ティング事業	100.0	ポーランド共和国内でデジ タルコンサルティング事業 を行っていました。2022年 9月から同事業を停止して おり、当連結会計年度末時 点において技術支援等はい りません。 役員の兼任 1名
Monstarlab Information Technology LLC	サウジアラビア王 国 リヤド	17	デジタルコンサル ティング事業	100.0	サウジアラビア王国内でデ ジタルコンサルティング事 業を行っています。
Monstarlab Enterprise Solutions Ltd.	バングラデシュ人 民共和国 ダッカ	7	デジタルコンサル ティング事業	100.0 (1.0) (注) 6	当社からファイナンス機能 を中心としたバックオフィ ス業務を受託しているシェ アードサービスセンターで す。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) レイ・フロンティア株式会社	東京都台東区	100	デジタルコンサルティング事業	29.65	位置情報を活用したスマートフォン向けアプリの企画開発及び保守運用事業を行っております。
株式会社People Cloud	島根県出雲市	10	その他事業	25.0 (25.0) (注)6	東欧の高度IT人材の紹介事業及び出雲市の企業誘致ハブとなる駅前ワーキングスペースの運営を行っております。
夢思特科技(成都)有限公司	中華人民共和国 成都市	440	デジタルコンサルティング事業	40.0	中華人民共和国内向け営業及び開発業務のほか、日本の開発案件を請け負っています。
ECAP DMCC	アラブ首長国連邦 ドバイ	1	デジタルコンサルティング事業	35.0	ヨーロッパ各国でエグゼクティブサーチ業務を行っている関連会社です。 役員の兼任 1名
Monstarlab Spain LLC	スペイン王国 バルセロナ	79	デジタルコンサルティング事業	32.0	スペイン国内でデジタルコンサルティング事業を行っています。 役員の兼任 1名

(注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 株式会社モンスターラボについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

株式会社モンスターラボ(日本基準)

主要な損益情報等	(1) 売上高	5,342,381千円
	(2) 経常利益	38,694千円
	(3) 当期純利益	92,171千円
	(4) 純資産額	1,119,960千円
	(5) 総資産額	2,197,508千円

5. 清算手続きを予定しております。

6. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

7. 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

8. 下記子会社につきましては、弊社グループ組織再編のコスト削減および早期実現の観点から、2024年9月23日時点で全株式を譲渡いたしました。

・ GENIEOLOGY DESIGN DMCC

9. 下記子会社につきましては、2024年9月19日開催の取締役会において、清算手続き開始の申し立てを行うことを決議しております。各国の法律に従って清算手続きを実施しており、完了次第、清算終了となります。

・ Monstarlab Denmark ApS

・ Monstarlab UK Limited

・ Monstarlab Czech Republic. s.r.o

・ Monstarlab Germany GmbH

・ Monstarlab Netherlands B.V.

・ Monstarlab Middle East DMCC

10. 下記子会社につきましては、2024年5月31日開催の取締役会において、清算手続き開始の申し立てを行うことを決議しており、現地法に従って清算終了いたしました。

・ 夢思特信息科技(上海)有限公司

11. 下記子会社につきましては、2022年10月20日開催の取締役会において、株式会社モンスターラボとの吸収分割承継を決議し、2023年1月3日にその効力発生日を迎えております。また、2024年6月28日に清算終了いたしました。
- ・株式会社A.C.O.

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
	社員、アルバイト(パートタイマー・インターンを含む)
デジタルコンサルティング事業	895 (14)
その他事業	36 (16)
全社(共通)	19 (0)
合計	950 (30)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は年間の平均人員を(外数)で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門所属のものであります。
3. 当連結会計年度において、構造改革の実行により、EMEA(中東、ヨーロッパ)、AMERにて非稼働人員を中心に人員削減を行ったこと、また欧州子会社及び孫会社、中東孫会社等の清算/破産を行ったことにより従業員数が大幅に減少しております。

(2) 提出会社の状況

2024年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
19	38	5.42	8,355

- (注) 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は国内データのみを記入、平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
18.2	100	60.6	57.6	0	労働者の男女の賃金の差異における女性労働者には時短勤務者を含み、事務担当者の割合が多いため差異が大きくなっております。

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

主要連結子会社(株式会社モンスターラボ)

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.			
		全労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規雇用労働者	
18.2	133.0	75.7	75.5	46.3	労働者の男女の賃金の差異における女性労働者には時短勤務者を含み、事務担当者の割合が多いため差異が大きくなっております。また、非正規雇用労働者については1名のみ、かつ、短時間勤務者のため差異が大きくなっています。

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。男性育児休業の取得率は「当事業年度において雇用する男性労働者が育児休業等をしたものの数÷当事業年度において雇用する男性労働者であって、配偶者が出産したものの数」により算出しています。また男性労働者が育児休業等をしたものには、前年度から継続して育児休業等をしているものも含まれます。なお、過年度に出生した従業員又は配偶者が出生した従業員が、当事業年度に育児休業を取得することがあるため、取得率が100%を超えることがあります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものです。

(1) 経営方針

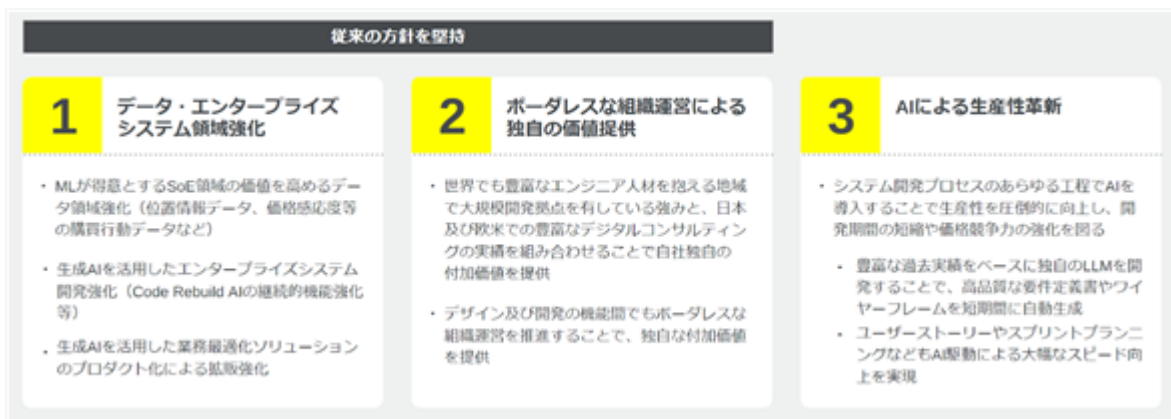
当社グループは、「多様性を活かし、テクノロジーで世界を変える」をミッションとしております。

世界の課題を解決するようなプロダクトやサービス、エコシステムをデジタルパートナーとしてクライアントと共に作り上げると同時に、世界中の多様で素晴らしい才能に満ち溢れた人々に、国境を越えて「働く機会」「成長する機会」「世界の問題を解決するようなプロジェクトに参画する機会」などの「機会」を提供することで、より良い世界を実現したいと考えております。

(2) 経営戦略

今後のデジタルコンサルティング事業の中長期的な方向性としてはクライアントの「デジタルトランスフォーメーションのパートナー」になることを目指しております。また、プロダクト事業に関しては既存プロダクトを成長させながら、デジタルコンサルティング事業で成功したプロジェクトにおいて、プロダクトマーケットフィットや市場規模、競争環境などを勘案した上で市場の共通課題を解決できると判断すれば新たなプロダクトの開発を行っていく予定です。

今後の経営戦略の基本方針は、データ・エンタープライズシステム領域強化、ボーダレスな組織運営による独自の価値提供、AIによる生産性革新、の3つの柱で構成されております。



データ・エンタープライズシステム領域強化

モンスターラボが得意とする「クライアントの売上を向上させる」イノベーション創出、売上向上型デジタルトランスフォーメーション領域は、今後も継続的にコア領域として事業展開を図りつつ、今後の成長に向け、より大規模かつ継続性の高いシステムである、データ・エンタープライズシステム領域のプロジェクト獲得を推進してまいります。

特に、既にエンタープライズシステムコンサルティングで豊富な経験を有する製造業向けシステムに対しては、過去のプロジェクトで獲得した業務プロセス知見を根子に、システム開発部分も含めた大規模プロジェクトの獲得を目指してまいります。

また、モンスターラボが得意とする新たなテクノロジーによる独自ソリューションを活かした案件獲得も推進してまいります。具体的には、ブラックボックス化した古いシステム（レガシーシステム）を、新たなシステムアーキテクチャー及びコードに置き換えるモダナイゼーションを、生成AIで効果的かつ効率的に実現するソリューションである「Code Rebuild AI」を2023年に開発しておりますが、同様のソリューションを戦略的に展開することで、競争力強化を図ってまいります。

ボーダレスな組織運営による独自の価値提供

当社グループの大きな特徴として、世界12の国と地域にグローバルに展開していることがあげられます。これにより、世界の先進的なデジタルトランスフォーメーションの事例にアクセスできるのに加え、グローバルの多様な人材プールから、最適な人員によるチームを構築することができることで、クライアントに対してモンスターラボならではの価値提供ができると考えております。

例えば、アメリカで強化しておりますペイメントプラットフォームソリューションの知見やネットワークを、成長の源泉となるAPACで活用したり、シンガポールで開発した金融ソリューションを日本に展開するといった事例が2024年においても生じております。また、アメリカのクライアントに対して、APACの豊富なエンジニアチームを組み込むことで、安定的かつ柔軟な体制構築も実現しております。こういった、地域をまたいだ価値提供

を組織的に促進していくためにも、拠点間売上を社長室の重要KPIとして設定するといった仕組み構築を進めております。

このように、グローバルで一體的な組織運営を実現することで、限定的な地域のみで事業を展開している企業には無い価値提供を図っていくことで、成長につなげてまいります。



A Iによる生産性革新

システム開発プロセスは、A Iによる生産性革新の余地が非常に大きい領域です。特に生成A Iの発展により、市場調査や要件定義、ワイヤーフレーム作成といった上流工程においても、A Iエージェントがその業務を担うことができる状況となっています。ここで、A Iエージェントの品質は、学ぶデータの質と量に依存することから、グローバルで蓄積したモンスターラボの過去のプロジェクト知見を活用することで、高品質なA Iエージェントを開発プロセスに導入し、モンスターラボならではの生産性革新を実現してまいります。

具体的には、2023年12月にレガシーシステムのモダナイゼーションを可能とする「Code Rebuild AI」を皮切りに、自然言語でのデータ抽出/分析を可能とする「Data Analyze AI」を2024年10月に、U I/U Xの課題整理の生産性を向上する「Expert Review AI」を2025年2月に開発しており、モンスターラボならではのA Iソリューションを継続的に強化しております。

また、2025年2月には、PoC/MVP開発の全てのプロセスでA Iを活用することで、従来比1.7倍の開発スピードを実現するソリューションチームである『MonstarX』をシンガポールで立ち上げることを発表しております。当該チームはシンガポールで立ち上げておりますが、同様のチームを今後全拠点に展開していくことを目指しております。

こういった、モンスターラボならではのA Iによる生産性の抜本的な革新を継続的に目指していくことで、競争力の強化を図ってまいります。

(3) 経営環境

世界のデジタルトランスフォーメーション市場は2023年時点で約132兆円という巨大市場でありながら、2030年まで年率26.7%で成長し、約692兆円の市場になるとされております（上記「3 事業の内容（注）6」参照）。一方、日本の人口は2008年をピークに今後100年で約4,300万人にまで減少していくというデータ（注1）も出ており、2030年には約79万人のIT人材が不足すると経済産業省が発表しております（注2）。この様に、デジタルトランスフォーメーションのニーズが高まる一方、デジタルトランスフォーメーションの担い手が不足するという環境に日本を含め多くの先進国が置かれており（注3）、デジタルトランスフォーメーションに関連するサービスへのニーズは今後も底堅く推移するものと考えております。

特に、当社グループが得意とする領域である、新規事業創出や事業モデル及び顧客体験変革に関する領域は、デジタルをいかに活用することで差別化できるかが競争力（市場シェアや価格プレミアム等）に直結するものと考えております。そのため、新たなテクノロジーをどう取り入れるか、いかに優れたU XやU Iをデザインできるのか、それをどう一連のプロセスに組み込むことができるのか、といった専門的サービスに対するニーズは、今後も一層高まっていくものと予想しております。

デジタルトランスフォーメーション市場は、クライアントの属する業界、成長ステージ、競争上のポジション等に応じて求められるサービスニーズが大きく異なるため、同様の特徴を有するシステムインテグレーションやコンサルティング市場と同様、極めて細分化された競争環境であると捉えております。そのため、地域やサービスによって、多くの会社と競合することになる一方、少数の大企業による寡占が生じにくい市場であることから、当社グループの強み（上記「3 事業の内容（3）事業の特徴」参照）を強化していくことで、高い成長率を今後も維持できるものと考えております。

（注1）データソース：内閣府「選択する未来-人口推計から見えてくる未来像-」

(注2) データソース：経済産業省 “IT人材需給に関する調査”

(注3) データソース：Capgemini Digital Transformation Institute “The Digital Talent Gap”

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは高い粗利率を維持した売上成長を重視して経営を行っております。

当社グループのメイン事業であるデジタルコンサルティング事業において、クライアントのコア事業のデジタルトランスフォーメーションをパートナーとして担うことで、同一クライアントからの売上が年々継続的に上昇することが重要であり、クライアントに対して提供している価値を図るものであると考えております。したがって、売上成長において、当期既存顧客売上に対する対前期売上割合（当期開始時点で過去にプロジェクトを実施したことがある顧客の当期売上に対する前期売上の割合）、年間売上5,000万円以上及び1億円以上のクライアント数並びにこれらのクライアント群からの売上の増加率を重要指標としております。

また、売上成長の中、粗利率を維持することは、高クオリティのサービスをクライアントに提供できているという指標となると同時に、財務的観点では営業利益率の上昇に大きく寄与すると考えております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループはこれまで売上成長と粗利率を最重要KPIとして経営を行ってきております。売上収益については2016年から6年間で年率40%の成長を達成したものの、拠点管理、新規拠点開発コストのほか、迅速な意思決定とマネジメント及びオペレーションの最適化を実現するグループ経営チームの組成やグループ全体の統一基盤システムへの投資が先行し、販管費が高い構造になり赤字が継続する状態となっております。また、2024年度において実行した一連の構造改革により財務基盤が脆弱化しております。そのため、今後の成長基盤を盤石なものとするためにも、財務上の基盤強化及び利益体質への転換を優先的に進めてまいりたいと考えております。

1. 財務上の基盤強化

当社グループは、2024年度においてEMEA拠点の大規模な構造改革を実施したことに伴って、2024年度末時点で債務超過の状態となっていることから、財務上の基盤を強化するために、以下の施策で自己資本の増強を図ってまいります。

() MSワラント発行

EVO FUNDを割当先として30,000,000株分の新株予約権の発行を2024年9月に発表しております。本新株予約権の行使によって、2025年2月末までに10億円の増資が実現しております。

() 優先株式発行

山陰合同銀行を引受先とした優先株式33億円分の発行を2025年1月に発表しております。本優先株式発行は、第19期定時株主総会の決議をもって発効しております。なお、本優先株式による増資額を借入金弁済に充てることで、有利子負債額の減少を企図しております。

2. 利益体質の強化

今後の継続的な売上成長の基盤構築のため、また財務上の基盤強化に資するためにも、以下の施策を推進し、適切な利益を創出できる事業モデル基盤の構築を図ってまいります。

() 稼働率の向上

2023年度までは、よりインパクトの大きいデジタルトランスフォーメーションを実現するために、事業戦略や体験設計といった上流案件の獲得に注力したことに伴って、人員構成の大半を占めるシステム開発エンジニアの稼働率が低下しておりました。2024年以降は、上流案件は維持しつつも、よりシステム開発に直結する案件獲得に軸足を移すことで、徐々にシステム開発エンジニアの稼働率が上がってきております。今後も、この方向性を堅持し、事業戦略や体験設計といったモンスターラボならではの強みを維持しつつ、全体としての稼働率向上による利益体質強化を図ってまいります。

() 販管費のモニタリング

売上に対する販管費率に関しては、戦略的コスト（営業&マーケティング費用、育成及びR&D費用）と、運用コスト（経営陣の件数費やバックオフィス件数費、グローバルチームの件数費など戦略的コスト以外の販管費）という2つの大項目にわけて管理しております。

戦略的コストである営業&マーケティング、育成及びR&D費用は売上に対する比率がある程度一定の比率で推移する様に管理し、運用コストは先行投資が完了しており売上成長率よりも低い増加率で年々増加するため、売上に対する比率が年々減少する様に管理しております。

これらの販管費を、売上水準に合わせて適切にコントロールすることで、利益体質強化を図ってまいります。

3. 人材獲得競争

昨今のデジタルトランスフォーメーション市場の成長は、人材獲得競争を熾烈なものにしています。当社のビジネスは売上の成長のために優秀な人材の獲得が至上命題となっております。当社は、以下に記載する当社の強みを生かした取り組みにより、優秀な人材の獲得を目指しております。

() 人材獲得における競争優位性の確立

当社の求めるコンサルタントやデザイナー、エンジニアの採用はスタートアップ企業からテック企業、コンサルティングファームなど様々な企業と競合します。

当社は採用における以下の点において採用の競争優位性を有していると考えております。

・大手企業のコア事業や新規事業に企画から開発、グロースまで一貫して複数関わることができる（事業会社であれば、多くの場合一つのプロダクトにしか関われない）

・最先端の技術や新規領域に関わる案件が大半を占めるのでスキルアップの機会が多い（コンサルティングファームやS I e rでは依然として業務システムの導入などの案件が大半を占める）

・ほぼ全ての案件でグローバルなチームを組成するため、グローバルな環境で働くことができる（コンサルティングファームやS I e r、テック企業などほとんどの企業は国内で完結したチームでプロジェクトを行うことが多い）

・スタートアップ企業やテック企業の様な、自由で多様なカルチャーで働くことができる

（コンサルティングファームやS I e rや事業会社は保守的なカルチャーである企業が多い）

結果、幅広い業種から人材採用することで、基幹システム連携のノウハウや業界知見などの獲得にも繋がっております。

() 12の国と地域での採用によるスケーラブルかつスピーディーな採用

当社は12の国と地域、20都市で展開しているため、各国に採用担当を配置し、最適な人材を最適な場所でスピーディーに採用することに取り組んでいます。拠点の世界展開が世界中のタレントプールへのアクセスを可能としております。

() 大学との連携

より優秀な学生を獲得するため、ベトナムのハノイ工科大学などの大学と連携し、毎年インターン生を受け入れ、その中から優秀だと判断した学生の採用を行っております。

() パートナー企業やフリーランサーとの協業

人材確保の緊急度が高い場合は、グローバルでパートナー企業やフリーランサーのリストを共有しており、パートナー企業やフリーランサーと協業することで対応しております。

4．新たな技術領域のスキル獲得

I T業界は常に新しい技術が生まれ続ける上、クライアントのデジタルトランスフォーメーションのニーズも多様化していることから、当社も常に新しい技術やこれまで当社が強みとしていなかった技術にキャッチアップしていく必要があります。近年はA I、d a t a、I o Tなどのニーズが増えてきておりますが、以下の取り組みによって、新たな技術領域のスキル獲得を目指してまいります。

() グローバルC T OチームによるR & D及び教育

グローバルでC T Oチームを組織しており、市場のトレンド、クライアントのニーズを勘案し、必要な技術を特定し、グローバルレベルでR & Dや教育などを実行しております。

（注） R & DはResearch and Developmentの略称で研究開発活動を指しております。

() グローバルで最適な場所での採用及び拠点設立

技術によっては、ある地域にハイスキルな人材が集まっていることがあります。そういった場合は、国や都市を限定して採用や拠点設立を行います。

5．デリバリーセンターのコスト上昇

当社はベトナムやフィリピン、バングラデシュ、コロンビアといった国にデリバリーセンターを抱えております。現在、これらの国のインフレによる賃金等のコスト上昇が起っており、この上昇は長期化すると考えております。

過去においては、レベニューセンターにおいてインフレに応じてマーケット全体が単価を上昇させるということが起っており、当社グループもマーケット同様インフレ上昇に応じて販売単価を上昇させることで対応してまいりました。そのため、デリバリーセンターのコスト上昇についても販売単価の上昇により対処していく方針です。

6．情報管理体制の更なる強化

当社グループでは、国内外問わず多様な事業者様との案件を通じ、機微な情報を扱う事業内容であることを鑑み、情報セキュリティの国際規格であるI S O / I E C 27001 : 2013の認証を取得しています。12の国と地域に事業展開、グローバル市場における多言語対応案件の増加と共に、より多様な顧客へのサービス提供の機会拡大が予測されます。情報資産の漏洩や不正アクセスの脅威に対し、業界や国境を問わず対策強化が求められる今、スピード感を

持ってグローバル市場を広げている当社にとっても、対策の強化は最優先課題であり責務であると捉え、この度 I S M S 認証取得の運びとなりました。

I S O / I E C 27001 認証取得により、情報リスクの低減や回避、業務効率の改善や組織体制の強化、海外企業を含む取引要件の達成等の効果が見込まれます。今後もより一層、万一の緊急事態に際した対処を含む情報管理体制の維持、改善等のリスクマネジメントの実現により、組織内外両面の安心・安全の確保・提供に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループが持続的に成長し、長期的に企業価値を向上させるためには、経営の透明性を確保し、コンプライアンス遵守の経営を徹底させることが重要であると考えています。

そのような考えのもと、当社では重要な経営課題について、事業に精通した取締役で構成される取締役会にて意思決定を行うほか、事業責任者等が参加する経営諮問会議及びコンプライアンス委員会を月次で開催しており、迅速な情報共有、課題及びリスクの検討・評価、業務意思決定を行っております。

業務執行の監督に関しましては、取締役会において各取締役から業務執行状況の報告を適時に受け、取締役の業務執行を監督しております。また、監査役はこれらの会議に出席し議事の内容や手続き等を確認し、議論に参加することで、重要な意思決定に関わるプロセスの透明性と監督機能の強化を図っております。また、監査役会において監査役間での意見交換・情報共有を行い、また、会計監査人及び内部監査責任者とも定期的な情報交換を行うなど相互に緊密に連携しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(2) 戦略

当社グループは、「多様性を活かし、テクノロジーで世界を変える」をミッションとして掲げ、メイン事業であるデジタルコンサルティングを通して社会課題の解決を目指すと同時に、世界中の多様で素晴らしい才能に満ち溢れた人々に、国境を超えて「働く機会」「成長する機会」「世界の問題を解決するようなプロジェクトに参画する機会」を提供することにより、サステナブルな社会への貢献を目指しております。

これらのミッションは、テクノロジーにより社会課題を解決するプロジェクトの積極的推進と、プロジェクトデリバリーを可能とする人的資本への投資の両輪により実現できると考えております。

<テクノロジーにより社会課題を解決するプロジェクトの積極的推進>

当社グループは、売上向上や新規事業創出に関するDXを実現する「エクスペリエンス・トランスフォーメーション・パートナー」として、世界中の何百、何千というプロジェクトに携わっています。プロジェクトで生まれる革新的なプロダクトを通してイノベーションを生み出し、ステークホルダーの体験を変革することで、より良い世界の実現を目指しております（プロジェクトの一例として下図参照）。



また、複数のNPOに対して、社会課題を解決可能なテクノロジーソリューションをアイディエーションするワークショップを無償で提供するなど、プロボノ活動を定期的実施し、社会課題解決への貢献にも積極的に取り組んでおります。

<人的資本への投資>

多様性を活かす労働環境の整備

当社グループは、多様性の持つ可能性を信じており、多様なバックグラウンドを持った社員が輝ける場を作ることを目指し、以下のような取り組みを実施しております。

1. 多様性推進プログラムの実施:

多様性に関するプログラムなどを実施し、社員全体が多様性を理解し、尊重できる環境を醸成しています。また、差別や偏見の撤廃、異なるバックグラウンドや文化への理解を深めています。トレーニングではリーダーシップ、コミュニケーション、フィードバックのスキル向上にも焦点を当て、多様な視点を尊重する意識を高めています。

例：DE&Iに関するグループ方針の啓蒙、コンプライアンス研修、多様性理解推進ワークショップの開催など

2. 採用プロセス:

採用プロセスにおいて、候補者のバックグラウンドや多様な視点を考慮した選考を行っています。これにより、様々な視点からのアプローチがチームに組み込まれ、イノベーションを促進しています。

例：多様なスキルや経験の評価基準の導入、グループディスカッションの導入など

3. キャリア開発の機会提供:

社員が多様なスキルや専門知識を磨くための機会を提供しています。異なるバックグラウンドを持つ社員が自身の強みを最大限に活かし、キャリアを発展させるサポートを行っています。

例：キャリアカウンセリング、スキル向上のためのトレーニングプログラム、異動やローテーションの機会、学習リソースのアクセス促進、メンターシッププログラムの実施など

4. フレキシブルワーク環境の整備:

多様性を尊重し、柔軟な働き方を推進しています。柔軟な勤務時間やリモートワークのオプションを提供することで、社員が自ら仕事とプライベートのバランスを調整できる環境を提供しております。

例：リモートワークの導入、フレックスタイム制度や裁量労働制等のフレキシブルな勤務時間を導入、ホットデスク環境の導入など

これらの取り組みを通じて、当社は多様なバックグラウンドを持つ社員が力を発揮しやすい環境を築き上げ、企業全体の成長とイノベーションを促進しています。

共創を支える労働環境の整備

1. 育休や有給取得の推進:

育休や有給休暇の取得を奨励するために、従業員に対してその権利や利用方法に関する情報を提供しています。また、管理層は積極的に取得を推奨し、実際の取得率や理由を分析することで、より働きやすい環境を整備しています。なお、2024年度において重要な子会社である株式会社モンスターラボの女性の育休取得率は100%、男性の育休取得率は133%、女性及び男性の育休後の復職率は100%となっております。

2. 健康管理プログラムの充実:

健康経営方針のもとに、疾病管理に留まらない健康増進・発病予防のプログラムを提供しています。健康診断やストレスチェック、メンタルヘルス相談窓口の設置だけでなく、医師による健康相談サービス（first call）の提供、健康推進を目的としたコンテンツ提供やイベントの開催、セルフケア・ラインケアに関する勉強会の開催等を通じ、従業員の健康保持と増進、生産性向上を目指しております。

3. 内部通報制度の整備:

不正行為や不適切な業務の報告を促進するために、明確な内部通報制度を整備しています。匿名通報の仕組みや報告者の保護措置を含め、従業員が安心して問題を報告できる仕組みを構築しています。報告に対する適切な対応も確保します。

4. ワークライフバランスのサポート

ワークライフバランスを重視し、従業員が仕事とプライベートを両立させやすい環境を整備します。リモートワークの許容、柔軟な労働時間の提供を導入するなど、働き方に対するサポートを提供します。

5. オープンなコミュニケーションの醸成:

従業員間及び管理層とのコミュニケーションを重視し、意見交換が活発な環境を整備します。リアルタイムでのフィードバックやアイデア共有の場を設けるなど、情報の透明性を確保します。

6. スキル開発プログラムの提供:

共創力を向上させるために、従業員に対して必要なスキルを習得できるトレーニングやワークショップを提供します。

7. 社内イノベーションプラットフォームの構築:

社内のアイデアを促進するために、社内で使用しているコミュニケーションツール上にてイノベーションプラットフォームを構築します。従業員は自由にアイデアを投稿し、評価やフィードバックを得ることができます。

8. ダイバーシティとインクルージョンの促進

異なるバックグラウンドや経験を持つ従業員が共創しやすい環境を構築するために、ダイバーシティとインクルージョンのプログラムを推進します。これにより、多様な視点からのアイデアが創出できる環境を構築しております。

これらの取り組みにより、従業員はより良い労働環境で働くことができ、生産性向上や共創力の向上に寄与することが期待されます。

先進テクノロジー提供を実現する社員教育

当社では、先進テクノロジー提供を実現するために、以下の具体的な社員教育取り組みを実施しています。

1. 先進テクノロジーのナレッジ共有

テック部門ではクラウドコンピューティング、人工知能、データサイエンスなどの先進テクノロジーに焦点を当てた勉強会やナレッジシェアの場を用意しています。社員はこれらを通じ、最新の技術トレンドやベストプラクティスを学び、業務に活かすことができます。

2. 実践的なプロジェクト体験

社員が理論だけでなく実践的なスキルを身につけるために、先進テクノロジーを活用した実際のプロジェクトに参加する機会を提供しています。チーム単位でプロジェクトに参画することで、チームワークや実務スキルの向上が期待できます。

3. 外部トレーナーとの協力

専門的なトピックにおいて、外部のトレーナーや業界専門家を招聘し、ワークショップやセミナーを開催しています。社員は外部の専門家から直接知識を吸収し、業界の最新動向を把握できるようになります。

4. 情報共有とコミュニケーション

社内コミュニケーションツールを活用し、社員同士の情報共有を促進しています。先進テクノロジーに関する知識やプロジェクトの進捗について、オープンなコミュニケーションを通じて学び合う環境を構築しています。

これらの取り組みにより、社員は最新かつ実践的なテクノロジースキルを習得し、企業全体が先進テクノロジーの提供に成功しています。

未来を担う子供たちへのテクノロジー教育

ダッカのストリートチルドレン、農村で生活する子ども達を対象に、コンピュータ・実践英語・映像技術・デザインなどの授業を行う全寮制リーダー育成センターであるエクマットラ・アカデミーで、プログラミング授業などを通じて運営を支援しております。

(3) リスク管理

当社では、経営理念及び経営方針を侵害する様々なリスク（事象）に対して、その防止及び会社損失の最小化を図るため「リスク管理規程」を定めており、全社的な管理体制を構築しています。

リスクの特定・抽出・改善策の立案等は、リスクが発生する業務を所管している各部門責任者において行うこととする一方で、リスク管理事務局を法務グループに設置し、各部門と連携しリスクの回避及び軽減に必要な措置を講じています。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を仰ぎながら、リスクの未然防止と早期発見に努めております。こうしたリスクマネジメントに取り組み、また社会情勢や事業環境の変化を捉え、リスク事項そのものの見直しを定期的を実施することで、持続的な成長を実現して参ります。

(4) 指標及び目標

前述の戦略を実現するために、以下の指標を重視しております。なお、当社においては関連する指標のデータ管理とともに具体的な取り組みが行われているものの、当社グループに属するすべての会社では行われていないため、当社グループにおける記載が困難であります。このため次の指標に関する実績は、株式会社モンスターラボホールディングス及び株式会社モンスターラボの内容を記載しております。また本報告書提出日現在においては、当該指標についての目標は設定しておりません。

指標		実績（2024年12月現在）	
		株式会社モンスターラボ ホールディングス	株式会社モンスターラボ
男女の賃金の差異	全労働者のうち女性 1	60.6%	75.7%
	うち正規雇用労働者	57.6%	75.5%
	うち非正規雇用労働者 2	-	46.3%
労働者に占める女性労働者の割合		27.8%	28.9%
従業員の国籍数（日本国内）		20ヶ国	
管理職に占める女性労働者の割合		18.2%	18.2%
男女の平均継続勤務年数の差異 3	全体	5.3年	3.4年
	男性	5.6年	3.7年
	女性	4.3年	2.6年
一月当たりの労働者の 平均残業時間 4		20時間	13時間
年次有給休暇の取得率 5		100.2%	92.5%
男性育児休業の取得率 6		100%	133%

- 1 女性労働者には時短勤務者を含み、事務担当者の割合が多いため差異が大きくなっております。また、役割やスキルに対して賃金を決定しているため同一職種、同一役職や勤続年数による男女の賃金差異はないものの、管理職に占める女性労働者の割合が低いことも要因となっております。
- 2 株式会社モンスターラボの非正規雇用労働者については1名のみ、かつ、短時間勤務者のため差異が大きくなっております。
- 3 旧株式会社モンスター・ラボからの勤続年数を含みます。
- 4 裁量労働制適用者・管理監督者は含みません。
- 5 年次有給休暇の取得率は「当事業年度において取得された有給休暇日数÷当事業年度において付与された有給休暇日数」により算出しています。また有給休暇取得日数には、前年度有給休暇の繰越分を取得した分を含みません。
- 6 男性育児休業の取得率は「当事業年度において雇用する男性労働者が育児休業等をしたものの数÷当事業年度において雇用する男性労働者であって、配偶者が出産したものの数」により算出しています。また男性労働者が育児休業等をしたものには、前年度から継続して育児休業等をしているものも含みます。なお、過年度に出産した従業員又は配偶者が出産した従業員が、当事業年度に育児休業を取得することがあるため、取得率が100%を超えることがあります。

3【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクとして、投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項には以下のようなものがあります。当社グループでは、これらのリスクを把握し、発生の可能性を認識した上で、可能な限り発生の防止に努め、また、発生した場合の的確な対応に努めていく方針であります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関わるリスクについて

デジタルトランスフォーメーション市場について

デジタルトランスフォーメーション市場は今後高い成長率で成長すると予測されるものの、当社グループの予想を上回るほどの景気悪化や経済情勢の変化に伴い、企業のデジタルトランスフォーメーションへの投資が抑制される等、事業環境が悪化した場合、あるいは既存顧客の継続、新規顧客の獲得が想定通りとならない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社グループは、新規事業や顧客体験の変革、ビジネスモデルの変革などクライアントの売上向上に関わる部分のデジタルトランスフォーメーションに強みを持ち、さらにグローバルでスケラブルなサービスが提供できるというユニークなポジショニングを作り上げてきました。

しかしながら、当社グループを取り巻く市場の競争環境が激化し、コスト面や技術力等で競合他社に対し、競争優位性を確保することが困難となる場合、あるいは既存顧客の継続、新規顧客の獲得が想定通りとならない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関わるリスクについて

人材の確保について

当社グループは、デジタルトランスフォーメーションを担う人材の確保が重要な事業となっております。そのため人材採用やM & Aといった手段でグローバルに人材を確保できるよう取り組んでおります。しかしながら、当社の想定を超える人材市場の逼迫や何かしらの組織的要因により人材が確保できなくなった場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクに対し、当社グループでは人材育成プログラムの強化、人事評価の適正性の確保、ワークライフバランスの実現等により、優秀な人材の確保・育成及び流出防止に努めております。

外注先について

当社グループは、自社の人材の確保及び育成に注力していますが、一方でプロジェクトを成功させるためには、プロジェクトの各局面に応じてタイムリーに適切な外注先を確保することも必要と考えています。そのため、パートナー・外注先との関係を強化し、柔軟に事業規模の拡大が図れるような仕組み作りに取り組んでいます。しかしながら、プロジェクトに対するパートナー・外注先の関与割合が高まった場合には、顧客が要求する品質水準に達するまでに、契約時点では予見不能な追加コストが発生する可能性があるほか、当社グループの品質水準を満たすパートナー・外注先を選定できない可能性や、パートナー・外注先の経営不振等によりプロジェクトが遅延し又は遂行できなくなったり、パートナー・外注先の提供するサービスの瑕疵により当社が顧客に対して責任を負担することとなったものの当該パートナー・外注先からの当社の損害の回復が困難となったりする可能性があります。

かかるリスクに対し、当社グループでは外注先に委託する比率を低減するほか、国内・海外拠点のリソースをグローバルで管理するチームを組成し、外注先の選定について与信等も含めて十分な検討を行っております。さらに、プロジェクトの遅延や外注先の納品物の品質水準に懸念が生じる可能性がある場合には、早い段階で顧客に相談して調整を図ることで、リスクの低減に努めております。しかしながら、これらの取り組みによってリスクを回避できない場合、プロジェクト業績の採算の低下等により、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

開発プロジェクトの採算性について

当社グループでは、プロジェクト管理者が品質・納期・コスト・リスク等の管理を行うとともに、プロジェクト管理システム等で工期や費用の費消の状況をモニタリングしております。しかしながら、システム開発においては、契約の受注時に採算性が見込まれるプロジェクトであっても、開発中の大幅な仕様変更等が発生し、作業工数が当初の見積り以上に増加することにより、最終的に案件が不採算化することがあります。また、長期のプロジェクトは環境や技術の変化に応じた諸要件の変更が生ずる可能性があると考えられます。

かかるリスクに対して、当社グループではプロジェクトのフェーズを顧客と合意の上で細分化し、各フェーズにおいて追加の対応やスケジュールの調整などの必要性を顧客と都度整理しております。また、追加の見積等が発生する可能性が見えた段階で顧客ときめ細かいコミュニケーションを取ることで、不採算化のリスク低減

に努めております。しかしながら、突発的で大幅な仕様変更や諸要件の変更あるいは品質上のトラブルが発生した場合、プロジェクトの採算の低下等により当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

技術革新等について

IT業界では、技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に速く、それに伴い、常に新しい技術やサービスが生み出されております。当社グループのデジタルコンサルティング事業においては技術力が競争力の源泉であるため、技術革新への対応が遅れることは当社グループにとって重大なリスクになると考えております。従いまして、技術革新に迅速に対応できるよう、グローバルで優秀なエンジニアを確保し、世界の各地域ごとの市場動向を注視し情報を共有することやクライアントのニーズや他社状況を把握することで技術革新への対応を講じることにより、今後も競争力のあるサービスを提供できるように取り組んでおります。

しかしながら、予想以上の急速な技術革新や代替技術・汎用的な競合商品の出現等により、当社グループのサービスが十分な競争力や付加価値を確保できない場合には、新規受注の減少や既存顧客の離反を招来し、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

売掛債権等の貸倒れについて

当社グループは、受注時には信用リスクの回避のために与信枠を設定し、かつ貸倒れリスクに対して適正な会計処理を行っていますが、景気の悪化等により当社グループが計上している貸倒引当金を上回る予想し得ない貸倒れリスクが顕在化し、追加的な損失や引当の計上が必要となる場合には、当社グループの今後の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外での事業展開について

当社グループは、日本国内のほか、アジア、欧州、北米及び中東に事業拠点を設置し、事業を展開しております。海外での事業展開において適用を受ける関連法令・税制・政策の制定、改正又は廃止、並びに解釈の相違、政治経済情勢・外交関係の変化、法令・規制・商慣習の実務上の取扱いの変更、人件費の上昇、著しい為替レートの変動等が発生した場合や、一般的に売掛債権の回収期間が長期となることなど日本との商習慣との違いから生じる取引先等との潜在的リスクが顕在化し、現地での事業活動に悪影響が生じる場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクへの対応として、当社グループでは海外で事業展開する各子会社と本社（日本）との連携を通じてグローバルな政治・経済情勢や各国法規制動向等を定期的に把握しております。また、地域毎に弁護士等の専門家と連携し、当社の事業運営に影響を及ぼすリスクが顕在化した場合には、対応策を早急に講じることができる体制を整えています。為替レートの変動リスクについては、海外拠点において日本から包括的に外貨建て預金残高の調整を行い、海外子会社でも必要に応じて外貨建て預金残高を増減させることにより、為替変動リスクの低減に努めております。また、当社グループは収益を実現する拠点及び原価の発生する拠点が世界各国に分散していることから、為替変動の影響を自然とヘッジできる収益構造となっております。インフレに関連した人件費の上昇につきましては、顧客へ理解を求めつつ、同時に海外拠点の従業員のスキル向上も推進することで、顧客が売価上昇の要因を許容しやすくなるよう努め、売価上昇を実現することで収益性を維持しております。

自然災害や事故、新型コロナウイルス感染症等について

当社グループは、日本国内のほか、アジア、欧州、北米及び中東において事業を展開しており、拠点がある国において様々な自然災害、伝染病、テロ、戦争、電力・輸送・通信等のインフラの停止や遅延等の影響を受ける可能性があります。当社グループでは地域毎に想定されるこれら事象に対して、各拠点との月次の報告会議を通じて、現地情勢を迅速に把握し対応策を早急に検討できる体制を整えているほか、各拠点の関係部門と常に連携し、情報の錯綜を防ぐ有事発生の際のレポートラインの強化に努めております。また、状況によっては事業継続計画（BCP）を検討し、情勢の変化に応じて適宜見直しを行っております。しかしながら、当社グループが甚大な人的または物的被害を受けた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大によるリスクについては、当社グループはリモートワーク環境下においてもオンラインでサービス提供できる体制・ノウハウを構築しており、サービス提供への影響の最小化を図っています。今後も、感染の状況等を注視しながら事業運営を行ってまいります。感染拡大の長期化により経済活動が停滞した場合には、顧客企業のIT投資の抑制によるプロジェクト数の減少やプロジェクト規模の縮小を招き、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営体制に関わるリスクについて

特定人物への依存について

当社グループの代表取締役社長である鯉川宏樹は、創業以来当社グループの事業に深く関与しており、また、当社事業に関する豊富な経験と知識を有していることから、経営戦略の構築やその実行に際して極めて重要な役

割を担っております。当社グループは、特定の人物に依存しない経営体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏の当社グループにおける業務執行が困難になった場合、当社グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等の可能性について

当社グループは、国内外に事業を展開しており、国内外の法令の適用を受けております。それら法令を遵守することに努めていますが、将来において当社グループを構成する企業及びその役職員の法令違反等の有無に関わらず、顧客や第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。当社グループに対して訴訟が提起された場合には、その訴訟の内容及び結果によっては、損害賠償責任の負担その他多大な訴訟対応費用や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクについて、当社グループではコンプライアンス行動指針を定めたコンプライアンス規程を制定しております。さらに、コンプライアンス委員会を設置し、社内研修及び教育活動を通じて、各拠点の従業員1人1人が法律や社内規程等で決められたことを守り、かつ社会の常識に従って行動するよう周知徹底を図ることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めています。また、拠点がある国において現地弁護士と契約して法務的な確認を都度実施することで、リスクの顕在化を未然に防ぐことに努めております。

(4) 法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

知的財産について

当社グループは、事業活動において、第三者の特許権、商標権等の知的財産権を侵害しないよう、常に注意を払うとともに、必要に応じて当社グループの知的財産権の登録を申請することで、当該リスクの回避を図っています。しかしながら、当社グループの認識していない第三者の知的財産権が既に成立している可能性や当社グループの事業分野で新たに第三者の知的財産権が成立する可能性があること等から、当社グループによる第三者の知的財産権の侵害が生じる可能性があり、その第三者より、損害賠償請求、使用差止請求及びロイヤリティの支払い要求等が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティについて

当社グループでは、事業遂行にあたり、顧客の企業情報や顧客が保有する個人情報等、様々な機密情報に接する機会があります。万が一、当該機密情報が外部に漏洩した場合には、当社グループの信用低下や損害賠償責任の負担等を通じて、当社グループの経営成績や財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクについて、当該機密情報が外部漏洩のないよう従業員等と秘密保持契約を締結するとともに、これらの情報管理やセキュリティ管理に対しては個人情報保護規程や情報システム管理規程を整備するとともに、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得し、情報の適正な取扱いと厳格な管理を的確に行うための対策を講じております。さらに、リスクへの対応を確かなものとするため、国内・海外拠点のセキュリティ部門を束ねるグループ・セキュリティ機能を設け、進化する脅威にたいしてリスク管理とセキュリティ施策を行っております。また、従業員教育を通じて情報セキュリティへの意識向上を促すことやグループ内をグローバルに横断するセキュリティ委員会の設置を通じて、セキュリティインシデントの低減に努めると共にリスクを網羅的に把握できる仕組みの構築に取り組んでおります。

(5) その他

M & A等の投融資に関するリスクについて

当社グループでは、今後の事業拡大の過程において、サービスラインの強化、グローバル展開の加速及び新たな事業領域への展開等を目的として、出資、M & A等の投融資を実施する場合があります。投融資については、弁護士・税理士・公認会計士等の外部専門家の助言も得ながら緻密にデューデリジェンス（適正価値精査）を実施し、投資リスクを十分に検討しております。しかしながら、事業環境や競合状況の変化等に伴って当社グループが期待する利益成長やシナジー効果が当初の想定どおりに実現できない可能性があり、これが顕在化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。当該リスクの発生タイミングの予想は困難ではありますが、定量的かつ明確なKPIの設定及びそれに基づく定期的なモニタリングを通じ、最重要会議体にて適宜報告・議論を行う体制をとることにより、リスクに備えております。また、当社グループとのシナジー効果を十分に発揮できず売上や利益が想定を大きく下回るなど、期待したリターンが得られないリスクについては、当社グループとのシナジー創出による買収先会社の継続的成長を重要視し、案件の規模や内容に応じてロングタームインセンティブ（一定期間の勤続に伴う報酬）やアーンアウト（買収価格の分割払い）等のスキームを活用しています。

なお、企業買収に伴い発生した相当額ののれんについて減損発生の兆候が識別された際は、適切な測定手続きを実施して、適正に財務諸表に反映する体制を構築しております。業務執行と監督の体制は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」を、リスクが顕在化したときの影響額については「第5 経理

の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 9 . のれん及び無形資産、11 . 非金融資産の減損」をご参照ください。

また、投融資を計画する場合において、適切な対象会社が発掘できない際には、事業成長を視野に入れた出資、M & A等が実施できないことが想定され、事業成長に悪影響を与える可能性があります。

のれんについて

当社グループは、企業買収に伴い発生した相当額ののれんを計上しております。当該のれんにつきまして、それぞれの事業価値及び事業統合による将来のシナジー効果が発揮された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られない場合、減損損失が発生し、当社グループの経営成績に悪影響を与える可能性があります。リスクの発生時期、対策、規模等については上記「 M & A等の投融資に関するリスクについて」をご参照ください。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員等に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。2024年12月末時点における新株予約権による潜在株式数は2,811,000株であり、発行済株式総数39,176,950株の7.18%に相当します。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、既存株主の保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。

過年度の経営成績及び税務上の繰越欠損金について

当社グループは、過年度を含め当期純損失を計上しているため、当事業年度末において税務上の繰越欠損金が2,882,682千円(国内拠点)存在しております。一般的には、繰越欠損金を課税所得から控除することにより、税額を減額することができます。しかし、今後の税制改正の内容によっては、納税額を減額できない可能性があります。また、繰越欠損金が解消された場合、通常の税率に基づく法人税等が発生し、当社グループの経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響を与える可能性があります。

配当政策について

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としています。しかしながら、本書提出日現在では事業の成長段階にあることから財務体質の強化及び事業拡大のための内部留保の充実を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。このことから、創業以来配当を実施しておらず、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び事業拡大のための財源として利用していく予定です。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度における世界経済及びわが国経済は、個人消費や設備投資の持ち直し等により緩やかな回復基調が見られるものの、世界的なエネルギー価格の高騰や物価の高騰に伴うインフレ圧力等の影響から先行き不透明な状況となっております。一方、IT業界におきましては、コロナ禍を契機とするデジタルシフトの機運も依然として衰える気配はなく、経営戦略に直結するデジタルトランスフォーメーション（DX）の需要が増加しており、企業のDXに対する投資意欲は引き続き旺盛な状況が続いております。

こうした経営環境の中、当社グループは世界12の国と地域において、主に企業や自治体に対して事業課題や新規事業のニーズに合わせてDXを支援するメイン事業「デジタルコンサルティング事業」およびプロダクト事業等の「その他事業」を展開しております（2024年12月31日時点）。なお、当社グループではデジタルコンサルティング事業を展開するエリアを、日本国内及びアジア・パシフィック地域を指すAPAC、ヨーロッパ、中東及びアフリカ地域を指すEMEA、北米、中米及び南米地域を指すAMERの3つのリージョンに分類しております。

当連結会計年度につきましては、昨年度に引き続き、今後の成長に向けた基盤構築期と位置づけ、赤字拠点の整理や、人員体制の見直しなど、抜本的な構造改革を進めてまいりました。特に高成長を見込んで先行投資をしておりましたEMEAを中心に、大部分のオフィスを撤退すると共に、人員整理を実施いたしました。それに伴い、資産の減損や貸倒引当処理、退職金等の一時費用としてグループ全体で大きな損失を計上しました。一方、APACについては、デジタルコンサルティングから当社の強みの領域である開発領域に軸足を移すことによって、開発プロジェクトが増加したことで、第2四半期連結会計期間を底に成長軌道に回帰しております。また、AMERについては、ペイメントソリューション企業との協業により売上が拡大したことに加え、過剰人員の整理を行ったことで、第3四半期連結会計期間から利益体質が定着してきております。これらの一連の取組みの結果、当第4四半期連結会計期間には全リージョンにおいて構造改革費用等を除いた営業利益の黒字化を達成することとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上収益は10,003,292千円（前年同期比25.1%減）、営業損失は10,269,868千円（前年同期は2,056,729千円の営業損失）、税引前損失は9,845,766千円（前年同期は2,156,279千円の税引前損失）、親会社の所有者に帰属する当期損失は9,947,586千円（前年同期は2,355,328千円の親会社の所有者に帰属する当期損失）となりました。

当期の財政状態の概況

当連結会計年度末の資産合計は7,589,119千円（前連結会計年度末は14,461,055千円）となりました。主な内訳は、現金及び現金同等物1,550,889千円（前連結会計年度末は1,783,264千円）、営業債権及びその他の債権733,683千円（前連結会計年度末は2,600,114千円）、のれん699,354千円（前連結会計年度末は3,964,762千円）等であります。

当連結会計年度末における各項目の状況は、次のとおりです。

（流動資産）

流動資産の残高は2,723,335千円（前連結会計年度末は5,836,139千円）となりました。主な内訳は、現金及び現金同等物1,550,889千円（前連結会計年度末は1,783,264千円）、営業債権及びその他の債権733,683千円（前連結会計年度末は2,600,114千円）等であります。

（非流動資産）

非流動資産の残高は4,865,784千円（前連結会計年度末は8,624,916千円）となりました。主な内訳は、のれん699,354千円（前連結会計年度末は3,964,762千円）、無形資産276,099千円（前連結会計年度末は651,053千円）、使用権資産139,336千円（前連結会計年度末は356,249千円）等であります。

（流動負債）

流動負債の残高は5,710,500千円（前連結会計年度末は7,932,462千円）となりました。主な内訳は、営業債務及びその他の債務694,227千円（前連結会計年度末は1,132,648千円）、社債及び借入金3,372,457千円（前連結会計年度末は4,739,564千円）等であります。

（非流動負債）

非流動負債の残高は6,655,339千円（前連結会計年度末は2,822,565千円）となりました。主な内訳は、社債及び借入金5,808,099千円（前連結会計年度末は1,493,246千円）、リース負債265,114千円（前連結会計年度末は549,435千円）等であります。

（資本合計）

資本合計の残高は 4,776,719千円（前連結会計年度末は3,706,027千円）となりました。主な内訳は、資本金2,175,325千円（前連結会計年度末は1,922,586千円）、資本剰余金10,896,713千円（前連結会計年度末は10,499,729千円）、利益剰余金 18,505,948千円（前連結会計年度末は 8,558,362千円）等であります。

当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,550,889千円（前連結会計年度末は1,783,264千円）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、資金は3,086,850千円の支出（前年同期は3,518,947千円の支出）となりました。これは主に、税引前損失（9,845,766千円（前年同期は 2,156,279千円））による資金の減少、減損損失（4,320,639千円（前年同期は15,790千円））、子会社株式売却益（254,500千円（前年同期は 938,663千円））、子会社清算損（938,865千円（前年同期はゼロ））、債務免除益（855,124千円（前年同期はゼロ））、為替差損益（234,325千円（前年同期は 444,972千円））、営業債権及びその他の債権の増減（1,417,580千円（前年同期は532,379千円））、契約資産の増減（791,345千円（前年同期は 252,512千円））、営業債務及びその他の債務の増減（28,192千円（前年同期は 397,042千円））、法人所得税の支払額（108,655千円（前年同期は 355,940千円））により資金が減少したこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、資金は393,576千円の支出（前年同期は1,238,854千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出（44,223千円（前年同期は 121,144千円））、無形資産の取得による支出（134,224千円（前年同期は 340,452千円））、子会社株式の売却による支出（29,757千円（前年同期は 183,772千円））、子会社の清算による支出（111,834千円（前年同期はゼロ））等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、資金は3,187,749千円の収入（前年同期は3,725,517千円の収入）となりました。これは主に、短期借入金の純増減額（3,710,892千円（前年同期は2,574,330千円））、長期借入金の返済による支出（504,537千円（前年同期は 758,656千円））、社債の発行による収入（500,000千円（前年同期はゼロ））、社債の償還による支出（750,000千円（前年同期は 114,500千円））、リース負債の返済による支出（286,155千円（前年同期は 365,316千円））、増資による収入（503,150千円（前年同期は1,713,663千円））によるものです。

生産、受注及び販売の状況

当社グループは、デジタルコンサルティング事業、その他事業の2つのセグメントから構成されております。当社グループの提供するサービスは、受注から販売までの所要日数が短く、期中の受注高と販売実績とがほぼ一致するため、生産、受注の状況の記載を省略しています。

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

（単位：千円）

セグメントの名称	前連結会計年度 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）	当連結会計年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）	前期比
デジタルコンサルティング事業	12,914,858	9,582,436	25.8%
その他事業	411,734	401,096	2.6%
合計	13,326,593	9,983,532	25.1%

- （注）1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 総販売実績に対する割合が10%を超える相手先はありません。

経営方針・経営戦略等

当連結会計年度において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、IFRSに準拠して作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。しかしながら実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の連結財務諸表を作成するにあたって採用する重要性がある会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3 . 重要性がある会計方針」に記載しております。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4 . 見積り及び判断の利用」に記載しておりますが、重要なものは以下のとおりであります。

(のれん)

のれんを含む非金融資産の減損にかかる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3 . 重要性がある会計方針 (10) 非金融資産の減損」に記載しております。非金融資産の減損損失の測定に際しては、回収可能価額を見積り計算しており、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、のれんを含む非金融資産の減損損失が増減する可能性があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容等

(売上収益)

当連結会計年度の売上収益は、10,003,292千円(前年同期比25.1%減)となりました。

売上収益の分析・検討内容につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、8,578,188千円(前年同期比14.3%減)となりました。

主な減少要因は、当連結会計年度に海外拠点の解散、縮小を実施したことによるものです。売上収益の減少とともに売上原価が減少しております。

この結果、売上総利益は1,425,104千円(前年同期比57.3%減)となりました。

(販売費及び一般管理費、その他の収益、その他の費用、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、7,220,034千円(前年同期比16.5%増)となりました。

主な要因は、組織構造のスリム化やグループレベルでの全体最適化の一環で実施した主にEMEAグループ人員のリストラ費用、解散に伴うコストの発生です。

また、その他の収益は、1,153,439千円(前年同期は1,007,049千円)となりました。主な要因は、EMEA拠点の破産による債務免除益合計855,124千円、及びGenieology Design DMCCの株式譲渡による子会社株式売却益254,500千円です。

これらの結果、営業損失は、10,269,868千円(前年同期は2,056,729千円)となりました。

(税引前利益、親会社の所有者に帰属する当期利益、当期利益)

上述の事象に加え、主に金融商品の公正価値測定(FVTPL)を含む金融収益が623,814千円(前年同期は3,320千円)、主に社債及び借入金とリース負債から生じる支払利息を含む金融費用が162,388千円(前年同期は101,933千円)計上された結果、税引前損失は9,845,766千円(前年同期は2,156,279千円)となりました。また、法人所得税費用が133,705千円(前年同期は163,640千円の税金費用)が計上された結果、当期損失は9,979,472千円(前年同期は2,319,919千円)となりました。

資本の財源及び資金の流動性に関する分析

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、人件費や外注費、人員獲得のための採用費、M & A 資金等であり、

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。必要な資金は自己資金及び金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本としております。

なお、当連結会計年度末（2024年12月31日）における社債及び借入金の残高は9,180,556千円（前連結会計年度末は6,232,810千円）となっており、現金及び現金同等物の残高は1,550,889千円（前連結会計年度末は1,783,264千円）となっております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社の経営成績に影響を与えるおそれがあることを認識しております。

これらリスク要因の発生を回避するためにも、運営する事業の強化、人員増強、財務基盤の安定化等、継続的な経営基盤の強化が必要であるものと認識し、実行に努めております。

経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標として、当期既存顧客売上の対前期売上割合（当期開始時点で過去にプロジェクトを実施したことがある顧客の当期売上に対する前期売上の割合）、年間売上が5,000万円以上及び1億円以上のクライアント数並びにこれらのクライアント群からの売上の増加率を重要指標としております。構造改革による組織変更の影響により、当連結会計年度における年間売上5,000万円以上及び1億円以上のクライアント数は51社、これらのクライアント群からの売上の増加率は30.7%減となりました。

なお、経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標」をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

（新株予約権の発行）

当社は、2024年9月19日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、EVO FUND（以下「割当予定先」といいます。）に対する第81回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として本新株予約権の買取契約を割当予定先との間で締結することを決議しております。

なお、詳細につきましては、2024年9月19日公表の「第三者割当による第81回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

当社グループは、最新のITを研究し、様々な顧客ニーズに迅速に応えるとともに、既存製品・サービスの改善改良及び新規サービスを開発するため、以下の活動を実施しています。

- ・今後成長を続けていくにあたり、上流のDX戦略コンサルティング、データ分析などの新領域の知見をためていく必要があり、その手段としてのM & A、プロジェクトを通じて、トレーニングマテリアルや内部プロジェクト管理体制を拡充させ、知識の研鑽や社内共有・ナレッジの蓄積を行っております。

当連結会計年度において、当社グループ全体の研究開発活動の金額は、36千円で、全額デジタルコンサルティング事業に帰属するものとなっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額178,447千円で、主要なものは「2 主要な設備の状況」に記載のとおりです。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2024年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	使用権資産	その他	合計	
株式会社モンスターラボ ホールディングス	(東京都 渋谷区)	使用権資産 (オフィス賃借 料)	-	-	-	63,814	-	63,814	19 (0)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に外書で記載しております。

(2) 国内子会社

該当ありません。

(3) 在外子会社

該当ありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

経常的な設備の更新のための新設等を除き、重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

(注) 1 2025年3月27日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、普通株式の発行可能株式総数は同日より30,000,000株増加し、150,000,000株となっております。

2 2025年3月27日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、A種種類株式の発行可能株式数は同日より33,000,000株増加し、33,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年3月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	39,176,950	45,836,950	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種種類株式	-	33,000,000	非上場	単元株式数は1株であります。
計	39,176,950	78,836,950	-	-

(注) 1 「提出日現在発行数」欄には、2025年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 A種種類株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先配当

本A種種類株式の優先配当年率は、日本円TIBOR(6か月物)に2.0%を加算した数値に設定されており、本A種種類株式の株主(以下「本優先株主」といいます。)は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、本優先株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。また、本A種種類株式は参加型であり、本優先株主は、当該優先配当に加え、普通株主に配当を行うときは、本A種種類株式1株につき、それぞれ、普通株式1株当たりの剰余金と同額の剰余金の配当を受け取ることができます。

(2)残余財産の分配

(a)当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記bに定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を加えた額の金銭を支払います。但し、本(a)においては、残余財産の分配が行われる日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算します。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てます。

(b)A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3)取得請求権

本A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権(以下「本普通株式対価取得請求権」といいます。)が付されております。本A種種類株式発行要項において、本優先株主は、本A種種類株式について最初の払込みがなされた日(以下「本払込日」といいます。)以降、いつでも、当社に対して、当社の普通株式を対価として本A種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとされておりますが、本引受契約において、本優先株主は、本払込日から3年後の応当日である2028年3月28日以降に限り、本普通株式対価取得請求権を行使できることとされております(但し、一定の場合は当該期間中も本普通株式対価取得請求権を行使することができます。)。当社としましては、当社の経済的状況、即時の希薄化の懸念の抑制及び事業再建計画の実行可能性等を考慮し、割当予定先と協議した結果、本普通株式対価取得請求権の行使が制限される期間を3年と設定しました。本普通株式対価取得請求権が行使された

場合に交付される普通株式の数は、本A種種類株式1株あたりの払込金額（100円）（以下「本払込金額」といいます。）に累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額を、取得価額で除して得られる数となります。なお、累積未払配当金相当額とは、ある事業年度において本優先株主に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係る上記に定める優先配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）の額に達しない場合において、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）まで、同事業年度に係る上記に定める配当年率で単利計算により累積するところのその額をいい、日割未払優先配当金額とは、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該分配日が2025年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行う方法（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）により算出されるA種優先配当金相当額をいいます。取得価額（以下「取得価額」といいます。）は、足元の当社の経営状況や、第81回新株予約権の行使による希薄化及びその可能性が当社の株価に対して短期的に影響を与える可能性があることを考慮し、一時的な株価変動の影響を排除するのに適切な期間を割当予定先と協議の上、2025年1月15日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（以下「終値平均」といいます。）（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。）である95.9円（2025年1月14日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の終値である82円の116.95%に相当します。）としております。

（4）取得価額の調整

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整します。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替えるものといたします。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用します。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用します。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整します。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とし、「発行済普通株式数」は、当社が当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され又は当社に対して取得を請求できる株式を発行している場合には、その時点で当該株式の全てがその時点での条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、また、当社が新株予約権を発行している場合には、その時点で当該新株予約権の全てがその時点での条件で行使され普通株式が交付されたものとみなして算定されます。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用します。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{- 当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行} \\ \text{する普通株} \\ \text{式の数} \end{array}}{\text{普通株式 1 株当たりの時価}} \times \text{1 株当たり} \\ \text{払込金額}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とします。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用します。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用します。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とします。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用します。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用します。但し、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとします。

- (b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとします。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。

- (d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とします。

(e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行いません。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌されます。

(5) 金銭を対価とする取得条項

本A種種類株式には、金銭を対価とする取得条項（以下「本金銭対価取得条項」といいます。）が付されております。当社は、本払込日の翌日以降いつでも当社の取締役会が別に定める日（但し、当社は、14日前までに、書面による通知を本優先株主に対して行うことを要します。以下「取得日」といいます。）が到来することをもって、取得日における分配可能額を限度として、金銭を対価として、本A種種類株式の全部又は一部を取得することができます。本金銭対価取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、本A種種類株式1株につき、本払込金額に累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額となります。なお、一部取得を行うにあたり、本優先株主が複数存在する場合には、取得する本A種種類株式は、比例按分により当社の取締役会が決定します。また、原則として本普通株式対価取得請求権と本金銭対価取得条項の優劣関係は、効力発生日の先後により決まることとなりますが、本引受契約上、割当予定先が本金銭対価取得条項の発動に係る当社からの通知を受領した場合、割当予定先は本普通株式対価取得請求権を行使できないものとされております。

(6) 議決権及び譲渡制限

本A種種類株式には、株主総会における議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第15回新株予約権

決議年月日	2016年7月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員40
新株予約権の数(個)	1,850(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 92,500(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	179(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2018年7月20日～2026年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 179(注)6 資本組入額 90
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数

当事業年度の末日(2024年12月31日)時点では新株予約権1個につき目的となる株式数は50株であります。

2. 新株予約権の割当日以降、株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとする。

なお、分割の比率とは、株式分割後の発行済株式総数を株式分割前の発行済株式総数で除した数を、併合の比率とは、株式併合後の発行済株式総数を株式併合前の発行済株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。この端数処理は、割当日後、新株予約権者毎に計算の上行われるものとする。)

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の割当日後、以下に挙げる事由が生ずる場合は、次の算式により行使価格を調整するものとする。

(1) 時価(ただし、株式上場前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。調整後の行使価格は、払込期日の翌日以降、または割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(2) 時価を下回る価格をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合。調整後の行使価格はかかる証券の割当日に、発行される全新株予約権の行使がなされまたは新株予約権付社債が全額転換されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項の内容

会社法236条1項八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下「株式会社」という。)により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。この場合、当該合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転に際し、当社と株式会社との間で締結される吸収・新設合併契約(会社法749条1項四号イ及び753条1項十号イ)、吸収分割契約(会社法758条五号イ)、新設分割計画(会社法763条十号イ)、株式交換契約(会社法768条1項四号イ)または株式移転計画(会社法773条1項九号イ)において株式会社が交付する下記の新株予約権の内容を定めるものとする。

新株予約権の目的たる株式の種類

普通株式とする。

新株予約権の数及び株式の数

合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。

各新株予約権の行使の際の払込金額

合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使期間

株主総会で決議された権利内容及び割当契約に定める新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転の日のいずれか遅い日から、株主総会で決議された権利内容及び割当契約に定める新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。

その他の新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし当社取締役会において、特に認められた場合は、この限りではない。
- ・当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。
 - ・発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。
- b. 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

新株予約権の譲渡制限

a. 新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

b. 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。

6. 2022年11月21日開催の取締役会決議により、2023年1月5日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第17回新株予約権

決議年月日	2016年7月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員72
新株予約権の数(個)	440(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,000(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	179(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2018年7月20日～2026年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 179(注)6 資本組入額 90
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 (2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6. 「第15回新株予約権」の(注)1～6. に記載のとおりであります。

第18回新株予約権

決議年月日	2016年 8月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員15
新株予約権の数(個)	140(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,000(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	179(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2018年 8月23日～2026年 8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 179(注)6 資本組入額 90
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 (2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第20回新株予約権

決議年月日	2017年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2 従業員132
新株予約権の数(個)	1,755[1,745](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式87,750[87,250](注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	320(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2019年7月1日～2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 320(注)6 資本組入額 160
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第22回新株予約権

決議年月日	2017年12月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員11
新株予約権の数(個)	50(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,500(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	389(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2018年12月19日～2027年12月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 389(注)6 資本組入額 195
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第24回新株予約権

決議年月日	2017年12月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1
新株予約権の数(個)	380(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 19,000(注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	389(注) 3、4、6
新株予約権の行使期間	2019年12月29日～2027年12月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 389(注) 6 資本組入額 195
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1～6、「第15回新株予約権」の(注) 1～6に記載のとおりであります。

第25回新株予約権

決議年月日	2018年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 従業員98
新株予約権の数(個)	1,430[1,410](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 71,500[70,500](注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	389(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2020年3月13日～2028年3月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 389(注)6 資本組入額 195
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 (2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第26回新株予約権

決議年月日	2018年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員14
新株予約権の数(個)	330(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,500(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	389(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2020年3月13日～2028年3月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 389(注)6 資本組入額 195
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第28回新株予約権

決議年月日	2018年10月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1
新株予約権の数(個)	100(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	696(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2020年10月23日～2028年10月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 696(注)6 資本組入額 348
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第29回新株予約権

決議年月日	2019年5月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 9 アドバイザー 1
新株予約権の数(個)	325(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,250(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	696(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2020年5月28日～2027年5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 696(注)6 資本組入額 348
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第30回新株予約権

決議年月日	2019年6月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員15
新株予約権の数(個)	6,450(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 322,500(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	696(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2021年6月11日～2029年6月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 696(注)6 資本組入額 348
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 (2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第31回新株予約権

決議年月日	2019年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 従業員141
新株予約権の数(個)	2,685 [2,665] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 134,250 [133,250] (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	696 (注) 3、4、6
新株予約権の行使期間	2021年6月21日～2029年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 696 (注) 6 資本組入額 348
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第32回新株予約権

決議年月日	2019年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員13
新株予約権の数(個)	160(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	696(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2021年6月21日～2029年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 696(注)6 資本組入額 348
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第35回新株予約権

決議年月日	2019年10月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外監査役 1
新株予約権の数(個)	200(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000(注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注) 3、4、6
新株予約権の行使期間	2021年10月22日～2029年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注) 6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1～6、「第15回新株予約権」の(注) 1～6に記載のとおりであります。

第36回新株予約権

決議年月日	2019年12月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員13
新株予約権の数(個)	125(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,250(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2021年12月21日～2029年12月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第37回新株予約権

決議年月日	2020年2月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員11 子会社役員2
新株予約権の数(個)	480(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 24,000(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2022年2月22日～2030年2月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第38回新株予約権

決議年月日	2020年4月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 社外監査役1 従業員2
新株予約権の数(個)	700(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 35,000(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2022年4月21日～2030年4月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第39回新株予約権

決議年月日	2020年4月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員1
新株予約権の数(個)	750(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 37,500(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2022年4月21日～2030年4月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第40回新株予約権

決議年月日	2020年4月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員1
新株予約権の数(個)	100(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2022年4月21日～2030年4月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第42回新株予約権

決議年月日	2020年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員16
新株予約権の数(個)	260(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,000(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2022年7月29日～2030年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第43回新株予約権

決議年月日	2020年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員3 従業員14
新株予約権の数(個)	900(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 45,000(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2022年7月29日～2030年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第44回新株予約権

決議年月日	2020年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 8 従業員 105
新株予約権の数(個)	2,225[2,185](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 111,250[109,250](注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2022年7月29日～2030年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第45回新株予約権

決議年月日	2020年8月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員2
新株予約権の数(個)	100(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2022年8月28日～2030年8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第48回新株予約権

決議年月日	2020年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1
新株予約権の数(個)	70(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,500(注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注) 3、4、6
新株予約権の行使期間	2022年9月30日～2030年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注) 6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1～6、「第15回新株予約権」の(注) 1～6に記載のとおりであります。

第49回新株予約権

決議年月日	2020年12月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 7
新株予約権の数(個)	100(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000(注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注) 3、4、6
新株予約権の行使期間	2022年8月28日～2030年8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注) 6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1～6、「第15回新株予約権」の(注) 1～6に記載のとおりであります。

第51回新株予約権

決議年月日	2020年12月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 1 従業員 2
新株予約権の数(個)	100(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2022年12月29日～2030年12月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第52回新株予約権

決議年月日	2021年1月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 3 従業員 7
新株予約権の数(個)	575(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 28,750(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2023年1月30日～2031年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第53回新株予約権

決議年月日	2021年1月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1
新株予約権の数(個)	100(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000(注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注) 3、4、6
新株予約権の行使期間	2023年1月30日～2031年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注) 6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1～6、「第15回新株予約権」の(注) 1～6に記載のとおりであります。

第54回新株予約権

決議年月日	2021年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員2
新株予約権の数(個)	250(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,500(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2023年3月31日～2031年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第55回新株予約権

決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員16
新株予約権の数(個)	700(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 35,000(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2023年6月25日～2031年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 (2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第56回新株予約権

決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員2
新株予約権の数(個)	100(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2022年10月28日～2030年10月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第57回新株予約権

決議年月日	2021年7月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 子会社役員11 従業員198
新株予約権の数(個)	7,490 [7,430] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 374,500 [371,500] (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860 (注) 3、4、6
新株予約権の行使期間	2023年7月17日～2031年7月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860 (注) 6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 (2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1～6、「第15回新株予約権」の(注) 1～6に記載のとおりであります。

第58回新株予約権

決議年月日	2021年7月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員11
新株予約権の数(個)	165(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,250(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2023年7月17日～2031年7月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 (2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第59回新株予約権

決議年月日	2021年11月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 4
新株予約権の数(個)	250(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,500(注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注) 3、4、6
新株予約権の行使期間	2023年11月20日～2031年11月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注) 6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 (2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1～6、「第15回新株予約権」の(注) 1～6に記載のとおりであります。

第60回新株予約権

決議年月日	2022年2月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員112 子会社役員3
新株予約権の数(個)	4,085 [4,520] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 204,250 [226,000] (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860 (注) 3、4、6
新株予約権の行使期間	2024年2月22日～2032年2月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860 (注) 6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第61回新株予約権

決議年月日	2022年2月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員15
新株予約権の数(個)	650(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 32,500(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2024年2月22日～2032年2月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第62回新株予約権

決議年月日	2022年3月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員4
新株予約権の数(個)	410(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,500(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2024年3月24日～2032年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 (2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6.に記載のとおりであります。

第63回新株予約権

決議年月日	2022年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員50
新株予約権の数(個)	460[440](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 23,000[22,000](注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2024年5月22日～2032年5月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 (2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6.に記載のとおりであります。

第64回新株予約権

決議年月日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3 社外取締役1 社外監査役1 子会社役員10 従業員119
新株予約権の数(個)	5,580 [5,480] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 279,000 [274,000] (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860 (注) 3、4、6
新株予約権の行使期間	2024年7月2日～2032年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860 (注) 6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 (2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1～6、「第15回新株予約権」の(注) 1～6.に記載のとおりであります。

第65回新株予約権

決議年月日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員1 従業員48
新株予約権の数(個)	875(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 43,750(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2024年7月2日～2032年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 (2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第66回新株予約権

決議年月日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 8 従業員60
新株予約権の数(個)	6,235[6,225](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 311,750[311,250](注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2024年7月2日～2032年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第76回新株予約権

決議年月日	2022年10月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 9 子会社役員 1
新株予約権の数(個)	1,115(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 55,750(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2024年10月22日～2032年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第77回新株予約権

決議年月日	2022年11月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 9 従業員80
新株予約権の数(個)	4,345 [4,940] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 217,250 [247,000] (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860 (注) 3、4、6
新株予約権の行使期間	2024年11月23日～2032年11月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860 (注) 6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1～6、「第15回新株予約権」の(注) 1～6に記載のとおりであります。

第78回新株予約権

決議年月日	2022年11月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員10
新株予約権の数(個)	160[140](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000[7,000](注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	2025年1月4日～2033年1月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860(注)6 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 (2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1～6、「第15回新株予約権」の(注)1～6に記載のとおりであります。

第79回新株予約権

決議年月日	2023年1月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員2
新株予約権の数(個)	1,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4
新株予約権の行使期間	2025年1月6日～2033年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数

当事業年度の末日(2024年12月31日)時点では新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2～5. 「第15回新株予約権」の(注)2～5.に記載のとおりであります。

第80回新株予約権

決議年月日	2023年1月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1
新株予約権の数(個)	22,500(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,500(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	860(注)3、4
新株予約権の行使期間	2023年1月30日～2023年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 860 資本組入額 430
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数

当事業年度の末日(2024年12月31日)時点では新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2～5. 「第15回新株予約権」の(注)2～5.に記載のとおりであります。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第81回新株予約権

決議年月日	2024年9月19日
新株予約権の数(個)	251,500[184,900] (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(株)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	当社普通株式 25,150,000[18,490,000] (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3、4
新株予約権の行使期間	2024年10月8日(当日を含む。)から2027年10月7日(当日を含む。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の価額	(注)6
金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額	該当事項はありません。

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

1. 新株予約権1個につき目的となる株式数

本新株予約権の目的である株式の総数は30,000,000株であり、当事業年度の末日(2024年12月31日)時点では本新株予約権1個につき、目的となる株式数は100株とする。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

3. 新株予約権の割当日後、次の算式により行使価額を修正する。

- (1) 行使価額は、割当日の翌取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）から起算して3取引日目の日の翌取引日（以下「修正日」という。）に、修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、いずれかの価格算定期間に（注）4.の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。
- (2) 下限行使価額は、当初75円とする。
- (3) 下限行使価額は、（注）4.の規定を準用して調整される。

4. 新株予約権の割当日後、以下に挙げる事由が生ずる場合は、次の算式により行使価格を調整するものとする。

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合又は当社の株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権

者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用する時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)3.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) (注)3.及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、141円とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されております。

	第4四半期会計期間 (2024年10月1日から 2024年12月31日まで)	第19期 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	48,500	48,500
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	4,850,000	4,850,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	108.71	108.71
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	503	503
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	48,500
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	4,850,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	108.71
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	503

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年2月11日 (注)1、2	17,109	438,353	299,441	621,010	299,441	4,462,616
2020年2月28日 (注)3、4	3,425	441,778	75,007	696,018	75,007	4,537,623
2020年3月31日 (注)5	3,425	445,203	75,007	771,025	75,007	4,612,631
2020年5月20日 (注)6	1,600	446,803	35,040	806,065	35,040	4,647,671
2020年5月22日 (注)7	11,420	458,223	250,098	1,056,163	250,098	4,897,769
2020年8月20日 (注)8、9	612	458,835	13,402	1,069,566	13,402	4,911,172
2020年11月30日 (注)10	68,493	527,328	1,499,996	2,569,563	1,499,996	6,411,168
2020年2月10日 (注)11	270	527,598	1,233	2,570,796	1,233	6,412,401
2020年12月30日 (注)12	-	527,598	2,170,796	399,999	2,170,796	8,583,198
2021年1月20日 (注)13	98	527,696	2,146	402,146	2,146	8,585,344
2021年10月29日 (注)14	68,493	596,189	1,499,996	1,902,142	1,499,996	10,085,341
2021年11月30日 ~ 2021年12月27日 (注)15	800	596,989	3,385	1,905,528	3,385	10,088,726
2021年12月27日 (注)16	-	596,989	1,500,000	405,528	1,685,208	8,403,518
2022年7月1日 (注)17、18	12,440	609,429	272,436	677,964	272,436	8,675,954
2022年12月30日 (注)19、20、21	18,040	627,469	395,076	1,073,040	395,076	9,071,030
2022年3月24日 ~ 2022年9月30日 (注)22	6,570	634,039	10,703	1,083,744	10,703	9,081,734
2023年1月5日 (注)23	31,067,911	31,701,950	-	1,083,744	-	9,081,734
2023年3月27日 (注)24	1,800,000	33,501,950	596,160	1,679,904	596,160	9,677,894
2023年4月26日 (注)25	779,000	34,280,950	258,004	1,937,909	258,004	9,935,899
2023年10月25日 (注)26	46,000	34,326,950	2,667	1,940,576	2,667	9,938,566
2024年10月8日 ~ 2024年12月25日 (注)27	4,850,000	39,176,950	252,739	2,193,315	252,739	10,191,305

- (注) 1 2020年2月11日登記時点の有償第三者割当
発行価格35,004円 資本組入額17,502円
主な割当先 Nathaniel Trienens
- (注) 2 2020年2月11日登記時点の有償第三者割当
発行価格35,004円 資本組入額17,502円
主な割当先 William Joseph Trienens
- (注) 3 2020年2月28日登記時点の有償第三者割当
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先株式会社サーバーワークス
- (注) 4 2020年2月28日登記時点の有償第三者割当
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先 スカイライトコンサルティング株式会社
- (注) 5 2020年3月31日登記時点の有償第三者割当
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先 電通デジタル投資事業有限責任組合 無限責任組合員
- (注) 6 2020年5月20日登記時点の有償第三者割当
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先 島根中央信用金庫
- (注) 7 2020年5月22日登記時点の有償第三者割当
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先 日本郵政キャピタル株式会社
- (注) 8 2020年8月20日登記時点の有償第三者割当
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先 株式会社エクスプレイン
- (注) 9 2020年8月20日登記時点の有償第三者割当
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先 田中昭人
- (注) 10 2020年11月30日登記時点の有償第三者割当
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先 JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員
- (注) 11 ストック・オプションの行使による増加であります。
- (注) 12 2020年11月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、今後の資本政策の柔軟性、および機動性を確保することを目的として、資本金の額を減少させ、資本準備金に振り替えたものであります。その結果、2020年12月30日付で、資本金が2,170,796千円減少しております。なお、資本金の減資割合は84.44%となっております。
- (注) 13 2021年1月20日登記時点の有償第三者割当
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先 Ulrich Kronvold Holding APS
- (注) 14 2021年10月29日登記時点の有償第三者割当
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先 JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員
- (注) 15 ストック・オプションの行使による増加であります。
- (注) 16 2021年11月15日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2021年12月27日付で、資本金1,500,000千円及び資本準備金1,685,208千円をその他資本剰余金に振替え、振替後のその他資本剰余金3,185,208千円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損補填を行っております。なお、資本金の減資割合は78.72%、資本準備金の減少割合は16.70%となっております。
- (注) 17 2022年7月1日登記時点の有償第三者割当
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先 Calvin Rodney Sylvinus Hart
- (注) 18 2022年7月1日登記時点の有償第三者割当
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先 Catherine Lucy Hoff
- (注) 19 2022年12月30日第三者割当引受日時点
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先 Abdullah Ali Saleh AlDkheel
- (注) 20 2022年12月30日第三者割当引受日時点
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先 FAISAL MOHAMMED S ALAMRO
- (注) 21 2022年12月30日第三者割当引受日時点
発行価格43,800円 資本組入額21,900円
主な割当先 AHMED IBRAHIM F ALGHOFAILY
- (注) 22 ストック・オプションの行使による増加であります。
- (注) 23 2023年1月5日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が31,067,911株増加となります。
- (注) 24 2023年3月27日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格 720円
引受価額 662.40円
資本組入額 331.20円
払込金総額 1,192,320千円
- (注) 25 2023年4月26日を払込期日とする有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）
発行価格（引受価額） 662.40円
資本組入額 331.20円
払込金総額 516,009千円
割当先 大和証券株式会社
- (注) 26 ストック・オプションの行使による増加であります。
- (注) 27 新株予約権の行使による増加であります。
- (注) 28 2025年1月1日から2025年2月28日までに新株予約権の行使により発行済株式総数が6,660,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ261,633,400円増加しております。
- (注) 29 2025年3月28日を払込期日とする有償第三者割当（A種種類株式）
払込金額 1株につき100円
資本組入額 50円
払込金総額 3,300,000千円
割当先 株式会社山陰合同銀行

(5) 【所有者別状況】

2024年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	23	51	29	66	7,558	7,729	-
所有株式数(単元)	-	7,357	13,495	37,921	75,422	2,535	254,954	391,684	8,550
所有株式数の割合(%)	-	1.87	3.45	9.68	19.25	0.65	65.09	100	-

(6) 【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門1丁目3-1	6,839,200	17.45
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA	2,693,000	6.87
イナガワ ヒロキ	東京都渋谷区	2,207,150	5.63
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区大手町2丁目3-1	1,563,000	3.98
GLOBAL SHARES EXECUTION SERVICES LIMITED CLIENT ASSET ACCOUNT MONSTARLAB (常任代理人 大和証券株式会社)	171 OLD BAKERY STREET, VALLETTA, MALTA VLT1455 (東京都千代田区丸の内1丁目9番1号)	1,549,650	3.95
山下 良久	大阪府大阪市中央区	1,158,300	2.95
株式会社山陰合同銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	島根県松江市魚町10 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	675,600	1.72
利根沢 正之	埼玉県さいたま市緑区	594,700	1.51
鈴木 澄人	東京都大田区	542,850	1.38
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	535,400	1.36
計	-	18,358,850	46.80

(注) 1. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

2. 上記の一覧表のうち、以下の株主は海外の機関投資家の所有する株式の保管管理業務を行なうとともに、当該機関投資家の株式名義人となっています。

・GLOBAL SHARES EXECUTION SERVICES LIMITED CLIENT ASSET ACCOUNT MONSTARLAB

・GOLDMAN, SACHS & CO. REG

3. イナガワヒロキにおいては、当社株式に関し2024年10月15日付で大量保有報告書が提出されておりますが、当該項目との相違が見られます。本相違は、名義上株主であるBNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE

CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTYの実質株主であるEVO FUNDとの株券貸借契約に基づく3,000,000株の貸付によるものになります。

- 4 . BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTYにおいては名義上株主であり、その実質株主であるEVO FUNDは、当社株式に関し2025年1月10日付で大量保有報告書が提出されておりますが、当該項目との相違が見られます。本相違は、2024年12月末頃に売却された一部株式が株主名簿に反映されていないこと及び、当社株式を複数の預託先へ分けて管理されていることによるものと確認しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,168,400	391,684	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 8,550	-	-
発行済株式総数	39,176,950	-	-
総株主の議決権	-	391,684	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

- (1)【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としています。しかしながら、本書提出日現在では事業の成長段階にあることから財務体質の強化及び事業拡大のための内部留保の充実を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。このことから、創業以来配当を実施しておらず、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び事業拡大のための財源として利用していく予定です。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、業務の適正を確保するための体制を構築することを重要な課題として位置づけております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社では、事業に精通した取締役による取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、経営から独立した立場の監査役が当社の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役制度を採用するとともに、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会を設置することにより、経営の透明性を高めるとともに、機動的な意思決定を確保できる経営管理体制を構築しております。なお、2025年3月27日を以て、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行により、取締役会に監査等委員会を設置し、取締役会の監督機能をより強化することを目指します。

イ) 取締役会

当社の経営の意思決定および取締役の職務執行状況の監督・管理を行う機関である取締役会は、代表取締役社長である鮎川宏樹を議長とした取締役4名で構成されております。1名の常勤取締役（松永正彦）に加え、2名の非常勤取締役（社外取締役長井利仁及び社外取締役頼嘉満）は、取締役の職務執行に対する取締役会の監督の実効性を高め、取締役会の意思決定の客観性を確保するために、東京証券取引所が定める当社の一般株主と利益相反の生ずるおそれがない独立役員として招聘しております。なお、取締役会は原則として月1回開催しており、取締役会規程に基づいて経営並びに業務執行に関する決定・報告が行われております。また、別途必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会には、すべての監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

当事業年度（2024年12月期）の取締役会の出席状況については次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
鮎川 宏樹	22	22	100%
松永 正彦	22	22	100%
中原 淳博（注）	10	9	90%
Mark Jones（注）	5	5	100%
長井 利仁	22	22	100%
頼 嘉満	22	22	100%
高島 均	22	22	100%
早川 明伸	22	22	100%
三浦 由布子	22	22	100%

（注） 中原淳博及びMark Jonesは当連結会計年度にて辞任及び退任しており、在任期間中の出席状況を記載しております。

ロ) 監査役会

当社は、2022年4月より監査役会制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役1名（高島均）と非常勤監査役2名（早川明伸及び三浦由布子）の3名で構成しております。監査役会の議長は常勤監査役の高島均であります。

なお、監査役会は、監査役会規程に基づいて、原則として月1回開催しております。

監査役が、原則として取締役会その他の重要会議にも出席して必要に応じて意見を述べることで、取締役会等の運営及び取締役の職務執行に関わる経営の監視機能の充実化が図られております。

また、業務状況の確認を通じ、取締役の職務執行の状況を監査しております。

なお、監査役は会計監査人および内部監査責任者と緊密な連携を保ちながら、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

社外監査役は取締役の職務執行に対する監査役による監査の実効性を高めるため、東京証券取引所が定める当社の一般株主と利益相反の生ずるおそれがない独立役員として、以下の3名を招聘しております。

監査役 高島均は、独立性の観点及び大手総合商社での内部監査業務及び大手IT企業での常勤監査役の経験等を通じて有する企業経営に関する相当程度の知見を当社監査体制に活かしていただくため、招聘しております。

監査役 早川明伸は、独立性の観点及び弁護士としての知見に基づき、取締役の職務執行全般にわたり適法性、適正性を確保するために招聘しております。

監査役 三浦由布子は、独立性の観点及び公認会計士として有する財務会計に関する相当程度の知見を当社監査体制に活かしていただくため、招聘しております。

現在、当社は監査役会制度を採用し、監査役会を設置しておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、この制度を改める予定です。

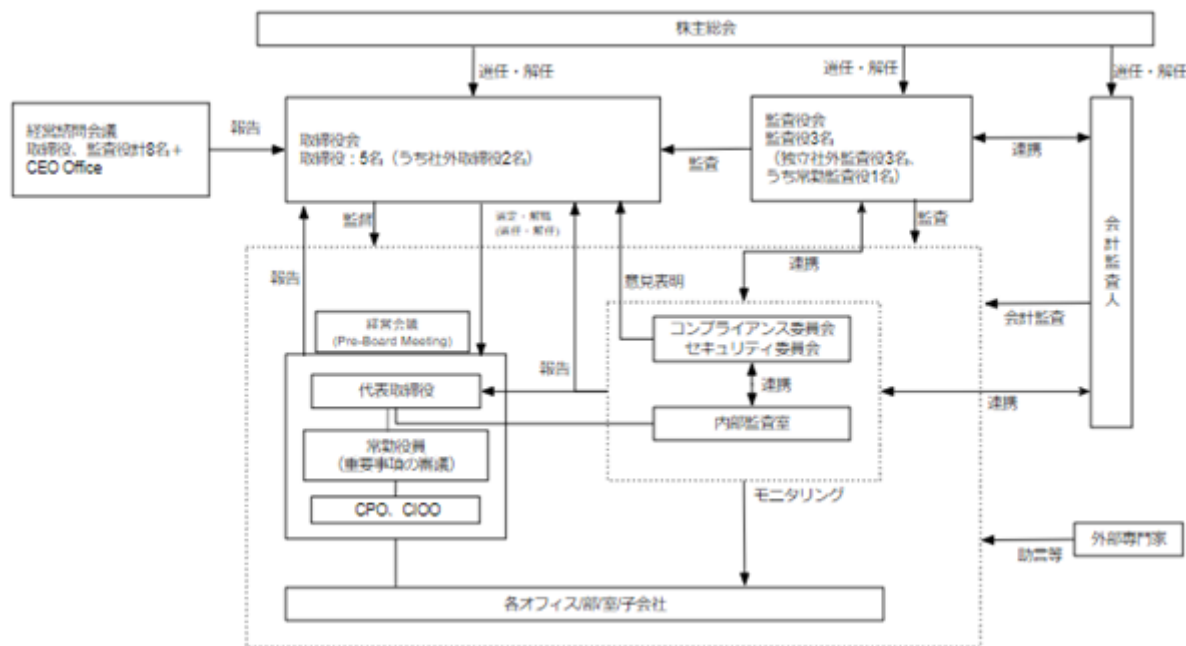
八) 経営会議 (Pre-Board Meeting)

常勤取締役、監査役、CFO、CEOオフィス長で構成されております。経営会議では、経営計画に関する事項、事業・販売計画に関する事項、予算に関する事項、財務に関する事項、人事労務に関する事項など幅広い経営課題について進捗状況を確認し議論を行うことで、業務執行の権限と責任を明確にし、迅速かつ適正な意思決定を図り、経営の透明性や効率性の向上に努めています。

二) 経営諮問会議

前項イ) の取締役会に出席するメンバーに加えて、CEOオフィス長が参加する会議になります。本会議では、経営政策及び戦略に関する重要事項や予算編成の方針について、社外役員の知見や知識を会議の場で共有しています。取締役会があらかじめ準備されている決議事項や報告事項を議論し取り決めるのに対し、本会議はブレインストーミング方式で参加者から忌憚のない自由な意見を引き出すのを目的としています。従って本会議にて会社として決議・報告すべき事項が発生した場合は、取締役会に上程します。

なおコーポレート・ガバナンス体制概要図は以下のとおりであります。



内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」について、次のとおり定めております

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程に基づいて、モンスターラボグループコンプライアンス行動指針を策定し、モンスターラボグループ全ての役員及び社員に対する、企業倫理に関する具体的行動指針とします。また、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとし、

コンプライアンス体制の構築・維持については、ファイナンスオフィス法務グループ長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたり、法令遵守に関する社内教育・研修は総務チームと連携して行うものとし、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成するものとし、

内部監査については、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役社長に報告するものとし、

より風通しの良い企業風土の醸成に努め、グループ各社内に定める内部通報規程に基づき、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報窓口を設置し、社内周知の上、運用するものとし、また、通報内容については、速やかに調査を行い、コンプライアンス是正のための措置を講じるものとし、通報したことを理由として、通報者に対して不利益となる取り扱いはいりません。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、ファイナンスオフィスを管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理をするものとし、また、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は経営上のリスクの分析及び対策の検討については、リスク管理規程に基づき、経営会議において、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な対策を講じます。リスクの回避及び軽減等に必要の対策を講じるとともに、講じた対策が有効であるか定期的に評価するものとします。

情報セキュリティ及び個人情報管理にかかるリスクについては情報セキュリティ管理責任者を委員長とするセキュリティ委員会において管理体制の強化を図ります。

なお、緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を最高責任者とする体制をとり、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものとします。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行い、主要な指標については、進捗管理を行うものとします。

定時取締役会については月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものとします。また、経営会議については原則として月2回開催し、日常の業務執行の確認や協議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務管理のため、関係会社管理規程を制定するとともに統括的に管理を行う取締役を任命し、職務の執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等、厳正な指導、監督を行います。

子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行います。

子会社の損失のリスク等については、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行います。

監査役ならびに内部監査担当者は、子会社等の重要な業務運営について、法令および定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を報告します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとしております。

7. 上記6.の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に係る指揮命令を受けた特定の使用人は、所属長の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及びその他重要会議に出席し、報告を受ける体制をとっております。同時に、監査役はこれらの会議において意見具申が可能な体制を整えております。

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったとき等は、監査役会もしくはファイナンスオフィスに報告するものとします。

監査役は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができるとともに、監査役の社内の重要な会議への出席を拒まないものとします。

また、監査役は、内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとします。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し反社会的勢力からの不当要求に対して屈せず、反社会的勢力からの経営活動の妨害や被害、誹謗中傷等の攻撃を受けた対応をファイナンスオフィスで一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をします。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制システムに関する基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の締結

当社は社外取締役及び社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を損害賠償責任の限度額として責任限定契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

取締役及び監査役の実任免除

当社は取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨を定款に定めております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要等は以下のとおりであります。

イ. 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、その他個人の被保険者

ロ. 保険契約の内容の概要

当該保険契約により被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為、詐欺行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為については填補の対象としないこととしております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものです。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性2名(役員のうち女性の比率28.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	鱒川 宏樹	1975年3月6日	1999年6月 プライスウォーターハウスパー スコンサルタント株式会社入社 2000年11月 株式会社イーシー・ワン入社 2005年2月 モニターグループ株式会社入社 2006年2月 当社創業 代表取締役社長(現任) 2021年7月 株式会社モンスターラボ取締役 2023年8月 同社代表取締役社長(現任)	(注)3	2,207,150
取締役	松永 正彦	1959年11月12日	1982年4月 情報技術開発株式会社入社 2010年7月 同社オフショア推進事業部長及び理 事 2011年4月 TDIシステムサービス株式会社常務 取締役 2012年4月 LIFETIME technologies Co., LTD.CEO 2017年3月 当社取締役(現任) Monstarlab Viet Nam Co.,Ltd.代表 (現任) 2023年3月 株式会社モンスターラボ取締役(現 任)	(注)3	5,000
取締役	長井 利仁	1976年2月19日	2001年5月 株式会社インテリジェンス(現: パーソルキャリア株式会社)入社 2014年4月 株式会社インテリジェンスビジネス ソリューションズ(現:パーソル プロセス&テクノロジー株式会社)代 表取締役社長 2016年4月 テンプホールディングス株式会社 (現:パーソルホールディングス株 式会社)執行役員 2018年4月 株式会社エス・エム・エス入社 2018年7月 株式会社エス・エム・エス執行役員 2018年7月 株式会社エス・エム・エスカリア 代表取締役 2018年10月 当社社外取締役(現任) 2020年11月 株式会社オプロ社外取締役(現任) 2021年4月 パーソルイノベーション株式会社代 表取締役社長 パーソルホールディングス株式会社 執行役員(現任) 2023年7月 パーソルデジタルベンチャーズ株式 会社代表取締役(現任)	(注) 1、3	2,500(注)5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	頼 嘉満	1976年10月3日	1999年4月 Lawson Software株式会社(現:インフォアジャパン株式会社)インターナショナルプロジェクトマネジャー 2008年7月 モニターグループ株式会社 プロジェクトマネジャー 2011年4月 DCM Ventures株式会社Investment VP 2014年5月 Happy Elements Asia Pacific株式会社代表取締役 Happy Elements株式会社取締役 2021年8月 株式会社UB Venturesマネージングパートナー(現任) 2022年3月 当社社外取締役(現任) 2022年8月 アシオット株式会社社外取締役(現任) 2022年12月 カーブジェン株式会社社外取締役(現任)	(注) 1、3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	高島 均	1954年7月1日	1977年4月 三井物産株式会社入社 1987年12月 スカンジナビア三井物産株式会社金属課 1992年4月 三井物産株式会社製鋼原料部合金第二グループ主席 1999年11月 同社マニラ支店業務部長 2003年5月 同社製鋼原料本部原料業務室長兼三井物産金属原料株式会社非常勤監査役 2006年11月 三井物産株式会社金属資源本部中部金属資源統括部長 2009年7月 同社内部監査部検査役 2011年6月 同部米州内部監査室(在ニューヨーク) 2013年5月 同室室長検査役兼米州三井物産主任内部監査人 2015年7月 三井情報株式会社常勤監査役 2019年10月 当社常勤社外監査役(現任) 2021年7月 株式会社モンスターラボ監査役(現任)	(注) 2、4	5,000
監査役	早川 明伸	1974年1月4日	2005年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会)中島経営法律事務所入所 2010年4月 中島経営法律事務所パートナー就任 2015年4月 弁護士法人トラスト早川経営法律事務所(現:早川・村木 経営法律事務所)設立代表弁護士(現任) 2016年2月 独立行政法人中小企業基盤整備機構BusiNest アクセラレータコースメンター(現任) 2017年11月 G R A ソリューションズ株式会社代表取締役(現任) 2018年12月 株式会社H D E(現:HENNGE株式会社)監査役(現任) 2020年3月 当社社外監査役(現任) 2023年3月 Chatwork株式会社(現:株式会社kubell)監査等委員取締役(現任)	(注) 2、4	10,000
監査役	三浦 由布子 (登記上の名字は芹川)	1984年3月10日	2005年12月 中央青山監査法人(現:PwC Japan有限責任監査法人)入所 2012年2月 ノバルティスファーマ株式会社コーポレート経理部入社 2019年6月 株式会社スタディスト常勤監査役 2020年6月 株式会社タカラレーベン(現:MIRARTHホールディングス株式会社)常勤監査役(現任) 2020年10月 株式会社日興タカラコーポレーション(現:株式会社レーベンホームビルド)監査役 2020年10月 株式会社タカラレーベンリアルネット監査役 2022年3月 当社社外監査役(現任) 2022年6月 株式会社レーベンゼストック監査役(現任) 2022年10月 株式会社タカラレーベン監査役(現任) 2023年12月 パシフィックコンサルタンツ株式会社社外監査役(現任) 2024年5月 株式会社タカラレーベンリアルネット監査役(現任)	(注) 2、4	0
計					2,229,650

(注) 1. 取締役 長井利仁、頼嘉満は、社外取締役であります。

2. 監査役 高島均、早川明伸、三浦由布子は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2024年3月28日開催の定時株主総会終結のときから選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年1月5日開催の臨時株主総会終結のときから選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 社外取締役長井利仁氏が所有する株式数は、長井氏が持分を100%所有するBRIGHTLY合同会社名義で保有するものであります。

社外役員の状況

(a) 社外取締役及び社外監査役の員数並びに当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

当社では、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。

2022年11月21日開催の取締役会決議により、2023年1月5日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

本書提出日現在、社外取締役長井利仁は新株予約権100個（新株予約権の目的となる普通株式5,000株）を保有しております。同氏は、BRIGHTLY合同会社の代表社員であり、BRIGHTLY合同会社は普通株式2,500株を保有しております。

社外取締役頼嘉満は新株予約権100個（新株予約権の目的となる普通株式5,000株）を保有しております。

社外監査役高畠均は普通株式5,000株及び新株予約権200個（新株予約権の目的となる普通株式10,000株）を保有しております。

社外監査役早川明伸は普通株式10,000株及び新株予約権100個（新株予約権の目的となる普通株式5,000株）を保有しております。

社外監査役三浦由布子は新株予約権70個（新株予約権の目的となる普通株式3,500株）を保有しております。

これ以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(b) 社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

取締役である長井利仁は、テクノロジー企業を大きく成長させてきた実績、経営者としてIT領域のM&AやPMIにおける豊富な経験を有しており、特にテクノロジー人材の獲得と活用、人材採用、組織運営に関する深い知見を有しています。その豊富で多様な知見を活かし、当社の経営に対して客観的・専門的なご意見や指導をいただくことを期待し、社外取締役として選任しています。

取締役である頼嘉満はソフトウェア企業、戦略コンサルティングファームなどグローバルファームでの経験、及びベンチャーキャピタリストとしてfreee等への投資実行を担当し、更には中国・日本でトップとして企業経営をしてきた豊富な経験を有しています。当社のグローバルでの成長において、多様性を持ったグローバル企業の経営者としての目線と、機関投資家などの株主からの視点を活かした意見や提言を行っていただくことを期待し、社外取締役として選任しています。

監査役である高畠均は、公認内部監査人・公認不正検査士等の資格を有し、大手総合商社において国際的なビジネス分野で幅広く業務・経営・内部監査等に携わってこられたほか、前職では大手IT企業で常勤監査役も歴任されております。また現在は当社の常勤監査役としての監査業務に加え、コンプライアンス・ガバナンス体制全般に関し様々な助言もいただいております。今後とも当社グループの成長・価値向上への貢献を期待し、社外監査役として選任しています。

監査役である早川明伸は、弁護士の資格を有しており、企業法務および経営に関する幅広い見識があり、また、これまで複数企業の社外監査役を務めるほか、自らも企業経営に携わるなど企業経営に関する多くの知見と豊富な経験を活かし、当社の監査役として特に法務全般の指導及び監査を行っております。今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することを期待し、社外監査役として選任しています。同氏は、早川・村木経営法律事務所のパートナー等を兼任しています。

監査役である三浦由布子は、公認会計士として企業等の会計監査業務に携わってこられたほか、グローバル企業での勤務等を通し、国際的な財務・会計に関する高度な知識を得てこられました。また、上場企業の監査役として多面的な企業経営の知見も深めておられ、当社社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任しています。

(c) 社外取締役及び社外監査役の独立性の基準又は方針及び選任状況に関する提出会社の考え方

当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準、又は方針として特段の定めはありませんが、東京証券取引所における独立役員に関する判断基準を参考の上、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役及び社外監査役を選任しております。

(d) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて内部監査の状況、会計監査の状況及びその結果について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めること等により、経営監督機能としての役割を担っております。

社外監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画に基づき取締役会に出席し、適宜意見を表明するとともに、定期的開催する監査役会において常勤監査役から、内部監査の状況、重要な会議の内容、閲覧した重要書類の概要、内部統制の状況等について報告を受けております。また、必要に応じて内部統制部門の責任者を含めた面談を実施しており、内部統制の状況について確認しております。

内部監査担当者と社外監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っており、監査計画及び監査結果等について共有し、業務改善に向けた協議を行うなど、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

内部監査担当者、社外監査役及び会計監査人は、定期的に開催する三様監査を通じて、監査実施内容や評価結果等固有の問題点の情報共有、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a 組織・人員

当社における監査役監査は、社外監査役3名(うち常勤1名)で構成される監査役会(監査役、内部監査、法務グループが出席)を中心に実施しております。なお、監査役三浦由布子は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度(2024年12月期)の、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
高島 均	13	13
早川 明伸	13	13
三浦 由布子	13	13

b 監査役会及び監査役の活動状況

監査役会としての監査活動は、主に、監査方針及び監査計画の策定、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備・運用状況の確認、会計監査人監査の妥当性検討等を行っております。

また、監査役会では、必要に応じて会計監査人、関係会社取締役及び内部監査室ならびに各部門長等と情報交換・ヒアリングを行い、また、内部通報事務局からの報告受領と対応の検討を行うなど、監査の実効性と効率性の確保に努めております。

監査役としての監査活動は、「監査役会規程」「監査役監査基準」の監査方針に従い、重要会議(取締役会、経営諮問会議、経営会議)に出席して必要に応じて意見表明するとともに、社外役員との意見交換や国内主要事業所及び海外関係会社への往査や取締役会等にオンライン形式での出席を通じて、代表取締役への提言を適宜行っております。

また、常勤監査役は、取締役からの報告・説明等の聴取、経営諮問会議、経営会議への出席、稟議書等の重要な文書の閲覧等により会社の状況を把握し、経営の健全性を監査するとともに、非常勤監査役への情報共有を行うことで監査機能の充実を図っております。

監査役の具体的な活動内容は次のとおりです。

領域	項目	常勤	社外
重要会議	取締役会への出席	○	○
	経営諮問会議への出席	○	○
	経営会議への出席	○	
	CPL委員会、セキュリティ委員会への出席	○	
	社外役員連絡会への出席	○	○
業務執行	監査方針及び監査計画の策定	○	○
	内部監査の実施状況確認	○	○
	内部統制システムの整備・運用状況確認	○	○
	会計監査人監査の妥当性等について検討	○	○
	稟議書等の重要な文書の閲覧	○	
	各部門長との意見交換・ヒアリング	○	○
子会社	国内主要事業所への往査	○	
	海外関係会社への往査	○	
内部監査	内部監査部門からの内部監査計画説明、結果報告	○	○
	次年度内部監査計画に関する意見交換	○	○

表中の「常勤」は常勤社外監査役を、「社外」は社外監査役を示しております。

c 監査役会と会計監査人との連携状況

会計監査については、財務部より月次決算資料の提出を求め監査するとともに、会計監査人からの監査計画報告(年度初め)及び会計監査報告等を定期的に受けております。

監査役会と会計監査人との連携内容は、次のとおりです。

主な報告・検討事項	月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
監査基本方針と監査スケジュール												
四半期レビュー・トピックス												
監査重点領域及びKAMの検討												
J-SOX監査・内部統制状況												
会計監査人の職務の遂行に関する事項												
会計監査人監査報告書												
三様監査会議												
グループ会社における課題・発見事項												

内部監査の状況

当社は内部監査室を独立した組織として設置しており、同室には代表取締役が任命した専任の内部監査担当者を1名配置しております。内部監査規程に基づき、年度計画に沿って、内部統制の整備及び運用状況について、各部門を対象として定期的に監査を実施、当社の組織・制度及び業務活動全般の監査を実施しております。

監査結果は内部監査報告書として代表取締役社長へ提出し、その写しを監査役会及び被監査部門の責任者に報告を行っており、改善提案事項については、後日改善状況の確認のためのフォローアップ監査を行っております。

また、内部監査室長及び内部監査担当者は、監査役及び会計監査人との情報交換を行っており、相互連携によりその実効性の向上を図っております。内部監査担当者は独立した担当者として内部監査業務を行っております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

三優監査法人

b 継続監査期間

5年間

c 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員/業務執行社員 米林 喜一

指定社員/業務執行社員 畑村 国明

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 6名

e 監査法人の選定方針と理由

会計監査人として三優監査法人を選定した理由は、監査役会が、面談等を通じ同監査法人が当社の会計監査人に求められる専門性と高い監査品質、独立性を有しており、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われていることを確保する体制を備えていることを確認致しました。また同監査法人が世界第5位の会計事務所であるBDOグループのメンバーであり、海外子会社を含めた当社グループの監査を実施するのに十分な体制を整えているものと評価・判断したためであります。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会では、監査法人の品質管理の状況、監査チームの独立性及びそのチーム構成、監査報酬、当監査役会及び現場責任者等とのコミュニケーションの有効性、グループ監査の実効性、不正リスクへの対応等の項目を基準として設け評価しています。

同監査法人は、海外子会社を多く抱える当社グループの事業特性上生じる海外子会社での不正会計などのリスク認識なども造詣が深く、また適切なコミュニケーション(具体的には、四半期に一度、当社内部監査部門と共に定期ミーティングを実施するとともに、必要に応じて意見交換・情報共有を行っています)を通じて、当社グループ全体の監査が有効に機能していることを確認しており、上記基準に照らし合わせても適切に監査が実施されているものと評価しています。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)(注)
提出会社	55,000	-	46,114	-
連結子会社	1,477	871	1,602	923
計	56,477	871	47,716	923

(注)前連結会計年度及び当連結会計年度における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務及び移転価格文書作成支援業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワーク(三優監査法人のメンバーファーム)に対する報酬(aを除く)
該当事項は有りません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項は有りません。

d 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、当社の事業規模・業種・監査日数等を基に算出された見積り報酬について、日本公認会計士協会が公表している「上場企業監査法人・監査報酬実態調査報告書」等を参考の上、その日数及び単価の合理性を勘案し決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、三優監査法人の監査計画及び会計監査の職務遂行状況、監査時間、監査体制に関する過去実績を検討し、監査の品質も含め総合的に判断した結果、会計監査人の報酬等について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬額等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員規程」及び「監査役会規則」により定めております。具体的には、取締役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員報酬等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、役員報酬限度額は、以下のとおりです。

役員報酬限度額 取締役200,000千円（うち社外取締役分年額50,000千円以内。2022年3月30日開催の定時株主総会で決議。決議時点の取締役の員数10名）（年額）、監査役50,000千円以内（2022年3月30日開催の定時株主総会で決議。決議時点の監査役の員数3名）（年額）。取締役の報酬等は、当社の経営状況、取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会にて決定するものとしており、監査役の報酬等は、全監査役の協議によるものとしております。当事業年度の取締役の報酬等の額は、2022年3月30日開催の取締役会で決議してしております。当事業年度の監査役の報酬等の額は、2022年3月30日開催の監査役会で決定してしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	ストックオプション	
取締役(社外取締役を除く。)	22,532	21,950	-	-	582	4
監査役(社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	24,031	23,700	-	-	331	5

役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式は保有しておらず、今後も保有する方針がないため、投資株式は全て純投資目的以外の目的である投資株式であります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の主力サービスであるデジタルコンサルティング事業において、販売チャネル開拓やサービスに強みをもつ企業との業務提携を行うことで、新しいビジネス領域を開拓し、業務提携先の強みを生かした市場での優位性向上が図れると考えております。このようなシナジー効果が見込まれることから業務提携を前提とした投資株式については政策的に保有することとします。

なお、上場株式については、株価変動によるリスク回避及び資産効率の向上の観点から、投資先との事業上の関係や当社との協業に必要がある場合を除き、これを保有しません。

また、業務提携を前提とした投資株式について各個別銘柄の取得に際しては、当社経営陣が相手先代表者と面談し、経営環境、事業戦略及び資本提携目的の説明を受け、取締役会において第三者機関による株価算定書の妥当性など総合的に検討し取得の是非について判断を行っております。

個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容につきましては、継続的に保有先企業との取引状況並びに保有先企業の財政状態、経営成績の状況についてモニタリングを実施するとともに、年1回、株式の取得に際し決定の判断の根拠となる事業プロジェクトに基づく純資産額の株価推移との乖離状況や、当社との提携事業の推移からリターンとリスクを踏まえて保有の合理性・必要性を検討し、政策保有の継続の可否について定期的に検討を行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	2,668,186,703
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当ありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当ありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第312条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等に参加する等、専門知識の蓄積に努めております。
- (2) IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに準拠したグループ会計マニュアルを作成し、IFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	5	1,783,264	1,550,889
営業債権及びその他の債権	6	2,600,114	733,683
契約資産	20	922,131	150,840
棚卸資産		60,345	4,494
その他の流動資産	7	470,282	279,863
小計		5,836,139	2,719,771
売却目的で保有する資産	37	-	3,563
流動資産合計		5,836,139	2,723,335
非流動資産			
有形固定資産	8、11	258,783	87,800
使用権資産	10、11	356,249	139,336
のれん	9、11	3,964,762	699,354
無形資産	9、11	651,053	276,099
持分法で会計処理されている投資		162,573	67,777
その他の金融資産	12、20	2,920,990	3,213,434
繰延税金資産	13	49,099	80,708
その他の非流動資産	7	261,403	301,272
非流動資産合計		8,624,916	4,865,784
資産合計		14,461,055	7,589,119

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	14、20	1,132,648	694,227
契約負債	21	211,462	270,260
社債及び借入金	15、20	4,739,564	3,372,457
リース負債	10	294,579	122,027
未払法人所得税		181,006	69,659
引当金	16	51,885	86,403
その他の流動負債	17	1,321,315	1,095,464
流動負債合計		7,932,462	5,710,500
非流動負債			
社債及び借入金	15、20	1,493,246	5,808,099
リース負債	10	549,435	265,114
引当金	16	130,966	118,244
繰延税金負債	13	108,878	289,740
その他の非流動負債	17、20	540,039	174,139
非流動負債合計		2,822,565	6,655,339
負債合計		10,755,027	12,365,839
資本			
資本金	19	1,922,586	2,175,325
資本剰余金	19	10,499,729	10,896,713
利益剰余金	19	8,558,362	18,505,948
その他の資本の構成要素	19	152,870	695,364
親会社の所有者に帰属する持分合計		3,711,083	4,738,544
非支配持分	19	5,055	38,175
資本合計		3,706,027	4,776,719
負債及び資本合計		14,461,055	7,589,119

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上収益	22	13,346,962	10,003,292
売上原価	23	10,006,764	8,578,188
売上総利益		3,340,197	1,425,104
販売費及び一般管理費	24	6,196,064	7,220,034
その他の収益	25	1,007,049	1,153,439
その他の費用	26	207,912	5,628,377
営業利益(は損失)	22	2,056,729	10,269,868
金融収益	27	3,320	623,814
金融費用	27	101,933	162,388
持分法による投資損益(は損失)		936	37,324
税引前利益(は損失)		2,156,279	9,845,766
法人所得税費用	13	163,640	133,705
当期利益(は損失)		2,319,919	9,979,472
当期利益(は損失)の帰属			
親会社の所有者		2,355,328	9,947,586
非支配持分		35,408	31,885
当期利益(は損失)		2,319,919	9,979,472
1株当たり当期利益(は損失)			
基本的1株当たり利益(円)	28	70.07	285.10
希薄化後1株当たり利益(円)	28	70.07	285.10

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期利益(は損失)		2,319,919	9,979,472
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付制度の再測定	29	90	14
項目合計		90	14
純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	29	165,548	847,020
項目合計		165,548	847,020
税引後その他の包括利益		165,458	847,035
当期包括利益合計		2,485,377	9,132,436
当期包括利益合計額の帰属			
親会社の所有者		2,520,850	9,099,351
非支配持分		35,472	33,085
当期包括利益合計		2,485,377	9,132,436

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分						親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素					
					在外営業活動体の換算差額	確定給付制度の再測定	その他の資本の構成要素合計			
2023年1月1日残高		1,065,754	9,708,785	6,203,033	12,137	513	12,651	4,584,158	491,733	4,092,424
当期利益（は損失）		-	-	2,355,328	-	-	-	2,355,328	35,408	2,319,919
その他の包括利益		-	-	-	165,612	90	165,521	165,521	63	165,458
当期包括利益合計		-	-	2,355,328	165,612	90	165,521	2,520,850	35,472	2,485,377
新株の発行	19	856,831	847,231	-	-	-	-	1,704,063	-	1,704,063
新株予約権の発行		-	-	-	-	-	-	-	-	-
子会社の支配喪失に伴う変動		-	131,326	-	-	-	-	131,326	4,025	135,352
株式報酬取引	18	-	259,120	-	-	-	-	259,120	-	259,120
その他		-	446,735	-	-	-	-	446,735	447,179	444
所有者との取引額等合計		856,831	790,944	-	-	-	-	1,647,775	451,205	2,098,981
2023年12月31日残高		1,922,586	10,499,729	8,558,362	153,474	604	152,870	3,711,083	5,055	3,706,027

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分						親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素					
					在外営業活動体の換算差額	確定給付制度の再測定	その他の資本の構成要素合計			
2024年1月1日残高		1,922,586	10,499,729	8,558,362	153,474	604	152,870	3,711,083	5,055	3,706,027
当期利益（は損失）		-	-	9,947,586	-	-	-	9,947,586	31,885	9,979,472
その他の包括利益		-	-	-	848,220	14	848,234	848,234	1,199	847,035
当期包括利益合計		-	-	9,947,586	848,220	14	848,234	9,099,351	33,085	9,132,436
新株の発行	19	252,739	250,352	-	-	-	-	503,091	-	503,091
新株予約権の発行		-	12,072	-	-	-	-	12,072	-	12,072
子会社の支配喪失に伴う変動		-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式報酬取引	18	-	134,560	-	-	-	-	134,560	-	134,560
その他		-	-	-	-	-	-	-	34	34
所有者との取引額等合計		252,739	396,984	-	-	-	-	649,723	34	649,689
2024年12月31日残高		2,175,325	10,896,713	18,505,948	694,745	618	695,364	4,738,544	38,175	4,776,719

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益(は損失)		2,156,279	9,845,766
減価償却費及び償却費		436,487	336,115
減損損失		15,790	4,320,639
金融収益及び金融費用		90,220	158,598
金融商品評価損益(は益)		180,680	191,022
為替差損益(は益)		444,972	234,325
子会社株式売却益		938,663	254,500
子会社清算損		-	938,865
債務免除益		-	855,124
営業債権及びその他の債権の増減 (は増加)		532,379	1,417,580
営業債務及びその他の債務の増減 (は減少)		397,042	28,192
棚卸資産の増減(は増加)		45,881	55,864
契約資産の増減(は増加)		252,512	791,345
契約負債の増減(は減少)		6,643	143,528
その他の増減		243,029	366,504
小計		3,104,766	2,823,506
利息の受取額		1,288	2,714
利息の支払額		59,529	157,403
法人所得税の支払額		355,940	108,655
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,518,947	3,086,850
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		121,144	44,223
無形資産の取得による支出		340,452	134,224
投資有価証券の取得による支出		428,119	-
子会社株式の取得による支出		134,528	-
子会社株式の売却による支出		183,772	29,757
子会社の清算による支出	38	-	111,834
その他		30,837	73,536
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,238,854	393,576
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)	33	2,574,330	3,710,892
長期借入による収入	33	680,000	-
長期借入金の返済による支出	33	758,656	504,537
社債の発行による収入	33	-	500,000
社債の償還による支出	33	114,500	750,000
リース負債の返済による支出	33	365,316	286,155
増資による収入		1,713,663	503,150
新株予約権の発行による収入		-	14,400
非支配株主との取引による支出		4,003	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,725,517	3,187,749
現金及び現金同等物に係る換算差額		91,064	60,302
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		941,219	232,375
現金及び現金同等物の期首残高		2,724,484	1,783,264
現金及び現金同等物の期末残高	5	1,783,264	1,550,889

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社モンスターラボホールディングス（以下、当社もしくは親会社）は日本に所在する株式会社であります。登記上の本社は東京都渋谷区に所在しております。2024年12月31日に終了する当社の連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下、当社グループ）、並びに当社グループの関連会社に対する持分から構成されております。当社の主な事業内容については「注記22. 事業セグメント」に記載しております。

2. 連結財務諸表作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、IFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2025年3月27日に代表取締役社長CEO鯉川宏樹及びCFO鈴木澄人によって承認されております。

(2) 測定的基础

当連結財務諸表は「注記3. 重要性がある会計方針」に記載する会計方針に基づいて作成されております。資産及び負債の残高は、別途記載がない限り、取得原価に基づいて計上しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

連結財務諸表は当社の機能通貨である日本円（千円単位、単位未満切捨て）で表示しております。

(4) 表示方法の変更

（連結財政状態計算書）

前連結会計年度において、「非流動資産」の「その他の金融資産」に含めていた「持分法で会計処理されている投資」は、開示の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より独立掲記しております。

この結果、前連結会計年度の連結財政状態計算書において、「非流動資産」の「その他の金融資産」に含めて表示していた162,573千円は、「非流動資産」の「持分法で会計処理されている投資」へ組み替えております。

（連結キャッシュ・フロー計算書）

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「契約負債の増減」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた6,643千円は「契約負債の増減」として組み替えております。

(5) 未適用の新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに新設又は改定が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当連結会計年度において当社グループが早期適用していない主なものは、以下のとおりです。この基準書の当社グループによる適用時期及びこの基準書を適用することによる連結財務諸表への影響については検討中です。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	新設・改定の概要
IFRS第18号	財務諸表における表示及び開示	2027年1月1日	財務諸表における表示及び開示に関する現行の会計基準であるIAS第1号を置き換える新基準

3. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

a. 子会社

連結財務諸表には、すべての子会社を含めております。子会社は、他の企業（親会社）により支配されている企業（パートナーシップ等の法人格のない事業体を含む）をいいます。投資者が次の各要素をすべて有している場合のみ、投資先を支配していると考えております。

- (a) 投資先に対するパワー
- (b) 投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
- (c) 投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

当社グループによる支配の有無は、議決権又は類似の権利の状況や投資先に関する契約内容などに基づき、総合的に判断しております。

子会社の収益及び費用は、子会社の取得日から連結財務諸表に含めております。

子会社の決算日は当社の決算日と一致しております。当社及び子会社は、類似の状況における同様の取引及び事象に関し、統一した会計方針を用いて作成しております。

当社グループ内の残高、取引高、収益及び費用は、重要性が乏しい場合を除き、全額を相殺消去しております。包括利益合計は、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分とに帰属させております。

子会社に対する所有持分の変動のうち、子会社に対する支配の喪失とならないものについては、資本取引として処理しております。

b. 関連会社

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営の方針に関する意思決定に対して、重要な影響力を有するが、支配的持分は有しない企業をいいます。一般的に、当社グループが議決権の20%から50%を保有する場合には、重要な影響力があると推定しております。当社グループが重要な影響力を有しているか否かの評価にあたり考慮されるその他の要因には、取締役会への参加等があります。なお、投資先の議決権の20%未満しか保有していない場合には、重要な影響力が明確に証明できる場合を除き、重要な影響力を有していないと推定しております。

関連会社に対する持分の投資は、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って会計処理される、売却目的で保有する資産に分類される場合を除いて、持分法により会計処理しております。関連会社の報告期間の末日は連結決算日と一致しております。持分法を適用する際に考慮する純損益、その他の包括利益及び純資産は、関連会社の財務諸表で認識された金額に、統一した会計方針を実行するのに必要な修正を加えたものです。持分法においては、当初認識時に関連会社に対する投資は原価で認識され、その帳簿価額を増額又は減額して、株式取得日以降における投資先の純損益及びその他の包括利益等に対する投資者の持分を認識しております。投資企業の持分がゼロにまで減少した後の追加的な損失は、企業に生じる法的債務、推定的債務又は企業が関連会社の代理で支払う金額の範囲まで計上され、負債が認識されます。

関連会社の持分取得に伴い生じたのれんは、当該投資の帳簿価額に含められており、持分法で会計処理されている投資全体に関して減損テストを行っております。投資が減損している可能性が示唆されている場合には、投資全体の帳簿価額について、回収可能価額（使用価値と処分費用控除後の公正価値のうち高い方）を帳簿価額と比較することにより、減損テストを行っております。当該減損損失の戻入は、投資の回収可能価額がその後増加した範囲で認識しております。

(2) 企業結合

企業結合は、取得法を用いて会計処理をしております。

移転された対価は、当社グループが移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の取得日公正価値の合計額で測定しております。

IFRS第3号「企業結合」に基づく認識の要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、次を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

繰延税金資産（又は繰延税金負債）及び従業員給付契約に関連する負債又は資産は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しております。

被取得企業の株式報酬取引に係る負債もしくは資本性金融商品、又は被取得企業の株式報酬取引の取得企業の株式報酬取引への置換えに係る負債もしくは資本性金融商品に係る部分については、IFRS第2号「株式報酬」の方法に従って取得日現在で測定しております。

IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループは、当該基準書に従って測定しております。

のれんは、取得対価が取得日時点における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しています。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益として認識しています。

企業結合を達成するために発生した取得関連費用は、発生時に純損益として処理しております。

(3) 外貨換算

a. 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の個別財務諸表は、それぞれの機能通貨で作成されております。当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示されております。

b. 外貨建取引

外貨建取引については、取引日における直物為替レートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性項目は期末日の為替レートをを用いて機能通貨に換算し、外貨建非貨幣項目は取得原価で測定されているものは取引日の為替レート、公正価値で測定されているものは、公正価値が算定された日の為替レートをを用いて換算しております。

貨幣性項目の為替換算差額は、発生する期間の純損益に認識しております。ただし、非貨幣性項目の利得又は損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替差額もその他の包括利益に認識しております。

c. 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日の為替レート、収益及び費用については取引日の為替レートで換算し、在外営業活動体の換算差額はその他の包括利益に認識しております。

在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益に認識され資本に累積されていた、在外営業活動体の換算差額は、処分による利得又は損失が認識される時に資本から純損益に振り替えております。

(4) 金融商品

a. 非デリバティブ金融資産

当社グループは、営業債権及びその他の債権については発生時に当初認識しております。それ以外の金融商品については契約条項の当事者となった、すなわち取引日に連結財政状態計算書に当初認識しております。

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する場合を除き、金融資産の管理に関する企業の事業モデル、及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて分類しております。

非デリバティブ金融資産の分類及び測定モデルの概要は、次のとおりです。

(a) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で事後測定しております。

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接帰属する取引費用を含む）で当初測定しております。当初測定後は、実効金利法を用いて帳簿価額を算定しております。また、償却原価で測定する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の金融損益に含まれております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後の公正価値の変動を純損益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(c) 償却原価で測定する金融資産に係る減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産が減損している客観的証拠があるかどうかを検討しております。客観的な証拠としては、次の損失事象に関する観察可能なデータが含まれます。

発行体又は債務者の重大な財政的困難

利息又は元本の支払不履行又は遅滞などの契約違反（当社グループでは、期日から1ヶ月を経過したものについては、再交渉の状況等に係らず、減損の客観的な証拠があるという方針で減損を計上しております。）

借手の財政的困難に関連した経済的又は法的な理由による、そうでなければ貸手が考えないような、借手への譲歩の供与

発行者が破産又は他の財務的再編成に陥る可能性が高くなったこと

当該金融資産についての活発な市場が財政的困難により消滅したこと

金融資産のグループの見積将来キャッシュ・フローについて、グループの中の個々の金融資産については減少がまだ識別できないが、それらの資産の当初認識以降に測定可能な減少があったことを示す観察可能なデータ

減損の客観的な証拠の有無は、個別に重要な場合は個別評価、個別に重要でない場合はリスクの特徴が類似するものごとに集合的評価により検討しております。

減損している客観的証拠がある場合、減損損失は、当該資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との間の差額として計算しております。当該減損が認識された金融資産の帳簿価額は、貸倒引当金勘定を用いて減額され、減損損失を純損益で認識しております。減損損失が認識された金融資産の帳簿価額は、将来の回収を現実的に見込めず、すべての担保が実現又は当社グループに移転されたときに、直接減額しております。

以後の期間において、減損損失の額が減少し、債務者の信用格付の改善など、その減少が減損を認識した後に発生した事象に客観的に関連付けることができる場合には、以前に認識した減損損失は戻し入れております。

b. 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債については、割引の効果の重要性が乏しい金融負債を除き、実効金利法を用いて償却原価で測定しており、利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

c. 金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動リスクを負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額により測定しております。棚卸資産の原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の原価のすべてを含めております。加工費には、生産設備の正常生産能力に基づく固定製造間接費を含みます。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額です。

各棚卸資産の評価方法は、次のとおりです。

商品、原材料、貯蔵品...先入先出法

製品、仕掛品...総平均法

(7) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、購入価格（輸入関税及び還付されない取得税を含み、値引及び割戻しを控除後）、当該資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態に置くことに直接起因する費用及び適格要件を満たす資産の借入費用、並びに、当該資産項目の解体及び除去費用並びに敷地の原状回復費用が含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を見積耐用年数にわたって、定額法により償却しております。主な有形固定資産の見積耐用年数は、次のとおりです。

建物及び構築物	9年～18年
機械装置及び運搬具	2年～6年
工具器具及び備品	3年～15年

有形固定資産の残存価額と耐用年数は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(8) のれん及び無形資産

a. のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2) 企業結合」に記載のとおりです。当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しており、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分しております。

減損については、「(10) 非金融資産の減損」に記載のとおりです。

b. 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産は、当該無形資産の取得原価を取得日現在の公正価値で測定しております。

(c) 自己創設無形資産（開発費）

開発（又は内部プロジェクトの開発局面）における支出は、次のすべてを立証できる場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出はすべて発生時に費用処理しております。

使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性

無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図

無形資産を使用又は売却できる能力

無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法

無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性

開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。主な無形資産の見積耐用年数は、次のとおりです。なお、当社グループで自己創設無形資産に該当するものは、開発費です。

ソフトウェア	5年
開発費	5年
顧客関連資産	7年～15年
商標権	7年

耐用年数を確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(9) リース

a. 借手としてのリース

リースの開始日において、使用权資産及びリース負債を認識しております。

使用权資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時まで借手に移転する場合又は、使用权資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用权資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで減価償却しております。それ以外の場合は、開始日から使用权資産の耐用年数またはリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映させ帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合又はリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用权資産を修正しております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについてIFRS第16号第6項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

b. 貸手としてのリース

当社グループがリースの貸手である場合、リース契約時にそれぞれのリースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類します。

それぞれのリースを分類するに当たり、当社グループは、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて移転するか否かを総合的に評価しています。移転する場合はファイナンス・リースに、そうでない場合はオペレーティング・リースに分類します。この評価の一環として、当社グループは、リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めているかなど、特定の指標を検討します。

(10) 非金融資産の減損

a. 減損の可能性のある資産の識別

当社グループは、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無に係らず、(a)耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び(b)企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

b. 回収可能価額の測定

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値です。

将来キャッシュ・フローは取締役会が承認した直近の経営計画(5年)に基づきます。5年を超えるキャッシュ・フローの予測は、当社グループの属する各産業の長期平均成長率を参考に見積っております。

c. のれん

減損テストにおいて、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位又は資金生成単位グループで、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分しております。のれんが配分される当該資金生成単位又は資金生成単位グループのそれぞれは、(a)のれんが内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位で、かつ(b)事業セグメントよりも大きくありません。

d．減損損失の認識と測定

資産又は資金生成単位の回収可能価額が当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失は直ちに純損益として認識しております。資金生成単位の減損損失は、最初に、当該資金生成単位（単位グループ）に配分したのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって、当該単位内のその他の資産に対して配分し、当該単位（単位グループ）の資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

なお、減損損失を配分するにあたり、資産の帳簿価額を(a)処分費用控除後の公正価値、(b)使用価値、(c)ゼロのうち最も高い価額を下回るまで減額しません。

e．減損損失の戻入れ

過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、減損損失が最後に認識された以後、認識した減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候に基づき、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻し入れます。

(11) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的または推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日における現在の債務を決済するために要する支出（将来キャッシュ・フロー）の最善の見積りによるものであり、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、当社グループの主な引当金は次のとおりです。

(a) 資産除去債務

保有する有形固定資産に関し、法令、契約又はこれに準ずるもので当該有形固定資産の除却を要求される場合には、資産除去債務を認識しております。資産除去債務は、資産除去に要するキャッシュ・フローを合理的に見積り、それを将来キャッシュ・フローが発生する時点までの期間に対応した貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率で割り引いて算定しております。

(12) 従業員給付

a．短期従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12ヶ月以内に決済の期限が到来する従業員給付をいい、ある会計期間中に従業員が企業に勤務を提供した時に、当社グループは当該勤務の見返りに支払うと見込まれる割り引かない金額で認識しております。当社グループにおける短期従業員給付には賞与及び有給休暇に係るものがあります。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しております。また、当社グループは、累積型有給休暇の予想コストを、連結会計年度の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる追加金額として測定しております。

なお、賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

b．退職後給付

当社グループは、退職後給付制度として、確定拠出型制度を採用しております。

(a) 確定拠出企業年金

確定拠出制度への拠出については、棚卸資産や有形固定資産に含められる場合を除き、その発生時に費用として認識しております。既に支払った掛金が連結会計年度の末日前の勤務に対する掛金を超過する場合には、当該前払が将来支払の減少又は現金の返還となる範囲で、企業は当該超過を資産として認識しております。

(13) 資本

a. 資本金及び資本剰余金

当社が発行する資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に計上しております。また、その発行に直接起因する取引コストは資本剰余金から控除しております。

(14) 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員等に対するインセンティブ制度として、持分決済型の株式報酬制度を採用しております。

a. 持分決済型

持分決済型の株式報酬（以下、ストック・オプション）は、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデルなどを用いて算定しております。また、その後の情報により確定すると見込まれるストック・オプションの数が従前の見積りと異なることが示された場合には、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(15) 営業収益

IFRS第15号の適用に伴い、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

a. 請負契約による売上収益

当社グループの履行義務は、「企画」「設計」「開発」「保守」「運用」または「コンサルティングその他の技術支援に関する業務要件定義」といった複数の業務を提供することにより、システム一式を納品することです。当該履行義務は、業務請負期間にわたって充足されるものと判断しているため、見積総原価に基づく業務進捗率に応じて収益を認識しております。ただし、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができない場合には、履行義務を充足する際に発生する費用のうち回収することが見込まれる費用の額で収益を認識しております。

b. ラボ契約による売上収益

当社グループの履行義務は、顧客による指示・監督の下で作業を実施することです。当該履行義務は、委託業務に係る作業の実施により充足されるものと判断しているため、人工別の作業時間に単価を乗じた金額により収益を認識しております。

c. ローカライズ・配信運営契約による売上収益

当社グループの履行義務は、当社グループ以外の他社が日本国内で販売しているアプリを海外版としてローカライズ対応し、配信運営することです。当該履行義務は、顧客がアプリをダウンロードした時点で履行義務が充足されるものと判断しているため、アプリ配信実績レポートに基づき収益を認識しております。

d. 音楽配信契約による売上収益

当社グループの履行義務は、顧客に対して音楽配信サービスの提供及びネット回線サービスを手配・提供することです。音楽配信サービス、ネット回線サービスともに、一定期間にわたり履行義務が充足されるものと判断しているため、役務提供ごとの月額利用料に基づき収益を認識しております。

(16) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

その他の包括利益に認識される項目に関する当期税金及び繰延税金は、その他の包括利益として認識しております。

a. 当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定又は実質的に制定されたものです。

b. 繰延税金

繰延税金は、連結会計年度末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引（企業結合取引を除く）によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに對する持分に係る将来加算一時差異について、解消する時期をコントロールでき、かつ、予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに對する持分に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている法定税率（及び税法）に基づいて、資産が実現される又は負債が決済される期に適用されると予想される税率（及び税法）によって測定されます。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ以下のいずれかの場合に相殺しております。

- ・ 法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合
- ・ 異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び当期税金負債を純額ベースで決済することを意図している、もしくは当期税金資産を実現させると同時に当期税金負債を決済することを意図している場合

繰延税金資産の帳簿価額は各連結会計年度の末日現在で再検討しております。一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった場合、繰延税金資産の帳簿価額をその範囲で減額しております。また、当該評価減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻し入れております。

(17) 1株当たり当期利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者（普通株主）に帰属する純損益を、各連結会計年度中の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、すべての希薄化性潜在的普通株式による影響について調整して計算しております。

4. 見積り及び判断の利用

当社グループは、連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

(1) 会計方針適用上の重要な判断

会計方針を適用する過程で行った重要な判断は、次のとおりです。

- ・ 連結子会社及び持分法適用会社の範囲の決定（「3. 重要性がある会計方針（1）」）
- ・ リースの分類（「3. 重要性がある会計方針（9）」）

(2) 見積りの不確実性の要因となる事項

翌連結会計年度に資産や負債の帳簿価額に重要な修正を生じる要因となる著しいリスクを伴う将来に関して行った仮定、及び連結会計年度の末日におけるその他の見積りの不確実性に関する主な情報は次の注記に含まれております。

- 注記9. のれん及び無形資産（非金融資産の減損損失の使用価値の測定に用いた重要な仮定）
- 注記11. 非金融資産の減損（非金融資産の減損損失の使用価値の測定に用いた重要な仮定）
- 注記13. 法人所得税（繰延税金資産の回収可能性を判断する際に使用した、将来の事業計画）
- 注記16. 引当金（引当金の認識及び測定）
- 注記18. 株式報酬（株式報酬取引の公正価値の測定）
- 注記20. 金融商品（レベル3の金融商品の公正価値測定）
- 注記36. 企業結合（企業結合時における公正価値の測定）

5. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は、次のとおりです。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度の連結財政状態計算書上における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上における「現金及び現金同等物」の残高は、一致しております。

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
現金及び預金	1,783,264	1,550,889
合計	1,783,264	1,550,889

6. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
受取手形及び売掛金	2,546,056	1,538,407
リース債権	904	1,211
未収入金	109,010	144,745
貸倒引当金	55,856	950,681
合計	2,600,114	733,683

（注）営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

7. その他の資産

その他の流動資産及びその他の非流動資産の内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
短期貸付金	1,228	
前渡金	3,832	4,180
前払費用	274,829	114,814
長期前払費用	36,936	9,516
退職給付に係る資産	1,560	3,810
その他	413,298	448,814
合計	731,685	581,135
流動資産	470,282	279,863
非流動資産	261,403	301,272

8. 有形固定資産

(1) 増減表

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額は、次のとおりです。

(単位：千円)

a. 取得原価	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2023年1月1日	373,583	94,837	510,639	-	10,139	989,201
取得	6,916	50,178	63,929	-	119	121,144
企業結合による取得	-	-	-	-	-	-
処分	56,155	17,629	52,084	-	-	125,868
建設仮勘定からの振替	-	666	10,183	-	10,849	-
為替換算差額	13,480	4,034	37,538	-	710	55,764
売却目的で保有する資産への 振替	-	-	-	-	-	-
2023年12月31日	337,825	132,087	570,206	-	120	1,040,240
取得	4,847	6,758	32,617	-	-	44,223
企業結合による取得	-	-	-	-	-	-
処分	72,067	1,876	303,484	-	-	377,429
建設仮勘定からの振替	-	-	129	-	129	-
為替換算差額	13,070	5,823	32,632	-	8	51,534
売却目的で保有する資産への 振替	-	-	8,371	-	-	8,371
2024年12月31日	283,676	142,792	323,728	-	-	750,198

(単位：千円)

b. 減価償却累計額及び減損損失累計額	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具器具及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2023年1月1日	292,582	37,079	355,934	-	-	685,597
減価償却費	20,747	53,034	82,580	-	-	156,361
減損損失	-	-	-	-	-	-
処分	41,455	13,378	47,137	-	-	101,970
為替換算差額	11,347	1,428	28,692	-	-	41,468
売却目的で保有する資産への振替	-	-	-	-	-	-
2023年12月31日	283,222	78,164	420,070	-	-	781,457
減価償却費	40,292	40,147	71,470	-	-	151,910
減損損失	5,600	14,897	58,753	-	-	79,251
処分	80,709	1,744	300,598	-	-	383,052
為替換算差額	11,226	8,435	34,847	-	-	37,638
売却目的で保有する資産への振替	-	-	4,807	-	-	4,807
2024年12月31日	259,632	123,030	279,735	-	-	662,397

(単位：千円)

c. 帳簿価額	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具器具及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2023年1月1日	81,001	57,757	154,705	-	10,139	303,604
2023年12月31日	54,603	53,922	150,136	-	120	258,783
2024年12月31日	24,043	19,762	43,993	-	-	87,800

- (注) 1. 建設中の有形固定資産に関する金額は建設仮勘定として表示しております。
2. 所有権に対する制限がある有形固定資産及び負債の担保として抵当権が設定された有形固定資産はありません。
3. 有形固定資産の取得に関するコミットメントについては、「注記35. コミットメント及び偶発事象」をご参照ください。
4. 減価償却費は連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。
5. 有形固定資産の取得原価に含めた借入費用はありません。

(2) 有形固定資産の減損

当連結会計年度は79,251千円の減損損失を認識しており、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

なお、有形資産については、個別資産を資金生成単位とし、回収可能額は税引前割引率を用いた使用価値を基礎に算出しております。

9. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額は、次のとおりです。

(単位：千円)

取得原価	のれん	無形資産						合計
		ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	開発資産	顧客関連 資産	商標権	その他	
2023年1月1日	5,396,428	108,485	166,737	517,912	600,999	234,486	4,597	1,633,219
内部開発	-	-	44,146	224,769	-	-	-	268,915
取得	-	12,326	58,655	-	-	-	554	71,536
企業結合による 取得	401,014	10,916	-	-	-	-	-	10,916
振替	-	-	-	-	-	-	-	-
処分	-	10,456	431	223,624	-	44,970	554	280,037
為替換算差額	86,930	1,370	12,433	310	6,569	1,204	-	21,267
2023年12月31日	5,884,374	122,642	281,542	518,746	607,569	190,720	4,597	1,725,819
内部開発	-	-	22,784	52,258	-	-	-	75,042
取得	-	45,527	47,903	-	-	-	-	93,431
企業結合による 取得	-	-	-	-	-	-	-	-
振替	-	-	-	-	-	-	-	-
処分	-	2,962	120,318	282,539	-	-	-	405,819
為替換算差額	451,315	973	8,848	15,732	8,261	-	-	33,815
2024年12月31日	5,433,058	166,181	240,760	304,197	615,830	190,720	4,597	1,522,289

(単位：千円)

償却累計額及び減損 損失累計額	のれん	無形資産						合計
		ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	開発資産	顧客関連 資産	商標権	その他	
2023年1月1日	2,097,795	39,245	-	330,832	483,119	196,735	4,114	1,054,047
償却費	-	19,086	-	95,367	15,826	17,427	222	147,930
減損損失	-	-	15,790	-	-	-	-	15,790
処分	-	3,804	-	114,947	-	23,441	554	142,749
為替換算差額	178,183	184	197	241	-	-	-	254
2023年12月31日	1,919,612	54,711	15,592	311,011	498,945	190,720	3,782	1,074,765
償却費	-	12,186	-	37,105	16,497	-	52	65,842
減損損失	3,699,309	-	283,330	448	-	-	-	283,778
処分	-	1,060	120,318	52,556	-	-	-	173,935
為替換算差額	885,217	111	5,814	1,441	-	-	-	4,261
2024年12月31日	4,733,704	65,949	172,789	297,450	515,443	190,720	3,834	1,246,189

(単位：千円)

帳簿価額	のれん	無形資産						合計
		ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	開発資産	顧客関連 資産	商標権	その他	
2023年1月1日	3,298,633	69,239	166,737	187,079	117,880	37,751	483	579,171
2023年12月31日	3,964,762	67,930	265,949	207,735	108,623	-	815	651,053
2024年12月31日	699,354	100,231	67,970	6,747	100,387	-	762	276,099

- (注) 1. 所有権に対する制限がある無形資産及び負債の担保として抵当権が設定された無形資産はありません。
2. 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」に含めております。
3. 当社グループは、ソフトウェア仮勘定について前連結会計年度及び当連結会計年度に15,790千円及び283,330千円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

(2) 重要な無形資産

無形資産のうち主なものは、2019年度におけるFUZZ PRODUCTIONS, LLC（現在のMonstarlab LLC）の買収により認識した顧客関連資産です。

当連結会計年度におけるFUZZ PRODUCTIONS, LLCの買収により認識した顧客関連資産の帳簿価額は85,756千円(前連結会計年度は86,814千円)です。

顧客関連資産の平均残存償却期間は9年です。

(3) 費用認識した研究開発支出

資産計上基準を満たさない研究費及び開発費は、発生時に費用として認識しております。当社グループの前連結会計年度及び当連結会計年度における期中に費用として認識された研究開発支出は88千円及び36千円であり、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれております。

(4) のれんの減損テスト

のれんが配分されている資金生成単位グループについては毎期、さらに減損の兆候がある場合には都度、減損テストを行っております。資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額が重要なものは、次のとおりです。

(単位：千円)

報告セグメント	資金生成単位又は資金生成単位グループ	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
デジタルコンサルティング事業	モンスターラボ (注) 1	699,362	699,354
デジタルコンサルティング事業	IMグループ(USA)	892,517	-
デジタルコンサルティング事業	IMグループ(EMEAグループ)	2,372,882	-

(注) 1. 当連結会計年度における当該資金生成単位グループののれんは、モンスターラボ298,348千円及びESAI401,006千円から構成されております。

のれんが配分された資金生成単位の回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は、経営者により承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額を、現在価値に割り引いて算定しております。事業計画は外部情報に基づき、過去の経験を反映した将来の顧客単価や稼働率等の仮定を用いたものであり、原則として5年を限度としております。事業計画後のキャッシュ・フローは、資金生成単位グループが属する市場の長期平均成長率の範囲内で見積った成長率をもとに算定しております。割引率は、各資金生成単位の加重平均資本コスト等を基礎に算定しており、前連結会計年度においては、モンスターラボは7.05%、IMグループは15.4%にて算定しております。当連結会計年度においては、モンスターラボは6.00%にて算定しております。当連結会計年度のIMグループは正味売却価額は回収可能価額にて測定しているため、割引率の記載は省略しております。

使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、各資金生成単位に配分されたのれんの使用価値について、減損テストに用いた主要な仮定に合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

(5) 無形資産の減損

当連結会計年度は283,778千円の減損損失を認識しており、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

なお、無形資産については、個別資産を資金生成単位とし、回収可能額は税引前割引率を用いた使用価値を基礎に算出しております。

10. リース

(1) 借手のリース

リースに関連する費用、収益、キャッシュ・フロー及び使用権資産の増加

リースに関連する費用、収益、キャッシュ・フロー及び使用権資産の増加は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
使用権資産減価償却費		
建物及び構築物	132,195	118,361
使用権資産減損損失		
建物及び構築物	-	258,299
リース負債に係わる支払利息	18,918	10,040
短期リースの免除規定によるリース費用	31,684	28,992
少額資産の免除規定によるリース費用	15,713	7,003
リースに係るキャッシュ・フローの合計	412,715	322,151
使用権資産の増加	126,996	102,726

使用権資産の残高

使用権資産の帳簿価額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	建物及び構築物	合計
2023年1月1日時点の残高	350,821	350,821
2023年12月31日時点の残高	356,249	356,249
2024年12月31日時点の残高	139,336	139,336

リース負債の満期分析

(単位：千円)

	前連結会計年度(2023年12月31日)					
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期リース負債	297,837	-	-	-	-	-
長期リース負債	-	356,355	175,482	12,534	10,041	-
合計	297,837	356,355	175,482	12,534	10,041	-

(単位：千円)

	当連結会計年度(2024年12月31日)					
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期リース負債	123,938	-	-	-	-	-
長期リース負債	-	152,420	38,289	14,093	14,093	48,143
合計	123,938	152,420	38,289	14,093	14,093	48,143

借手におけるリース契約の補足情報

a. 借手のリース活動の性質

当社グループは、事務所、工具器具及び備品等の一部を解約可能または解約不能な契約に基づき賃借しております。各種契約の主なリース期間は事務所9年となっております。

b. 延長オプションおよび解約オプションについて

延長オプション及び解約オプションは、主として事務所の建物に関する不動産リースに含まれております。不動産リースの契約条件は、個々に交渉されるため幅広く異なる契約条件となっており、延長オプション及び解約オプションは、事業の柔軟な運営を行うために必要に応じて使用しております。

延長オプション及び解約オプションは、一定期間前までに相手方に書面をもって通知することにより契約期間満了前に早期解約を行えるオプションや、契約満了の一定期間前までに更新拒否の意思表示をしなければ自動更新となる契約などが含まれており、リース開始日にこれらのオプションの行使可能性を評価しております。さらに、当社グループがコントロール可能な範囲内において重大な事象の発生や変化があった場合には、当該オプションを行使することが合理的に確実であるか否かを見直すことにより、リースから生じるリスクに対するエクスポージャーを減少させることが可能になります。

(2) 貸手のリース

ファイナンス・リースに関連する収益及び費用

ファイナンス・リースに関する収益及び費用は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
販売損益	-	-
正味リース投資未回収額に対する金融収益	664	1,284
正味リース投資未回収額の測定に含めていない変動リース料に係る収益	-	-
ファイナンス・リースに係るリース収益合計	664	1,284

貸手におけるリース契約の補足情報

貸手のリース活動の性質

当社は音響装置等をファイナンス・リースにより賃貸しております。

ファイナンス・リース債権の受取リース料と正味リース投資未回収額との調整表
ファイナンス・リース債権の受取リース料の年度別内訳及び正味リース投資未回収額との調整は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
1年以内	523	585
1年超2年以内	249	398
2年超3年以内	112	264
3年超4年以内	76	119
4年超5年以内	38	22
5年超	-	-
小計	1,001	1,390
控除：未獲得収益	97	179
正味リース投資未回収額	904	1,211

11. 非金融資産の減損

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

前連結会計年度において計上した重要な減損損失はございません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当連結会計年度において当社グループが認識した減損損失は、以下のとおりであります。減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

減損損失の明細

a. 当社が保有するのれんの減損

（単位：千円）

該当子会社	減損金額
Monstarlab LLC	1,018,333
Genieology Design DMCC	1,742,995

b. 子会社が計上したのれんの減損

（単位：千円）

計上子会社	減損金額
Monstarlab Information Technology LLC	937,980

c. 当社および子会社（孫会社）が計上した固定資産の減損

（単位：千円）

計上会社	減損金額
株式会社モンスターラボホールディングス	90,448
Monstarlab Denmark ApS	6,927
Monstarlab UK Limited	254,249
Monstarlab Czech Republic. s.r.o	11,358
Monstarlab Information Technology LLC	49,987
Genieology Design DMCC	6,794
Monstarlab Middle East DMCC	65,990
Monstarlab LLC	40,935
Monstarlab Colombia S.A.S	7,411
Monstarlab Germany GmbH	743
Monstarlab Enterprise Solutions Ltd.	86,483

高成長を前提にした先行投資的な採用を積極的に進めてきたものの、成長速度が当初想定を下回り、非稼働人員数が大きくなった結果赤字体質が継続しており、当初想定されていた収益が見込めなくなったことから、複数の連結子会社及び孫会社においてのれん及び固定資産の減損損失を計上致しました。

12. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
投資有価証券(注)1	2,619,451	2,936,284
敷金保証金(注)2	253,929	176,284
長期性預金(注)2	79,282	79,583
長期貸付金(注)2	1,394	54,350
貸倒引当金	33,067	33,067
合計	2,920,990	3,213,434
流動資産		
非流動資産	2,920,990	3,213,434

(注)1. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。公正価値の測定による純損益は連結損益計算書の「金融収益」に含めております。

2. 償却原価で測定する金融資産に分類しております。

13. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の原因別の内訳及び増減内容

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳及び増減内容は、次のとおりです。

(単位：千円)

	2023年 1月1日	純損益を通 じて認識	その他の包 括利益にお いて認識	その他 (注) 1	2023年 12月31日
(a) 繰延税金資産					
リース負債	56,703	19,873	-	4,516	41,346
未払給与	55,868	33,482	-	-	89,350
棚卸資産	15,278	116	-	-	15,162
その他	42,981	38,703	-	-	4,277
小計	170,831	25,210	-	4,516	150,137
(b) 繰延税金負債					
無形資産	98,364	29,727	6,252	40,345	34,545
使用権資産	70,157	28,810	-	6,985	48,332
金融商品	52,673	-	-	-	52,673
その他	45,172	29,193	-	-	74,365
小計	266,367	29,344	6,252	33,359	209,916
合計	95,536	4,134	6,252	37,876	59,778

(単位：千円)

	2024年 1月1日	純損益を通 じて認識	その他の包 括利益にお いて認識	その他 (注) 1	2024年 12月31日
(a) 繰延税金資産					
リース負債	41,346	41,874	-	2,922	2,394
未払給与	89,350	1,259	-	-	90,610
棚卸資産	15,162	15,162	-	-	-
その他	4,277	48,456	-	-	52,734
小計	150,137	7,322	-	2,922	145,738
(b) 繰延税金負債					
無形資産	34,545	4,874	-	2,362	32,033
使用権資産	48,332	27,774	-	3,197	26,531
金融商品	52,673	152,358	-	-	205,031
その他	74,365	14,031	-	2,776	91,173
小計	209,916	136,517	-	8,336	354,770
合計	59,778	143,839	-	5,414	209,031

(注) 1. 在外営業活動体の換算差額及び企業結合による変動が含まれております。

2. 当社グループは、繰延税金資産の認識にあたり、将来加算一時差異又は繰越欠損金の一部又は全部が将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予定される繰延税金負債の取崩し、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しております。なお、認識される繰延税金資産については、過去の課税所得水準及び繰延税金資産が認識できる期間における将来課税所得の予測に基づき、税務便益が実現する可能性は高いと判断しております。

連結財政状態計算書上の繰延税金資産及び繰延税金負債は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産	49,099	80,708
繰延税金負債	108,878	289,740
繰延税金負債純額	59,778	209,031

(2) 繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異等

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除の金額は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
将来減算一時差異	3,809,092	14,124,771
税務上の繰越欠損金	1,164,807	2,820,690
合計	4,973,900	16,945,461

(注) 繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の繰越期限は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
1年目	-	-
2年目	-	-
3年目	-	-
4年目	-	74,896
5年目以降	1,164,807	2,745,793
合計	1,164,807	2,820,690

(3) 繰延税金負債を認識していない将来加算一時差異

繰延税金負債を計上していない将来加算一時差異はありません。

(4) 法人所得税費用の内訳

法人所得税費用の内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期税金費用	167,774	10,134
繰延税金費用	4,134	143,839
法人所得税費用合計	163,640	133,705

(5) 法定実効税率と平均実際負担税率との調整

法定実効税率と平均実際負担税率との調整は、次のとおりです。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
法定実効税率(注)	30.62	30.62
永久に損金に算入されない項目	39.56	21.39
未認識の繰延税金資産の増減	43.41	37.28
子会社等に対する投資に係る一時差異の影響	46.01	4.61
のれんの減損損失	-	11.51
その他	1.25	0.03
平均実際負担税率	7.59	1.36

(注) 当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は前連結会計年度及び当連結会計年度において30.62%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

14. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
支払手形及び買掛金	447,700	240,168
未払金	684,948	454,058
合計	1,132,648	694,227

(注) 営業債務及びその他の債務は償却原価で測定する金融負債に分類しております。

15. 社債及び借入金

(1) 内訳

社債及び借入金の内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)	平均利率	返済(償還)期限
短期借入金	3,734,330	2,572,881	1.66%	-
1年内償還予定の社債	250,000	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	755,234	799,576	1.45%	-
社債	100,000	100,000	-	2026年
長期借入金	1,393,246	5,708,099	1.84%	2025～2033年
合計	6,232,810	9,180,556		
流動負債	4,739,564	3,372,457		
非流動負債	1,493,246	5,808,099		

- (注) 1. 社債及び借入金は償却原価で測定する金融負債に分類しております。債務不履行の借入金はありません。
2. 社債及び借入金の期日別残高については、「注記20. 金融商品」をご参照ください。
3. 平均利率については、借入金の当連結会計年度の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) 社債の明細

社債の銘柄別明細は、次のとおりです。

(単位：千円)

会社名	銘柄	発行 年月日	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)	利率 (%)	担保	償還 期限
りそな銀行	株式会社モンスター・ラボ 第4回 無担保社債	2019年 3月25日	50,000	-	0.38	なし	2024年 3月25日
山陰合同 銀行	株式会社モンスター・ラボ 第4回 無担保社債	2019年 3月25日	200,000	-	0.33	なし	2024年 3月25日
山陰合同 銀行	株式会社モンスター・ラボ 第5回 無担保社債	2019年 8月26日	100,000	100,000	0.01	なし	2026年 8月26日
合計			350,000	100,000			

(3) 担保に供している資産

社債及び借入金の担保に供している資産は以下の通りです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
営業債権及びその他の債権	-	631,495
合計	-	631,495

対応する債務は以下の通りです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
社債及び借入金(流動)	-	2,700,000
合計	-	2,700,000

16. 引当金

引当金の内訳及び増減内容は、次のとおりです。

(単位：千円)

	資産除去債務	その他	合計
2023年1月1日	126,171	27,645	153,816
期中増加額	6	33,569	33,575
期中減少額(目的使用)	4,156	7,602	11,758
期中減少額(戻入)	-	-	-
その他	4,770	2,446	7,217
2023年12月31日	126,792	56,058	182,851
期中増加額	-	83,163	83,163
期中減少額(目的使用)	14,127	2,560	16,687
期中減少額(戻入)	-	51,690	51,690
その他	3,611	3,400	7,011
2024年12月31日	116,276	88,371	204,648

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
流動負債	51,885	86,403
非流動負債	130,966	118,244
合計	182,851	204,648

a. 資産除去債務

資産除去債務は、建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。当該資産除去債務は、主に使用見込期間を取得から9年と見積り、割引率は主に0.01%を使用して計算しております。

17. その他の負債

その他の流動負債及びその他の非流動負債の内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
未払有給休暇債務	237,711	118,683
未払費用	333,265	307,102
未払賞与	296,052	267,146
未払消費税等	261,965	209,514
長期未払金	399,389	174,085
その他	332,970	193,072
合計	1,861,355	1,269,604
流動負債	1,321,315	1,095,464
非流動負債	540,039	174,139

18. 株式報酬

(1) 株式報酬制度の概要

当社は、取締役及び従業員等に対するインセンティブ制度として、持分決済型の株式報酬制度（以下、ストック・オプション制度）を採用しております。

当社は、2023年12月期まで当社の取締役、執行役員及び使用人にストック・オプションとして新株予約権を無償で付与しております。ストック・オプションの行使期間は、割当契約に定められた期間であり、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効します。また、権利確定日までに対象者が当社を退職する場合も、当該オプションは失効します。ただし、任期満了による退任等、新株予約権割当契約で認められた場合は、この限りではありません。

当社のストック・オプション制度は、持分決済型株式報酬として会計処理しております。

(2) 株式報酬契約

当社グループは持分決済型に基づく報酬としてストック・オプション制度を導入しております。

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）及び当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）において存在する当社グループの主なストック・オプション制度は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の中の「(2) 新株予約権等の状況」にて記載しております。

(3) 株式報酬取引が純損益に与えた影響額

株式報酬に係る費用の認識額は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
株式報酬に係る費用		
持分決済型	259,120	134,560

(4) ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

期中に付与されたストック・オプションの数量及び加重平均行使価格は、次のとおりです。ストック・オプションの数量については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプション制度

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	3,700,000	768	3,327,500	759
付与	24,750	860		
行使	46,000	116		
失効	351,250	825	516,500	717
満期消滅				
期末未行使残高	3,327,500	759	2,811,000	767
期末行使可能残高	1,611,000	692	2,802,000	767

(注) 1. 期中に行使されたストック・オプションの行使日における加重平均株価は前連結会計年度860円、当連結会計年度は行使が行われておりません。なお、2023年1月5日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の株式数は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

2. 期末時点で残存している発行済みのオプションの行使価格は前連結会計年度179円～860円、当連結会計年度179円～860円であり、加重平均残存契約年数は前連結会計年度7.08年、当連結会計年度6.38年です。

(5) 付与されたストック・オプションの公正価値及び公正価値の見積方法

ストック・オプション1単位の公正価値の見積りは二項分布オプション価格モデルを提供することにより計算しております。このモデルにインプットされた条件は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
公正価値(円)	502	-
加重平均株価(円)	876	-
行使価格(円)	860	-
予想ボラティリティ	50%	-
オプションの残存期間	10年	-
予想配当	行われぬ	-
リスクフリー利率	0.2%	-

19. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式数（全額払込済み）に関する事項

授権株式数及び発行済株式数の増減は、次のとおりです。

（単位：株）

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
授権株式数		
普通株式	120,000,000	120,000,000
発行済株式数		
期首残高	31,701,950	34,326,950
期中増加（注）2	2,625,000	4,850,000
期中減少		
期末残高	34,326,950	39,176,950

（注）1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面普通株式であります。

2. 第三者割当増資及びストック・オプションの行使によるものであります。

(2) 配当に関する事項

a. 配当金支払額

該当事項はありません。

b. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(3) 各種剰余金の内容及び目的

a. 資本剰余金

日本における会社法では、株式の発行に対しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金の額は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。なお、持分決済型の株式報酬取引で受け取った又は取得した、財貨又はサービスに対応する資本の増加も資本剰余金として計上しております。詳細は「注記18. 株式報酬」をご参照ください。

b. 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされております。

当社における会社法上の分配可能額は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成された当社の会計帳簿上の利益剰余金の金額に基づいて算定されております。

c. その他の資本の構成要素

在外営業活動体の財務諸表を表示通貨である日本円に換算したことから生じる換算差額です。

(4) 非支配持分に含まれるその他の包括利益（税引後）の項目別の内訳

（単位：千円）

在外営業活動体の換算差額	
前連結会計年度期首（2023年1月1日）残高	5,811
変動額	63
前連結会計年度（2023年12月31日）残高	5,747
変動額	1,199
当連結会計年度（2024年12月31日）残高	6,947

(5) 自己資本管理

当社グループは、適切な資本比率を維持し株主価値を最大化するため、負債・調整後資本比率を用いて自己資本を管理しております。適切な負債・調達資本比率を維持することを考慮し、適切な配当金の決定、自己株式の取得、新株予約権の付与、他人資本又は自己資本による資金調達を実施します。自己株式の取得については、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、当該自己資本管理の方針に変更はありません。

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
負債合計	10,755,027	12,365,839
控除：現金及び現金同等物	1,783,264	1,550,889
純負債	8,971,762	10,814,949
資本合計	3,706,027	4,776,719
調整後資本	3,706,027	4,776,719
負債・調整後資本比率	29.2%	79.1%

20. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループの資本管理方針は、投資家、債権者及び市場の信頼を維持し、将来にわたってビジネスの発展を持続するための強固な資本基盤を維持することです。経営陣は、普通株主への配当水準のみならず、資本収益率も監視しています。資本とは、連結財政状態計算書における資本合計を指し、取締役会は自己資本比率を用いた資本管理を実施しています。

上記の目的を達成するため、当社グループは新株発行を行うことがあります。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社グループの資本管理に関する取組みに変化はありません。

当社グループの自己資本比率は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
資本(千円)	3,706,027	4,776,719
親会社の所有者に帰属する持分(千円)	3,711,083	4,738,544
総資産(千円)	14,461,055	7,589,119
自己資本比率(%)	25.66	62.94

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・市場リスク)に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

(3) 信用リスク

概要

当社グループの営業活動から生じる債権である営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当社グループは、当該リスクの未然防止又は低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。また、当該リスクの管理のため、当社グループは、グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

当社グループの連結財政状態計算書で表示している金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。なお、保有する担保の評価及びその他の信用補完は考慮しておりません。

当社グループでは、営業債権及びその他の債権とその他の金融資産に区分して貸倒引当金を算定しております。

営業債権及びその他の債権における貸倒引当金は、全期間の予想信用損失を集合的に測定しており、過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて算定しておりますが、当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収不能や、再三の督促に対する回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

その他の金融資産における貸倒引当金は、原則的なアプローチに基づき、信用リスクが著しく増加していると判定されていない債権等に係る貸倒引当金は、同種の資産の過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を帳簿価額に乗じて算定しております。信用リスクが著しく増加していると判定された資産及び信用減損金融資産に係る貸倒引当金は、見積将来キャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値の額と、帳簿価額との間の差額をもって算定しております。

予想信用損失から生じた金額に関する情報
貸倒引当金は以下のとおりであります。なお、12ヶ月の予想信用損失の金額に重要性がないため、全期間の予想信用損失と合算して記載しております。当該金融資産に係る貸倒引当金は、連結財政状態計算書上、「営業債権及びその他の債権」、「契約資産」、「その他の金融資産」に含まれております。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
期首残高	167,395	88,923
期中増加額	22,577	1,732,331
期中減少額(目的使用)	15,810	885,477
期中減少額(戻入)	95,635	1,984
その他の増減	10,397	49,955
期末残高	88,923	983,748

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結財務諸表に表示されている減損後の帳簿価額となります。

上記金融資産に係る信用リスク・エクスポージャーは、以下のとおりであります。

前連結会計年度(2023年12月31日)

(単位：千円)

期日経過日数	営業債権、契約資産及びその他の債権	その他の金融資産		
	単純化したアプローチを適用した金融資産	12か月の予想信用損失に等しい金額で計上される金融資産	信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	信用減損金融資産
延滞なし	2,491,899	361,748	-	-
30日以内	51,238	-	-	-
30日超90日以内	59,295	-	-	-
90日超	227,926	-	3,814	-
2023年12月31日残高	2,830,360	361,748	3,814	-

当連結会計年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

期日経過日数	営業債権、契約資産及びその他の債権	その他の金融資産		
	単純化したアプローチを適用した金融資産	12か月の予想信用損失に等しい金額で計上される金融資産	信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	信用減損金融資産
延滞なし	823,723	217,384	-	-
30日以内	19,530	-	-	-
30日超90日以内	15,925	-	-	-
90日超	792,686	-	157,995	-
2024年12月31日残高	1,651,865	217,384	157,995	-

当社グループは連結損益計算書において信用リスクに係る減損損失を「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(4) 流動性リスク

概要

当社グループは、借入金及び社債により資金を調達しておりますが、それら負債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、グループ財務業務基本方針に基づき、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務部は、定期的に、手許流動性及び有利子負債の状況等を把握・集約し、当社の社長及び取締役会に報告しております。

満期分析

金融負債の期日別残高は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	1,132,648	1,132,648	1,132,648	-	-	-	-	-
社債	350,000	350,000	250,000	-	100,000	-	-	-
借入金	5,882,810	5,954,423	4,555,044	624,159	538,492	131,222	40,538	64,968
条件付対価	419,055	508,198	323,102	185,095	-	-	-	-
合計	7,784,514	7,945,269	6,260,795	809,254	638,492	131,222	40,538	64,968

当連結会計年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金 融負債								
営業債務及びそ の他の債務	694,227	694,227	694,227	-	-	-	-	-
社債	100,000	100,000	-	100,000	-	-	-	-
借入金	9,080,556	9,150,076	3,438,126	5,679,275	2,273	30,401	-	-
条件付対価	252,498	263,167	78,413	184,754	-	-	-	-
合計	10,127,282	10,207,471	4,210,767	5,964,029	2,273	30,401	-	-

(5) 市場リスク

概要

当社グループは、事業活動を行う上で為替変動、金利変動、株価変動などの市場の変動に伴うリスクに晒されております。市場リスクを適切に管理することにより、リスクの低減を図るよう努めております。

価格リスク

当社グループは、主に資本性金融商品を取引関係の維持強化のために保有し、定期的に発行体の財務状況を把握しております。資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に区分しており、純損益への影響は軽微であります。

為替リスク

当社グループは、海外でも事業活動を行っており、外貨建による売買取引において、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社グループは、当該リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングを行っております。

為替リスクの感応度分析

為替変動が純損益及び資本に与える影響は軽微であるため、感応度分析は省略しております。

金利リスク

当社グループの金利リスクは、現金同等物等とのネット後の有利子負債から生じます。借入金及び社債のうち、変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。

金利リスクの感応度分析

金利変動が純損益及び資本に与える影響は軽微であるため、感応度分析は省略しております。

(6) 金融商品の公正価値

公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

- a. 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、短期貸付金、営業債務及びその他の債務、社債及び借入金（流動）

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- b. 株式

株式のうち活発な市場が存在する銘柄の公正価値は、市場価格に基づいて算定しております。活発な市場が存在しない特定の金融商品の公正価値を評価する際には、観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法を用いております。評価技法については、投資先ごとに資金調達の状況、収益性及び財政状態などを考慮して、当該投資先に最も適合するものを使用しており、使用するインプットについては、目的適合性、客観性及び合理性を考慮して、投資先に最も適合するインプットを使用することとしております。また、投資先の将来の売上高の成長率や株式価値算定で用いられる割引率が主要な仮定となっております。観察可能な市場データに基づかないインプットや主要な仮定は、将来の不確実な経済状況の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合に、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

- c. 敷金保証金

敷金保証金は、将来キャッシュ・フローを預け期間及び国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いて算定する方法によっております。

- d. 社債

社債は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

- e. 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しております。

公正価値のヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

継続的に公正価値で測定する金融商品

(1) 公正価値ヒエラルキー

各連結会計年度における金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、以下のとおりです。
前連結会計年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	-	-	2,619,451	2,619,451
合計	-	-	2,619,451	2,619,451
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
条件付対価（注）	-	-	419,055	419,055
合計	-	-	419,055	419,055

当連結会計年度(2024年12月31日)

(単位:千円)

	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産:				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	-	-	2,936,284	2,936,284
合計	-	-	2,936,284	2,936,284
負債:				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
条件付対価(注)	-	-	252,498	252,498
合計	-	-	252,498	252,498

(注) 当社グループは、買収先の子会社が各期の業績(売上収益やE B I T D A、利益剰余金)を一定程度達成した場合、他の株主に対して取得対価を追加的に支払う契約を有している場合があります。条件付対価の公正価値は、契約に基づく将来支払額をもとに割引キャッシュ・フロー・モデル等により算定しており、レベル3に区分しています。条件付対価は、連結財政状態計算書上、「営業債務及びその他の債務」または「その他の非流動負債」に含めています。

(2) レベル3の調整表

(単位：千円)

	株式	条件付対価
2023年1月1日残高	245,120	698,536
取得	2,226,683	-
売却	33,033	-
当期包括利益		
当期損益	180,680	78,474
その他の包括利益	-	-
その他	-	357,955
2023年12月31日残高	2,619,451	419,055
2023年12月31日に保有する金融商品に関して純損益に認識した利得又は損失	180,680	78,474

(単位：千円)

	株式	条件付対価
2024年1月1日残高	2,619,451	419,055
取得	-	-
売却	-	-
当期包括利益		
当期損益	316,832	74,090
その他の包括利益	-	-
その他	-	240,646
2024年12月31日残高	2,936,284	252,498
2024年12月31日に保有する金融商品に関して純損益に認識した利得又は損失	316,832	74,090

(3) 重要な観察可能でないインプットの変動に係る感応度分析

公正価値で測定するレベル3に分類される資産の公正価値のうち、割引将来キャッシュ・フローで評価される有価証券投資の公正価値は、割引率の上昇（下落）により減少（増加）いたします。

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

償却原価で測定される金融商品

各年度末における償却原価で測定される金融商品の帳簿価額及び公正価値（公正価値ヒエラルキーはレベル2）は、以下のとおりであります。なお、帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)		当連結会計年度 (2024年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
資産：				
償却原価で測定する金融資産				
その他の金融資産	277,200	276,669	176,284	174,587
負債：				
社債及び借入金	6,232,810	6,221,294	9,180,556	9,147,081

21. 売上収益

(1) 売上収益の分解

「22. 事業セグメント」に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び負債は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	2,490,200	671,644
契約資産	922,131	150,840
契約負債	211,462	270,260

当社グループの契約残高は、顧客との契約から生じた債権（主に売掛金）、契約資産（主に請負契約から生じた履行済みの権利部分）及び契約負債（主にプロダクト事業における前受金）であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、前連結会計年度は151,104千円、当連結会計年度は211,462千円であります。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益に重要な金額はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価のなかに、取引価格に含まれていない重要な変動はありません。

22. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、「デジタルコンサルティング事業」、「その他事業」の2つを報告セグメントとしております。「デジタルコンサルティング事業」は、ITを用いたビジネスモデルの変革を行うDX（デジタルトランスフォーメーション）推進に関するサービスを提供しており、コンサルティングからシステム開発・運用まで一貫したサービスを提供しております。

「その他事業」には、RPA（ロボットによる業務自動化）ツール、セルフオーダーシステム、音楽配信事業等のプロダクト事業が含まれています。

(2) 報告セグメントの利益の情報

a. 前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	デジタルコンサルティング事業	その他事業	合計	調整額	連結財務諸表計上額
売上収益					
外部顧客からの売上収益	12,914,858	411,734	13,326,593	20,368	13,346,962
セグメント間の売上収益	44,472	-	44,472	44,472	-
合計	12,959,331	411,734	13,371,065	24,103	13,346,962
セグメント損益（は損失）	2,673,684	725,728	1,947,955	108,774	2,056,729
金融収益					3,320
金融費用					101,933
持分法による投資損益（は損失）					936
税引前利益（は損失）					2,156,279

b. 当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	デジタルコン サルティング 事業	その他事業	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
売上収益					
外部顧客からの売上収益	9,582,436	401,096	9,983,532	19,759	10,003,292
セグメント間の売上収益	11,248	-	11,248	11,248	-
合計	9,593,685	401,096	9,994,781	8,510	10,003,292
セグメント損益（は損失）	4,765,838	50,440	4,715,397	5,554,470	10,269,868
金融収益					623,814
金融費用					162,388
持分法による投資損益（は損失）					37,324
税引前利益（は損失）					9,845,766

（注）調整額にはデジタルコンサルティング事業に帰属する減損損失が4,320,639千円含まれており、内訳はのれん3,699,309千円、有形固定資産79,251千円、使用権資産258,299千円、無形資産283,778千円です。

(3) 地域別に関する情報

外部顧客からの売上収益の地域別内訳は、次のとおりです。

a. 外部顧客からの売上収益

（単位：千円）

		前連結会計年度 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）	当連結会計年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
デジタルコンサルティング事業	A P A C	7,176,310	6,404,056
	E M E A	5,046,300	2,187,331
	A M E R	712,616	1,010,807
その他事業	A P A C	390,462	401,096
	A M E R	21,272	-
合計		13,346,962	10,003,292

（注） A P A C、E M E A、A M E Rは、それぞれの地域に属するオフィスの外部売上であります。

23. 売上原価

売上原価の内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
給料手当	5,888,731	4,566,701
外注費	1,123,447	970,253
法定福利費	633,308	594,367
賞与引当金繰入額	271,683	234,178
通信費	612,365	495,609
その他	1,477,228	1,717,078
合計	10,006,764	8,578,188

24. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
給料手当	2,739,254	2,062,184
採用教育費	221,062	54,488
通信費	457,083	449,688
役員報酬	181,735	172,423
支払報酬料	529,904	656,978
法定福利費	284,885	225,659
貸倒引当金繰入額	73,058	1,607,770
貸倒損失	135,459	516,772
その他	1,719,737	1,474,069
合計	6,196,064	7,220,034

25. その他の収益

その他の収益の内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
助成金収入(注)1	18,347	-
債務免除益(注)2	-	855,124
子会社株式売却益	956,905	254,500
その他	31,796	43,814
合計	1,007,049	1,153,439

(注) 1. 助成金収入は新型コロナウイルス感染症に関連する政府からの助成金であり、政府補助金に該当します。

2. 主にMonstarlab Denmark ApS並びにMonstarlab Denmark ApSの子会社における債務免除です。

26. その他の費用

その他の費用の内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
減損損失：		
のれん	-	3,699,309
リース資産	-	258,299
ソフトウェア仮勘定	15,790	283,330
子会社株式清算損	-	938,865
子会社株式売却損	18,242	-
固定資産除却損	2,700	0
貸倒引当金繰入額	-	122,576
その他	171,179	325,996
合計	207,912	5,628,377

27. 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳は、次のとおりです。

(1) 金融収益

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	3,320	50,713
公正価値の変動		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-
為替差益	-	573,100
合計	3,320	623,814

(2) 金融費用

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	74,621	151,271
リース負債	18,918	10,040
為替差損	8,186	-
その他	206	1,076
合計	101,933	162,388

28. 1株当たり当期利益

(1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

基本的1株当たり当期利益及びその算定上の基礎は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益 (は損失)	
親会社の所有者に帰属する当期利益	2,355,328
親会社の普通株主に帰属しない当期利益	
1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	2,355,328

期中平均株式数 33,612,780株

基本的1株当たり当期利益 (は損失)

基本的1株当たり当期利益 (円) 70.07

(注) 当連結会計年度の期末日から連結財務諸表の承認日までの期間において、1株当たり当期利益に影響を与える取引はありません。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益 (は損失)	
親会社の所有者に帰属する当期利益	9,947,586
親会社の普通株主に帰属しない当期利益	
1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	9,947,586

期中平均株式数 34,891,540株

基本的1株当たり当期利益 (は損失)

基本的1株当たり当期利益 (円) 285.10

(注) 当連結会計年度の期末日から連結財務諸表の承認日までの期間において、1株当たり当期利益に影響を与える取引はありません。

(2) 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎

希薄化後1株当たり当期利益及びその算定上の基礎は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
希薄化後の普通株主に帰属する当期利益(は損失)	
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	2,355,328
当期利益調整額	
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	2,355,328
期中平均株式数	33,612,780株
希薄化効果の影響	
希薄化効果の調整後	33,612,780株
希薄化後1株当たり当期利益(は損失)	
希薄化後1株当たり当期利益(円)	70.07

(注) 当連結会計年度の期末日から連結財務諸表の承認日までの期間において、1株当たり当期利益に影響を与える取引はありません。なお、希薄化後1株当たり当期利益(は損失)については、潜在株式は存在するものの逆希薄化効果を有するため、251,184株相当の新株予約権を当該金額の計算から除外しています。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
希薄化後の普通株主に帰属する当期利益(は損失)	
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	9,947,586
当期利益調整額	
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	9,947,586
期中平均株式数	34,891,540株
希薄化効果の影響	
希薄化効果の調整後	34,891,540株
希薄化後1株当たり当期利益(は損失)	
希薄化後1株当たり当期利益(円)	285.10

(注) 当連結会計年度の期末日から連結財務諸表の承認日までの期間において、1株当たり当期利益に影響を与える取引はありません。なお、希薄化後1株当たり当期利益(は損失)については、潜在株式は存在するものの逆希薄化効果を有するため、1,603,393株相当の新株予約権を当該金額の計算から除外しています。

29. その他の包括利益

その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果額は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
純損益に振り替えられない項目：		
確定給付制度の再測定		
当期発生額	90	14
税効果調整前	90	14
税効果額		
税効果調整後	90	14
純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目：		
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	165,548	847,020
組替調整額		
税効果調整前	165,548	847,020
税効果額		
税効果調整後	165,548	847,020
その他の包括利益合計：		
当期発生額	165,458	847,035
組替調整額		
税効果調整前	165,458	847,035
税効果額		
税効果調整後	165,458	847,035

30. 関連当事者取引

(1) 関連当事者との取引

当社グループと関連当事者との間の取引及び債権債務の残高は、次のとおりです。なお、当社グループの子会社は、当社の関連当事者ですが、子会社との取引は連結財務諸表上消去されているため、開示の対象に含めておりません。子会社及び関連会社については、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しております。

a. 前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

b. 当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

関連当事者の種類	取引内容	取引金額	未決済残高	未決済残高に関する貸倒引当金
役員	金銭の借入	145百万円	-	-

（注）当該借入については無利息、無担保です。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

当社グループの主要な経営幹部に対する報酬は次のとおりです。

（単位：千円）

種類	前連結会計年度 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）	当連結会計年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
報酬及び賞与	213,701	96,877
退職後給付		
株式報酬（注）	7,987	1,291
合計	221,689	98,168

（注） 株式報酬の権利行使価格等については「注18. 株式報酬」に記載のとおりです。

31. 主要な子会社

(1) 主要な子会社

当社グループの主要な子会社の状況は、次のとおりです。

名称	報告セグメント	所在地	持分割合(%)	
			前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
株式会社モンスターラボ	デジタルコンサルティング事業	日本 東京	100.00	100.00
Monstarlab Viet Nam CO., LTD.	デジタルコンサルティング事業	ベトナム共和国 ハノイ	100.00	100.00
Monstarlab LLC	デジタルコンサルティング事業	米国 ニューヨーク	100.00	100.00
Monstarlab UK Limited	デジタルコンサルティング事業	英国 ロンドン	100.00	
Monstarlab Denmark ApS	デジタルコンサルティング事業	デンマーク コペンハーゲン	100.00	

32. 非資金取引

重要な非資金取引の内容は、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
	リース取引による資産の取得	126,996

33. 財務活動から生じる負債の変動

財務活動から生じる負債の変動は、次のとおりです。

(単位：千円)

	社債及び借入金	リース負債
2023年1月1日	3,848,849	1,024,539
キャッシュ・フローを伴う変動	2,381,173	365,316
キャッシュ・フローを伴わない変動		
新規リース	-	126,996
支配の獲得に伴う変動	-	-
その他	2,788	57,795
2023年12月31日	6,232,810	844,015
キャッシュ・フローを伴う変動	2,956,355	286,155
キャッシュ・フローを伴わない変動		
新規リース	-	102,726
支配の獲得に伴う変動	-	-
その他	8,609	273,444
2024年12月31日	9,180,556	387,142

34. 後発事象

(第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分)

当社は、2025年1月15日開催の取締役会において、第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分について決議いたしました。

概要は以下の通りです。

- ・株式会社山陰合同銀行を引受先として、第三者割当の方法により、総額3,300,000千円のA種類株式を発行すること(以下「本第三者割当増資」)
- ・2025年3月27日開催の定時株主総会(以下「本株主総会」)において、本第三者割当増資に係る議案の承認が得られることを条件として、本種類株式(以下「本優先株式」)に関する規定の新設その他事項に関する変更等に係る定款の一部変更を行うこと(以下「本定款変更」)
- ・本第三者割当増資と同時に、資本金の額及び資本準備金の額を減少すること
- ・本株主総会に本第三者割当増資に係る議案及び本定款変更に係る議案を付議すること

なお、本第三者割当増資に係る本優先株式の発行と払込みは、それぞれ一定の事項を条件としております。

2025年3月27日の株主総会にて本定款変更の議案を可決しており、2025年3月28日に払込が完了しております。

(1) 本優先株式募集の概要

	払込期日	2025年3月28日
	発行新株式数	3,300,000株
	発行価額	1株につき、100円
	調達資金の額	3,300,000,000円
	募集又は割当方法(割当先)	第三者割当の方法により割り当てる。 株式会社山陰合同銀行 33,000,000株
	転換価額	2024年11月27日から2025年1月14日までの株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。)である95.9円
	その他	<p>詳細は2025年1月15日付適時開示情報「第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分に関するお知らせ」別紙1「株式会社モンスターラボホールディングスA種類株式発行要項」をご参照ください。</p> <p>本優先株式の発行は、本株主総会において本第三者割当増資及び本定款変更に係る議案の承認が得られること並びに本定款変更の効力が発生することを条件としております。</p> <p>割当先による本優先株式に係る払い込みは、大要、(a)本引受契約に定める当社の表明保証が、重要な点において真実かつ正確であること、(b)払込期日以前に、当社が本引受契約に基づき履行又は遵守すべき義務についての重大な不履行又は違反が存しないこと、(c)総数引受契約が有効に締結され、かつ存続していること、(d)本第三者割当増資の実行を制限又は禁止する旨の司法・行政機関等の判断等がなされておらず、そのための手続が係属されていないこと、(e)当社において、本第三者割当増資に関して必要となる法令等上及び当社の社内規程(定款を含む。)上必要な一切の手続(但し、払込期日前に必要となる事項に限る。)が全て適法かつ有効に履践されかつ完了していることを条件としております。</p>

(2) 本第三者割当増資の経緯・目的

当社グループは、「多様性を活かし、テクノロジーで世界を変える」をミッションとして、世界の課題を解決するようなプロダクトやサービス、エコシステムをデジタルパートナーとしてクライアントと共に作り上げると同時に、国境を越えて「働く機会」「成長する機会」「世界の問題を解決するようなプロジェクトに参画する機会」などの「機会」を提供することで、より良い世界の実現に貢献することを目指しており、主に企業や自治体に対して事業課題や新規事業のニーズに合わせてDXを支援するメイン事業「デジタルコンサルティング事業」を、日本国内及びアジア・パシフィック地域を指すAPAC、ヨーロッパ、中東及びアフリカ地域を指すEMEA、北米、中米及び南米地域を指すAMERの3つのリージョンに分類した世界12の国と地域で展開しております。

売上収益についても事業を展開するエリアの拡大に伴い、2016年から2022年までの過去6年間で40%の年平均成長率を達成しており、特にEMEA及びAMERでは、高成長を前提にした先行投資的な採用を積極的に進めてきました。しかしながらこれらの地域では、市場慣習の影響もあり、大型案件の獲得に想定以上の時間を要したことから、直近での成長速度が当初想定を下回る状況が続き、非稼働人員数が大きくなった結果、赤字体質が形成される結果となっております。

こうした状況の中、2023年下期から赤字拠点の閉鎖や非稼働人員の整理などの検討を始めたものの、同時期に他社資本も含めた戦略的提携（以下「本戦略的提携」といいます。）の議論が始動することとなりました。当該提携についての交渉及び議論がEMEA及びAMERの現体制が維持されることを前提としていたことから、この交渉過程においてそれぞれの地域における構造改革の実施を見合わせておりました。

しかしながら、2024年5月下旬において、本戦略的提携の検討を中止とすることが決定されたことを受け、赤字体質の改善を目指して非稼働人員の削減を中心とした構造改革の検討を開始しました。その結果、2024年5月31日に公表しました「連結子会社の人員削減等の合理化及び連結子会社の解散の方針決定に関するお知らせ」にてご報告しておりますとおり、高い成長を見込んでおりましたEMEA及びAMERにおいて、大規模プロジェクトの開始時期が大幅に遅れるなどの理由から稼働率が低下し、足元で赤字を計上している状況を踏まえ、EMEA及びAMERのコスト構造を抜本的に見直すことで、早期の黒字化を実現すべく、非稼働人員を中心とした人員削減と、オフィスの縮小やITコストの見直し等を実行していくことを決定いたしました。

その中で、2024年8月14日に公表いたしました「人員削減等の合理化に伴う一時費用及び減損損失の計上、並びに役員報酬減額のお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、EMEA及びAMERにおいて当初想定されていた収益が見込めなくなったことから、当社が保有する連結子会社であるMonstarlab LLC及びGenieology Design DMCCについて、両社に係るのれんの減損損失としてそれぞれ1,018,333千円と1,742,995千円を計上すると共に、当社連結子会社であるMonstarlab Information Technology LLCが保有するのれんの減損損失937,980千円を計上し、複数の連結子会社及び孫会社において計441,079千円の固定資産減損損失を2024年12月期第2四半期会計期間において計上いたしました。これにより、当社グループにおいては減損損失を計4,140,388千円計上し、2024年12月期末時点において連結純資産が2,593,909千円の債務超過となっております。

また、2024年9月19日に公表いたしました「第三者割当による第81回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社の債務超過の状況を勘案し、成長基盤を確立し一日も早い成長路線への回帰を目指す上で、機動的な資金調達手段を確保しつつ、かつ既存株主の利益に十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、第81回新株予約権、第5回社債及び第6回社債を発行することで資金調達を実施いたしました。

さらに、グループ組織再編として、2024年9月19日に公表いたしました「子会社の異動（子会社及び孫会社の破産又は清算）に関するお知らせ」及び「子会社株式譲渡（子会社異動）に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社連結子会社であるMonstarlab Denmark ApS（以下「MLDK」といいます。）並びにMLDKの完全子会社（当社の孫会社）であるMonstarlab Czech Republic s.r.o.及びMonstarlab Middle East DMCCの3社について、破産手続開始の申立てを行うこと並びにMLDKの完全子会社（当社の孫会社）であるMonstarlab UK Limitedを清算又は破産すると共に、Genieology Design DMCCの株式を譲渡することを決議しました。

かかる状況下、当社は、海外拠点における人員の最適化やオフィス縮小等の抜本的なグループ組織再編を進めることで費用削減効果をもたらすと共に、当社が得意としている新規サービスやビジネス変革、顧客体験変革といったイノベーション創出や売上向上型DXに関する案件受注について引き続き売上の継続的な獲得を目指しつつ、データ・エンタープライズ案件、生成AI案件といった新たな注力領域の案件獲得を強化しております。

しかしながら、2024年12月末時点で、社債及び借入金は総額9,180,556千円に及んでおり、1,550,889千円の現金及び預金を保有しておりますが、債務超過額は4,776,719千円となっております。当社の財務体質の改善には、構造改革による事業強化、収益力の強化を行うのみならず、資本増強を行うことにより、早急に自己資本の充実を図り、金融機関からの負債調達額と自己資本の額のバランスをとることが不可欠と判断し、このたび、本第三者割当増資を行うことといたしました。本第三者割当増資及びグループ組織再編に伴い、不採算拠点である欧州、中東子会社を撤退、縮小し、従来より収益の柱であるAPAC、コスト削減が奏功し利益体質が大きく改善したAMERといった収益性・成長性の高い事業に集中することで、経営リスクを低減させ、健全な利益創出と成長のバランスをとった経営への移行を図ります。本第三者割当増資による払込金は、金利コストの削減、財務体質の強化、借入依存度の低減を目的として、借入金の一部返済に充当をする予定です。

(3) 本第三者割当増資により資金調達を実施する理由

上記「(2) 本第三者割当増資の経緯・目的」のとおり、当社は、2024年12月末時点で、社債及び借入金は総額9,180,556千円に及んでおり、1,550,889千円の現金及び預金を保有しておりますが、債務超過額は4,776,719千円となっており、財務体質の安定化を図るため、金融機関からの借入や社債の発行等による負債性の資金調達ではなく、資本増強による資金調達を実施する必要があります。既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から、様々な選択肢を検討しましたが、第三者割当による新株式発行は、将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株主に対する直接的な影響が大きいことから、この手法による資金調達は難しいと判断しました。そこで、当社としては、議決権の無い優先株式の発行によって資金調達を実施することで、必要な資金を確実に調達し、債務超過の解消を図るとともに、普通株式への転換可能時期を2028年3月28日以降とすることで普通株式の急激な希薄化を抑制することが、資本増強及び既存の株主の皆様の利益への配慮という観点から最適な資金調達手段であると判断し、当社の主要取引金融機関である割当先に対して、本優先株式を発行することといたしました。

(4) 調達する資金の額

払込金額の総額	3,300,000,000円
発行諸費用の概算額	45,000,000円
差引手取概算額	3,255,000,000円

発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税のほか、本優先株式の価値評価費用、弁護士費用その他のアドバイザー費用等を見込んでおります。

(5) 調達する資金の具体的な使途並びに支出時期

具体的な使途	金額	支出時期
割当先である株式会社山陰合同銀行からの借入金の返済	3,255,000,000円	2025年3月28日

本第三者割当増資に係る払込金受領後直ちに、当該払込金全額を、割当先に対する以下の借入金のうち、3,300,000,000円に相当する元本の返済として支出し、発行諸費用は手元資金より支出します。当該借入金は有効的な事業活用を図る事を目的とした運転資金として借入を行いました。

(6) 定款の変更

本定款変更の目的

本優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種種類株式を追加し、A種種類株式に関する規定の新設、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の変更等を行うものです。

なお、本定款変更については、本株主総会において本第三者割当増資及び本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件とします。

本定款変更の内容

本定款変更の内容は、2025年1月15日適時開示情報「第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分に関するお知らせ」別紙2「定款変更の内容」をご参照ください。

本定款変更の日程

(a) 本定款変更に関する本株主総会付議に係る取締役会決議日	2025年1月15日
(b) 本株主総会決議日 本定款変更の効力発生日	2025年3月27日
(c) 本第三者割当増資の払込期日	2025年3月28日

(7) 資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分

減少すべき資本金の額

3,822,046,424円(但し、2025年1月15日から2025年3月27日までの間に当社新株予約権が行使された場合は、当該新株予約権の行使により増加する資本金の額を加算し、当社A種種類株式の発行により増額する資本金の額が1,650,000,000円から減少した場合は、当該減少した額を控除した金額)を減少して100,000,000円とする。

減少する資本準備金の額

11,895,036,880円(但し、2025年1月15日から2025年3月27日までの間に当社新株予約権が行使された場合は、当該新株予約権の行使により増加する資本準備金の額を加算し、当社A種種類株式の発行により増額する資本準備金の額が1,650,000,000円から減少した場合は、当該減少した額を控除した金額)を減少し、25,000,000円とする。)

本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替える。

本剰余金の処分の要領

(a) 減少すべき剰余金の項目及び額

2024年12月期に係る当社単体の貸借対照表上の繰越利益剰余金の欠損額(但し、本資本金等の額の減少により増加するその他資本剰余金の額がこれを下回る場合はその金額)

(b) 増加する剰余金の項目及び額

2024年12月期に係る当社単体の貸借対照表上の繰越利益剰余金の欠損額(但し、本資本金等の額の減少により増加するその他資本剰余金の額がこれを下回る場合はその金額)

本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の日程

(a) 本資本金等の額の減少に係る取締役会決議 本資本金等の額の減少議案に関する本株主総会付議に係る取締役会決議	2025年1月15日
(b) 債権者異議申述公告日	2025年2月19日
(c) 債権者異議申述最終期日	2025年3月19日
(d) 本株主総会決議日	2025年3月27日
(e) 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の効力発生日	2025年3月28日

今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、また、本剰余金の処分は貸借対照表の純資産の部におけるその他資本剰余金を繰越利益剰余金とする振替処理であり、いずれも当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2025年2月7日開催の取締役会において、2025年4月1日を合併効力発生日として当社の完全子会社である株式会社モンスターラボ(以下「モンスターラボ」)及び、株式会社モンスターラボミュージック(以下「モンスターラボミュージック」)を吸収合併(以下「本吸収合併」)することを決議し、定時株主総会へ付議することといたしました。ただしその後、2025年2月28日開催の取締役会において本件は、より柔軟な意思決定を行うべく定時株主総会へ付議することを取り止め、取締役会の決議によって決定することとしました。またモンスターラボの吸収合併については効力発生日を2025年10月1日へ延期しております。

(1) 合併の目的

当社は、グローバルに広がる子会社を効率的に管理することを目的にホールディングス体制をとっておりましたが、2024年11月14日に公表いたしました「2024年12月期 第3四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」にてお知らせしておりますとおり、抜本的なグループ構造改革による海外拠点における人員の最適化やオフィス縮小等を実現し、グループ構造がシンプルになったことから、現体制を継続する必要性が薄まっております。

一方で、ホールディングス体制をとることにより、持株会社と日本の事業会社で、組織の重複や管理業務の複雑化を招くといった弊害も生じていることから、日本国内でのデジタルコンサルティング事業を運営するモンスターラボ及び、日本国内で店舗向けBGMサービス「モンスター・チャンネル」を運営するモンスターラボミュージックを吸収合併することで、管理体制の効率化を図りたいと考えています。

(2) 合併の要旨

合併のスケジュール

取締役会決議日 2025年2月7日

合併契約締結日 2025年2月7日

モンスターラボミュージックとの合併予定日(効力発生日) 2025年4月1日

モンスターラボとの合併予定日(効力発生日) 2025年10月1日

合併の方式

当社を存続会社、モンスターラボ及びモンスターラボミュージックを消滅会社とする吸収合併方式。

合併に係る割当の内容

該当事実はありません。

消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事実はありません。

合併当事会社の概要

		吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社	吸収合併消滅会社
(a)	名称	株式会社モンスターラボホールディングス	株式会社モンスターラボ	株式会社モンスターラボミュージック
(b)	所在地	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー4F	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー4F	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー4F
(c)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鱈川 宏樹	代表取締役 鱈川 宏樹	代表取締役社長 松園 俊哉
(d)	事業内容	デジタルコンサルティング事業、ソフトウェアの開発及び販売等	デジタルコンサルティング事業、ソフトウェアの開発及び販売等	店舗向けBGMサービス「モンスター・チャンネル」の運営等
(e)	資本金	19億4,057万円 (2024年9月末日時点)	1億円 (2024年9月末日時点)	3千万円 (2024年9月末日時点)
(f)	設立年月日	2006年2月3日	2021年7月1日	2019年12月2日
(g)	発行済株式数	39,176,950株 (2024年12月末日時点)	10,000株 (2024年12月末日時点)	600株 (2024年12月末日時点)
(h)	決算期	12月31日	12月31日	12月31日
(i)	大株主及び持株比率	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合 17.45% ・ BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行) 6.87% ・ イナガワヒロキ 5.63% ・ 日本郵政キャピタル株式会社 3.98% ・ GLOBAL SHARES EXECUTION SERVICES LIMITED CLIENT ASSET ACCOUNT MONSTARLAB (常任代理人 大和証券株式会社) 3.95% (2024年12月末日時点)	株式会社モンスターラボホールディングス 100%	株式会社モンスターラボホールディングス 100%
直前事業年度の財政状態および経営成績				
決算期		2023年12月期	2023年12月期	2023年12月期
純資産		2,879,282千円	1,212,131千円	42,473千円
総資産		14,728,783千円	2,509,186千円	197,528千円
1株当たり純資産		83.88円	121,213.10円	70,788.73円
売上高		1,475,564千円	6,340,199千円	304,576千円
営業利益(損失)		961,573千円	197,212千円	12,970千円
経常利益(損失)		838,931千円	255,498千円	13,244千円
親会社株主に帰属する当期純利益(損失)		2,698,467千円	169,689千円	13,782千円
1株当たり当期純利益(損失)		80.28円	16,968.90円	22,970.36円

(新株予約権の行使状況)

当社が2024年10月7日に発行した、EVO FUND を割当先とする第 81 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の一部が行使されております。2025年1月1日から2025年3月28日までの行使状況は以下の通りです。

1. 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 10,920,000株
2. 行使価額の総額	777,770,000円
3. 資本金増加額	391,307,080円
4. 資本剰余金増加額	386,462,920円

上記の結果、2025年3月28日時点の普通株式の発行済株式総数は49,268,950株、資本金は2,566,632千円、資本剰余金は11,283,176千円となっております。

(子会社株式の譲渡契約変更)

当社は、2023年12月20日付で公表しました「連結子会社の持分法適用関連会社への異動に関するお知らせ」（以下、「本プレスリリース」）に記載しましたとおり、2023年12月21日（現地時間）付で当社の保有するECAP DMCC（以下、「ECAP」）株式の一部を譲渡する事を決議し、株式譲渡契約（以下、「本株式譲渡契約」）を締結しておりますが、2025年2月7日開催の取締役会決議をもって、本株式譲渡契約を一部変更いたしました。

なお、これに伴い、会社法第155条第13号及び同法施行規則第27条第1号の規定に基づき自己株式の無償取得が生じます。

(1) 変更の理由

ECAP創業者の2名（以下、「株式譲渡先」）は、本プレスリリースに記載しましたとおり、本株式譲渡契約に基づき、株式譲渡に係る払い込みを行う事を予定しておりましたが、株式譲渡先の資産状況の悪化に伴い、払込みが遅延しておりました。株式譲渡先とは継続した交渉を続けておりましたが、株式譲渡先の資産状況の改善の見込みが立たないことに加え、今年に入りECAPの存続可否についても検討がされる状況となったことから、ECAPが存続しなくなればECAP株式を継続保有していても当初契約で予定された通りの払込みを受ける事は困難と判断し、当社としても債権を適正な金額で認識し、株式譲渡先の資産状況から最大限実現可能な利益を実現すべく、本株式譲渡契約の譲渡価額を変更すると共に、取引条項を追加することいたしました。

(2) 変更の内容

変更前

(a)	異動前の所有株式数	10,000株 (議決権の数 10,000個) (議決権所有割合 100%)
(b)	譲渡株式数	6,500株 (議決権の数 6,500個) (議決権所有割合 65.0%)
(c)	譲渡価額	1,799,850 USD
(d)	異動後の所有株式数	3,500株 (議決権の数 3,500個) (議決権所有割合 35.0%)

変更後

(a)	異動前の所有株式数	10,000株 (議決権の数 10,000個) (議決権所有割合 100%)
(b)	譲渡株式数	6,500株 (議決権の数 6,500個) (議決権所有割合 65.0%)
(c)	譲渡価額	639,639 USD
(d)	異動後の所有株式数	3,500株 (議決権の数 3,500個) (議決権所有割合 35.0%)

追加条項

(a)	株式の追加譲渡	3,500株 (議決権の数 3,500個) (議決権所有割合 35.0%) 譲渡価額 0 USD (無償譲渡)
(b)	当社普通株式の譲受(取得)	243,300株 (議決権の数 2,433個) (議決権所有割合 0.74%) 譲受価額 0 USD (無償譲受)
(c)	分配金の設定	修正後契約締結日以降、ECAPにおいて株式譲渡先へ普通株配当が支払われた場合に、株式譲渡先はその金額の35%を1,000,000USDに達するまで当社へ支払う義務を負う

(3) 日程

(a)	当初契約締結	2023年12月21日(現地時間)
(b)	修正後契約締結	2025年2月12日
(c)	修正後株式譲渡対価の払込予定日	2025年4月中
(d)	株式の追加譲渡予定日	2025年4月中
(e)	当社普通株式の譲受予定日	2025年4月中

(c)、(d)、(e)に関しては同日に行うため、すべての取引の用意が整い次第、実行する予定です。

(4) 業績への影響

上記、株式譲渡額の減額分122,576千円()を、2024年12月期第4四半期会計期間において、その他の費用に貸倒引当金繰入額として計上しております。

減額前の連結上の債権計上額222,944千円から減額後の連結上の債権計上額100,368千円を控除して算出しております。

35. コミットメント及び偶発事象

(1) コミットメント

該当事項はありません。

(2) 保証債務

該当事項はありません。

(3) 訴訟等

該当事項はありません。

36. 企業結合

- a. 前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
該当事項はありません。

- b. 当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
該当事項はありません。

37. 売却目的で保有する資産及び直接関連する負債

売却目的で保有する資産及び直接関連する負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
売却目的で保有する資産		
有形固定資産	-	3,563
合計	-	3,563

当連結会計年度における売却目的で保有する資産は、当社連結子会社であるMonstarlab Bangladesh Ltd. 及びMonstarlab Enterprise Solutions Ltd.のオフィス縮小に伴う備品の処分に係るものです。

38. 支配の喪失

a. 前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

新設合併

(1) 新設合併の概要

当社は2023年1月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるKoala Labs, Inc.を新設合併消滅会社、Chowly, Inc.の完全子会社であるChowly Merger Sub, Inc.を新設合併存続会社とする新設合併を行うこと（以下「本取引」）を決議し、2023年1月31日に取引が完了しております。これにより、当社はKoala Labs, Inc.に対する支配を喪失し、対価としてChowly, Inc.株式の割当交付を受けております。

取得企業の名称及びその事業の内容

取得企業の名称：Chowly, Inc.

事業の内容：レストランチェーン向けPOSインテグレーションソフトの提供

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：Koala Labs, Inc.

事業の内容：飲食業界向けの注文プラットフォームプロダクトの提供

新設合併を行った主な理由

当社の連結子会社であるKoala Labs, Inc.が開発していた飲食業界向けの注文プラットフォームプロダクト「Koala」と、レストランチェーンをターゲットとして「Koala」とは異なるソリューションであるPOSインテグレーションソフトを提供するChowly, Inc.の間にシナジーが見込まれ、プロダクトの更なる成長が見込まれることから、新設合併を決定いたしました。

新設合併日

2023年1月31日

企業結合の法的形式

Chowly Merger Sub, Inc.を新設合併存続会社、Koala Labs, Inc.を新設合併消滅会社とする新設合併

その他取引の概要に関する事項

新設合併前後における当社の所有する株式数及び議決権所有割合

	所有株式数	議決権所有割合
新設合併前	-	-
新設合併後	2,813,756株	9.8%

(2) 実施した会計処理の概要

売却損益の金額

768,061千円

売却した子会社に係る資産及び負債の適切な帳簿価額並びにその主な内訳

売却目的で保有する資産 834,430千円

資産合計 834,430千円

売却目的で保有する資産に直接関連する負債 15,347千円

負債合計 15,347千円

会計処理

Koala Labs, Inc.株式の連結上の帳簿価額とChowly, Inc.株式の公正価値の差額を、連結損益計算書の「その他の収益」に計上しております。

b. 当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

連結子会社の破産

(1) 連結子会社の破産の概要

当社は2024年9月19日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるMonstarlab Denmark ApS(以下「MLDK」)の破産手続開始の申立てを行うことを決議し、2024年9月27日にMLDKの破産手続開始決定を得ました。これにより、当社はMLDKならびにMLDKの完全子会社(当社の孫会社)であるMonstarlab UK Limited(以下「MLUK」)、Monstarlab Czech Republic. s.r.o(以下「MLCZ」)、Monstarlab Germany GmbH(以下「MLDE」)、Monstarlab Netherlands B.V.(以下「MLNL」)及びMonstarlab Middle East DMCC(以下「MLUAE」)の6社に対する支配を喪失しております。

(2) 当社損失額

当社は、MLDK株式を既に全額評価減しており、株式評価額は0円となっています。

また、支配を喪失する当社の子会社及び孫会社への債権の貸倒による貸倒損失の計上を見込んでおりますが、一部貸倒引当金を計上済であり、回収へ向け引き続き努めます。

なお、当該貸倒損失は、連結決算において消去されるため、連結損益への影響はありません。

子会社株式譲渡

(1) 子会社株式譲渡の概要

当社は2024年9月19日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるGenieology Design DMCC（以下「GO」）の株式を譲渡することを決議し、2024年9月20日に株式譲渡契約を締結、2024年9月23日に株式譲渡を実施しております。

譲渡前後における当社の所有する株式数及び議決権所有割合

	所有株式数	議決権所有割合
株式譲渡前	80株	100%
株式譲渡後	-株	-%

譲渡価額

GOおよびその子会社であるGenieology Design Yazılım Limited Sirket（以下「TR」）の2社を合わせた株式および持分223百万円を譲渡価額としております。

妥当性を確保するため、第三者機関である株式会社ユニヴィスコンサルティングによる価値算定（161百万円）を元に、公正なプロセスを経た交渉により決定しており、公正な価額と認識しております。なお本価値算定は、インカムアプローチ（DCF法）に基づいております。

(2) 子会社株式譲渡を行った主な理由

当社グループは、「多様性を活かし、テクノロジーで世界を変える」をミッションとして、APAC、EMEA、AMERの3つのリージョンに分けた世界12の国と地域で、デジタルコンサルティング事業に取り組んでおりますが、2024年5月31日に公表しました「連結子会社の人員削減等の合理化及び連結子会社の解散の方針決定に関するお知らせ」にてご報告しております通り、EMEA及びAMERのコスト構造を抜本的に見直すことで、早期の黒字化を実現すべく努めております。事業の黒字化を最優先とする現在の状況においては、経営リスクを低減させることが重要であり、グループ組織再編のコスト削減および早期実現の観点から、中東中心にデザインコンサルティングを担っているGOの創業者であったCalvin氏との交渉を重ねた結果、当社が保有するGOの全株式をCalvin氏へ譲渡する判断に至りました。

本株式譲渡に伴い、GOおよびその子会社であるTRは当社の連結範囲から除外されております。

(3) 実施した会計処理の概要

譲渡益の金額

254,500千円

会計処理

GO株式の連結上の帳簿価額と譲渡対価の差額を、連結損益計算書の「その他の収益」に含めて計上しております。

39. 継続企業の前提に関する事項

当社グループでは、2期連続での重要な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを早急に解消することを目的に実施している組織変革・構造改革の一環として、当該地域に属する各子会社の足元及び将来に渡る採算性を精査し、継続して抜本的なグループ組織再編を実行しております。

その結果、当連結会計年度において、主にのれん及び固定資産の減損損失4,320,639千円を計上し、重要な営業損失及び当期純損失を計上したことから、当連結会計年度末で4,776,719千円の債務超過となっております。

よって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループでは、当該状況を解消すべく次の施策を行うこととしております。

(1) 事業整理

連結財務諸表注記「38. 支配の喪失」に記載している通り、収益性・成長性の高い事業に集中することで、経営リスクを低減させ、健全な利益創出と成長のバランスをとった経営への移行を図るための事業整理として、EMEAに属する連結子会社の破産手続開始決定や株式譲渡を実施しております。

(2) 事業の収益改善策について

当社グループは、2024年5月31日付「連結子会社の人員削減等の合理化及び連結子会社の解散の方針決定に関するお知らせ」にて公表した通り、強みとして確立されつつある、ヘルスケア及びライフサイエンス領域や金融領域に特化して案件獲得を強化してまいります。

重ねて、安定的な成長基盤構築の確立を目標として、位置情報や価格戦略などに関して差別化可能な自社テクノロジーへの投資を進めつつ、過去のDXプロジェクト実績をソリューション化し、グローバル展開を進めております。さらに、2025年度からの売上増大、利益拡大を実現すべく、当社が得意とするSoE領域の価値を高める、位置情報データ、価格感応度等の購買行動データなどのデータ領域の強化、及び生成AIを活用したエンタープライズシステム開発強化を進めると共に、先進的テクノロジー企業やコンサルファーム、事業会社との出資・提携等を梃子に、技術力及び営業力の継続的な強化に努めております。

(3) 事業を含む全社的な費用削減策について

当社グループは、2024年5月31日付「連結子会社の人員削減等の合理化及び連結子会社の解散の方針決定に関するお知らせ」にて公表した通り、非稼働人員を中心に、2024年3月31日時点を基準として2024年12月31日までに、EMEA（欧州及び中東）での50%超の人員削減など、グループ全体での人員削減を進めると共に、固定費削減のためにオフィスの縮小やITコストの見直しを実施しております。その結果、事業を継続する連結子会社において、一時的な費用を除き、同会計期間での比較を実施した結果、前年同期比で販売費及び一般管理費が667,431千円減少しております。今後も引き続き、オフィスの縮小やITコストの見直しを進める事によりさらなる費用削減を図ってまいります。

(4) 財務面について

当社グループの利益体質及び資金状況改善の早急な実現を図るべく、連結財務諸表注記「34. 後発事象（新株予約権の行使状況）」に記載している通り、2024年10月7日にEVO FUNDを割当先とする第81回新株予約権の一部が行使される形でエクイティファイナンスによる調達を実施しております。第81回新株予約権について、2025年3月28日時点で149,420個の新株予約権が行使されており、1,280,920千円を調達しております。

上記を含む各種エクイティファイナンスによる債務超過の早期解消については、今後の成長投資も見据えて引き続き積極的に資金調達の実施並びに検討を進めたいと考えております。

また、連結財務諸表注記「34. 後発事象（第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分）」に記載している通り、2025年1月15日付の取締役会において、株式会社山陰合同銀行を割当先とした総額3,300,000千円のA種種類株式を発行することを決議いたしました。

なお、当該優先株式の発行に関して、2025年3月27日開催の定時株主総会における当該優先株式の発行に係る議案及び規定の新設等に係る定款の一部変更に係る議案の承認が条件となっており、2025年3月27日に当該議案を可決し、2025年3月28日に払込が完了しております。

取引金融機関と弁済猶予依頼や事業計画及び資金計画の協議を実施し、借入金元本の返済猶予を受けておりますが、引き続き取引金融機関等と緊密な関係を維持し、継続的な支援をいただけるよう努めております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、関係当事者との最終的な合意が得られていないものもあるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上収益(千円)	3,179,153	5,721,416	7,942,630	10,003,292
税引前中間(当期)(四半期)利益(千円)(は損失)	268,911	5,773,852	7,804,946	9,845,766
親会社の所有者に帰属する中間(当期)(四半期)利益(千円)(は損失)	340,633	5,894,047	7,735,278	9,947,586
基本的1株当たり中間(当期)(四半期)利益(円)(は損失)	9.92	171.70	225.34	285.10

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益(円)(は損失)	9.92	161.78	53.64	56.47

- (注) 1. 第1四半期については、旧金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定による四半期報告書を提出しております。
2. 第3四半期については、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	194,152	48,700
関係会社売掛金	987,281	341,793
前払費用	95,769	59,756
関係会社短期貸付金	222,752	75,916
関係会社未収入金	147,961	79,908
関係会社立替金	671,491	40,474
その他	1 181,579	1 115,581
流動資産合計	2,500,988	762,131
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	77,957	77,957
減価償却累計額	16,702	16,702
減損損失累計額	61,255	61,255
建物附属設備(純額)	0	0
工具、器具及び備品	89,885	85,214
減価償却累計額	54,165	67,517
減損損失累計額	4,038	2,504
工具、器具及び備品(純額)	31,680	15,192
リース資産	152,060	152,060
減価償却累計額	49,498	49,498
減損損失累計額	102,561	102,561
リース資産(純額)	-	-
有形固定資産合計	31,680	15,192
無形固定資産		
ソフトウェア	-	42,576
ソフトウェア仮勘定	114,812	24,364
無形固定資産合計	114,812	66,941
投資その他の資産		
関係会社株式	3,703,465	2,354,716
投資有価証券	2,399,354	2,668,186
関係会社長期未収入金	859,940	1,254,209
関係会社長期貸付金	6,675,038	1,488,252
その他	1 170,010	1 155,715
貸倒引当金	1,726,509	1,657,271
投資その他の資産合計	12,081,300	6,263,809
固定資産合計	12,227,794	6,345,944
資産合計	14,728,783	7,108,075

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2 3,800,000	2 2,638,550
1年内償還予定の社債	250,000	-
1年内返済予定の長期借入金	690,808	799,576
リース債務	1,249	-
未払金	1 319,191	1 160,506
未払費用	6,690	8,016
未払法人税等	5,078	2,344
未払消費税等	17,130	-
預り金	1 10,289	1 12,554
賞与引当金	7,116	8,106
その他	1 26,608	1 166,757
流動負債合計	5,134,161	3,796,411
固定負債		
社債	100,000	100,000
長期借入金	1,351,265	2 5,631,933
関係会社長期借入金	735,000	785,000
繰延税金負債	41,295	187,745
関係会社事業損失引当金	4,430,701	275,748
資産除去債務	57,076	57,086
固定負債合計	6,715,338	7,037,512
負債合計	11,849,500	10,833,924
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,940,576	2,193,315
資本剰余金		
資本準備金	9,938,566	10,191,305
資本剰余金合計	9,938,566	10,191,305
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,999,860	16,122,541
利益剰余金合計	8,999,860	16,122,541
株主資本合計	2,879,282	3,737,920
新株予約権	-	12,072
純資産合計	2,879,282	3,725,848
負債純資産合計	14,728,783	7,108,075

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	1,475,564	1,883,794
売上原価	-	-
売上総利益	1,475,564	883,794
販売費及び一般管理費	1,224,437,137	1,224,408,673
営業損失()	961,573	1,524,879
営業外収益		
為替差益	258,198	382,793
受取利息	126,422	151,254
その他	1,202	441
営業外収益合計	385,823	534,488
営業外費用		
支払利息	68,714	147,011
シンジケートローン手数料	65,956	834
貸倒損失	-	7,930,869
貸倒引当金繰入額	42,711	334,588
社債利息	6,035	2,818
株式交付費	12,273	2,382
関係会社債権放棄損	60,996	224,093
その他	6,494	773
営業外費用合計	263,181	8,643,371
経常損失()	838,931	9,633,762
特別利益		
関係会社事業損失引当金戻入額	-	4,411,502
関係会社株式売却益	572,530	1,099
特別利益合計	572,530	4,412,602
特別損失		
関係会社株式評価損	136,105	300,638
関係会社事業損失引当金繰入額	2,155,518	256,549
関係会社清算損	-	54,829
関係会社株式売却損	134,558	1,051,396
その他	1,291	90,448
特別損失合計	2,427,474	1,753,861
税引前当期純損失()	2,693,875	6,975,021
法人税、住民税及び事業税	5,311	1,210
法人税等調整額	9,902	146,449
法人税等合計	4,591	147,659
当期純損失()	2,698,467	7,122,681

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	1,083,744	9,081,734	9,081,734	6,301,392	6,301,392	3,864,086	-	3,864,086
当期変動額								
新株の発行	854,164	854,164	854,164			1,708,329		1,708,329
新株予約権の 行使	2,667	2,667	2,667			5,334		5,334
当期純損失 ()				2,698,467	2,698,467	2,698,467		2,698,467
当期変動額合計	856,831	856,831	856,831	2,698,467	2,698,467	984,803	-	984,803
当期末残高	1,940,576	9,938,566	9,938,566	8,999,860	8,999,860	2,879,282	-	2,879,282

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	1,940,576	9,938,566	9,938,566	8,999,860	8,999,860	2,879,282	-	2,879,282
当期変動額								
新株の発行	252,739	252,739	252,739			505,478		505,478
新株予約権の 行使								
当期純損失 ()				7,122,681	7,122,681	7,122,681		7,122,681
株主資本以外 の項目の当期 変動額 (純額)							12,072	12,072
当期変動額合計	252,739	252,739	252,739	7,122,681	7,122,681	6,617,203	12,072	6,605,131
当期末残高	2,193,315	10,191,305	10,191,305	16,122,541	16,122,541	3,737,920	12,072	3,725,848

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社では、2期連続での重要な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを早急に解消することを目的に実施している組織変革・構造改革の一環として、当該地域に属する各子会社の足元及び将来に渡る採算性を精査し、継続して抜本的なグループ組織再編を実行しております。

その結果、当事業年度において、主に関係会社への投融資に係る損失を多額に計上したことから、9,633,762千円の経常損失及び7,122,681千円の当期純損失を計上しており、当事業年度末で3,725,848千円の債務超過となっております。

よって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社では、当該状況を解消すべく次の施策を行うこととしております。

（1）事業整理

連結財務諸表注記「38. 支配の喪失」に記載している通り、収益性・成長性の高い事業に集中することで、経営リスクを低減させ、健全な利益創出と成長のバランスをとった経営への移行を図るための事業整理として、EMEAに属する連結子会社の破産手続開始決定や株式譲渡を実施しております。

（2）事業の収益改善策について

当社は、2024年5月31日付「連結子会社の人員削減等の合理化及び連結子会社の解散の方針決定に関するお知らせ」にて公表した通り、強みとして確立されつつある、ヘルスケア及びライフサイエンス領域や金融領域に特化して案件獲得を強化してまいります。

重ねて、安定的な成長基盤構築の確立を目標として、位置情報や価格戦略などに関して差別化可能な自社テクノロジーへの投資を進めつつ、過去のDXプロジェクト実績をソリューション化し、グローバル展開を進めております。さらに、2025年度からの売上増大、利益拡大を実現すべく、当社が得意とするSoE領域の価値を高める、位置情報データ、価格感応度等の購買行動データなどのデータ領域の強化、及び生成AIを活用したエンタープライズシステム開発強化を進めると共に、先進的テクノロジー企業やコンサルファーム、事業会社との出資・提携等を梃子に、技術力及び営業力の継続的な強化に努めております。

（3）事業を含む全社的な費用削減策について

当社は、2024年5月31日付「連結子会社の人員削減等の合理化及び連結子会社の解散の方針決定に関するお知らせ」にて公表した通り、非稼働人員を中心に、2024年3月31日時点を基準として2024年12月31日までに、EMEA（欧州及び中東）での50%超の人員削減など、グループ全体での人員削減を進めると共に、固定費削減のためにオフィスの縮小やITコストの見直しを実施しております。その結果、前年同期比で販売費及び一般管理費が28,463千円減少しております。今後も引き続き、オフィスの縮小やITコストの見直しを進める事によりさらなる費用削減を図ってまいります。

（4）財務面について

当社の利益体質及び資金状況改善の早急な実現を図るべく、連結財務諸表注記「34. 後発事象（新株予約権の行使状況）」に記載している通り、2024年10月7日にEVO FUNDを割当先とする第81回新株予約権の一部が行使される形でエクイティファイナンスによる調達を実施しております。第81回新株予約権について、2025年3月28日時点で149,420個の新株予約権が行使されており、1,280,920千円を調達しております。

上記を含む各種エクイティファイナンスによる債務超過の早期解消については、今後の成長投資も見据えて引き続き積極的に資金調達の実施並びに検討を進めたいと考えております。

また、連結財務諸表注記「34. 後発事象（第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分）」に記載している通り、2025年1月15日付の取締役会において、株式会社山陰合同銀行を割当先とした総額3,300,000千円のA種種類株式を発行することを決議いたしました。

なお、当該優先株式の発行に関して、2025年3月27日開催の定時株主総会における当該優先株式の発行に係る議案及び規定の新設等に係る定款の一部変更に係る議案の承認が条件となっており、2025年3月27日に当該議案を可決し、2025年3月28日に払込が完了しております。

取引金融機関と弁済猶予依頼や事業計画及び資金計画の協議を実施し、借入金元本の返済猶予を受けておりますが、引き続き取引金融機関等と緊密な関係を維持し、継続的な支援をいただけるよう努めております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、関係当事者との最終的な合意が得られていないものもあるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりとなります。

建物附属設備 9年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

なお、取得価格10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、消耗品費として費用処理しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込み額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるため、当該損失に対する当社負担見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の収益は、主に子会社からのマネジメント収入及び受取配当金であります。マネジメント収入については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務を実施した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

5 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 固定資産の減損

(1) 前事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

建物附属設備	77,957
減価償却累計額	16,702
減損損失累計額	61,255
工具、器具及び備品	89,885
減価償却累計額	54,165
減損損失累計額	4,038
リース資産	152,060
減価償却累計額	49,498
減損損失累計額	102,561
ソフトウェア仮勘定	114,812

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、有形固定資産及び無形固定資産に減損の兆候がある場合には、減損の判定を行っております。

有形固定資産及び無形固定資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを基にした使用価値によりそれぞれ測定しております。

将来キャッシュ・フローは、取締役会で決議された経営計画を基礎として見積っております。

経営計画における主要な仮定である将来の売上高は、各子会社の売上高の予測額より算出したマネジメント収入や受取配当金であり、将来の費用の予測は、主に人員計画やIT投資計画などを踏まえて算出した一般管理費となっております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済状況の変動等により見直しが必要となった場合、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少し、減損損失が発生する可能性があります。

2 貸付金の回収可能性

(1) 前事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

関係会社長期貸付金	6,675,038
貸倒引当金	1,726,509
関係会社事業損失引当金	4,430,701

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社に対する長期貸付金等については、貸付先の経営成績、財政状態を注視し回収可能性を判断しており、貸付先の経営成績、財政状態が悪化等により回収可能性が著しく低下した場合には、貸倒引当金を計上しております。

関係会社の貸付金等の回収可能性については、貸付先の直近の財務諸表を基礎に、経営者が承認した将来の事業計画を加味して評価しており、将来の事業計画には過去の実績や人員計画等が重要な仮定として含まれています。

関係会社が債務超過の状況にあり、かつ当該債務超過の額が債権の帳簿価額を超える場合には、当該超過額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

翌事業年度において関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には、翌事業年度の財務諸表において、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3 非上場株式の評価

(1) 前事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

関係会社株式	3,703,465
投資有価証券	2,399,354
関係会社株式評価損	136,105

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により超過収益力を含む実質価額が著しく低下した時には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しております。

非上場の関係会社株式及び投資有価証券の回復可能性は、当該出資先の直近の財務諸表及び株式取得時点における将来の事業計画を加味して判断されており、将来の事業計画には将来の顧客単価や稼働率等が重要な仮定として含まれています。

当該仮定は、出資先や経済環境の実勢を踏まえて変動するものであり、仮定の変化を受けて翌事業年度の関係会社株式評価損及び投資有価証券評価損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

建物附属設備	77,957
減価償却累計額	16,702
減損損失累計額	61,255
工具、器具及び備品	85,214
減価償却累計額	67,517
減損損失累計額	2,504
リース資産	152,060
減価償却累計額	49,498
減損損失累計額	102,561
ソフトウェア	42,576
ソフトウェア仮勘定	24,364
ソフトウェア仮勘定減損損失	90,448

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、有形固定資産及び無形固定資産に減損の兆候がある場合には、減損の判定を行っておりません。

有形固定資産及び無形固定資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを基にした使用価値によりそれぞれ測定しております。

減損損失を認識すべきと判断された有形固定資産及び無形固定資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

将来キャッシュ・フローは、取締役会で決議された経営計画を基礎として見積っております。

経営計画における売上高は、各子会社の売上高の予測額より算出したマネジメント収入や受取配当金から構成されていますが、各子会社の売上高の予測には各子会社の売上高の成長率が仮定として含まれております。また、経営計画における費用の予測額には、主に人員計画等が仮定として含まれています。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済状況の変動等により見直しが必要となった場合、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少し、減損損失が発生する可能性があります。

2 貸付金等の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

関係会社長期貸付金	1,488,252
関係会社長期未収入金	1,254,209
関係会社長期未収利息	14,540
貸倒引当金	1,657,271
関係会社事業損失引当金	275,748

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社に対する長期貸付金等については、関係会社の経営成績、財政状態を注視し回収可能性を判断しており、関係会社の経営成績、財政状態が悪化等により回収可能性が著しく低下した場合には、貸倒引当金を計上しております。

関係会社の貸付金等の回収可能性については、関係会社の直近の財務諸表を基礎に、経営者が承認した将来の事業計画を加味して評価しており、将来の事業計画には過去の実績や人員計画等が重要な仮定として含まれています。

関係会社が債務超過の状況にあり、かつ当該債務超過の額が債権の帳簿価額を超える場合には、当該超過額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

翌事業年度において関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には、翌事業年度の財務諸表において、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3 非上場株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

関係会社株式	2,354,716
投資有価証券	2,668,186
関係会社株式評価損	300,638

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により超過収益力を含む実質価額が著しく低下した時には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しております。

非上場の関係会社株式及び投資有価証券の超過収益力を含む実質価額の評価は、投資先の直近の財務諸表、株式取得時点における事業計画の達成状況及び当事業年度末における将来の事業計画等を加味して評価されており、将来の事業計画には売上高の成長率や人員計画等が主要な仮定として含まれています。

上記の仮定は、投資先や経済環境の実勢を踏まえて変動するものであり、仮定の変化を受けて翌事業年度の関係会社株式評価損及び投資有価証券評価損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
未収利息	175,361千円	95,577千円
その他の流動資産	553 "	553 "
長期未収利息	25,996 "	14,540 "
未払金	78,235 "	36,752 "
未払利息	2,346 "	16,147 "
預り金	3,856 "	4,309 "

2 当社は、運転資金を安定的かつ効率的に調達するために、取引金融機関5行とシンジケートローン契約を締結しております。事業年度末におけるシンジケートローン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
貸出コミットメント契約の総額	2,800,000千円	2,800,000千円
借入実行額	2,800,000千円	2,800,000千円
差引額	- "	- "

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	1,475,564千円	883,794千円
広告宣伝費	28,723 "	5,999 "
支払報酬	563,117 "	162,841 "
雑費	29,445 "	8,342 "
受取利息	126,422 "	151,225 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
給料及び手当	191,714千円	177,926千円
賞与引当金繰入額	7,116 "	8,106 "
貸倒引当金繰入額	617,509 "	874,493 "
減価償却費	19,981 "	18,389 "
支払報酬	724,874 "	553,966 "

おおよその割合

販売費	-	-
一般管理費	100.0%	100.0%

(注) 当社は、2021年7月1日付で純粋持株会社へ移行したことにより、同日以降に生じる費用については、「一般管理費」として計上しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

前事業年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

区分	2023年12月31日
子会社株式	3,527,119
関連会社株式	176,346
計	3,703,465

当事業年度(2024年12月31日)

(単位:千円)

区分	2024年12月31日
子会社株式	2,319,892
関連会社株式	34,824
計	2,354,716

(税効果会計関係)

前事業年度(2023年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	602,288千円
関係会社株式評価損	1,663,334 "
関係会社事業損失引当金	1,357,738 "
賞与引当金	2,615 "
減損損失	43,375 "
税務上の繰越欠損金	340,943 "
その他	43,857 "
繰延税金資産小計	4,054,154千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	340,943 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,713,210 "
評価性引当額	4,054,154 "
繰延税金資産合計	- 千円

繰延税金負債

繰延税金負債合計	41,295千円
繰延税金負債純額	41,295千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

当事業年度（2024年12月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	3,420,623千円
関係会社株式評価損	1,738,803 "
関係会社事業損失引当金	85,325 "
賞与引当金	2,978 "
減損損失	68,100 "
税務上の繰越欠損金	848,574 "
その他	36,816 "
繰延税金資産小計	6,201,223千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	848,574 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	5,352,648 "
評価性引当額	6,201,223 "
繰延税金資産合計	- 千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	187,745千円
繰延税金負債純額	187,745千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分)

連結財務諸表注記「34. 後発事象」に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

(完全子会社の吸収合併)

連結財務諸表注記「34. 後発事象」に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

(新株予約権の行使状況)

連結財務諸表注記「34. 後発事象」に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

(子会社株式の譲渡契約変更)

連結財務諸表注記「34. 後発事象」に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他 有価証券	ugo株式会社	80,000	0
		Chowly	3,588,828	2,668,186
計			3,668,828	2,668,186

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額(千円)	当期末減損 損失累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物附属設備	77,957	-	-	77,957	16,702	61,255	-	0
	工具、器具及び備品	89,885	1,901	6,571	85,214	67,517	2,504	18,389	15,192
	リース資産	152,060	-	-	152,060	49,498	102,561	-	-
	有形固定資産計	319,903	1,901	6,571	315,232	133,717	166,321	18,389	15,192
無形 固定 資産	ソフトウェア	-	42,576	-	42,576	-	-	-	42,576
	ソフトウェア仮勘定	114,812	-	90,448 (90,448)	24,364	-	-	-	24,364
	無形固定資産計	114,812	42,576	90,448	66,941	-	-	-	66,941

(注) 「当期減少額」欄の()は内数で当期の減損損失計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,726,509	1,218,179	1,284,662	2,754	1,657,271
賞与引当金	7,116	8,106	7,116	-	8,106
関係会社事業損失引当金	4,430,701	256,549	4,395,164	16,337	275,748

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	(注)2
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としております。</p> <p>ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。</p> <p>当社の公告掲載URLは次のとおりであります。</p> <p>https://monstar-lab.com/</p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1 当社株式は、2023年3月28日付で株式会社東京証券取引所へ上場したことに伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となったことから、該当事項はなくなっております。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された2023年3月28日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されました。

3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日） 2024年3月28日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日） 2024年3月28日関東財務局長に提出

(3)半期報告書、四半期報告書及び確認書

第19期第1四半期（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日） 2024年5月15日関東財務局長に提出

第19期半期（自 2024年4月1日 至 2024年6月30日） 2024年8月14日関東財務局長に提出

第19期第3四半期（自 2024年7月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月14日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2024年4月5日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書 2024年9月19日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書 2024年10月11日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書 2025年1月15日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づく臨時報告書 2025年2月7日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づく臨時報告書 2025年2月7日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書 2025年2月14日関東財務局長に提出

(5)訂正臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく2025年1月15日関東財務局長に提出の臨時報告書の訂正臨時報告書 2025年1月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく2025年1月15日関東財務局長に提出の臨時報告書の訂正臨時報告書 2025年3月7日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月31日

株式会社モンスターラボホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 米林 喜一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 畑村 国明
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社モンスターラボホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社モンスターラボホールディングス及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結財務諸表注記「39. 継続企業の前提に関する事項」に記載されているとおり、会社は、2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度において、重要な営業損失及び当期純損失を計上しており、2024年12月31日現在において4,776,719千円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 連結財務諸表注記「34. 後発事象」に記載されているとおり、会社は、2025年1月15日開催の取締役会において、株式会社山陰合同銀行を引受先とする優先株式の発行を行うことを決議しており、2025年3月28日に払込が完了している。
2. 連結財務諸表注記「34. 後発事象」に記載されているとおり、2025年1月1日から2025年3月28日までの間に第81回新株予約権の一部が行使されている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

市場価格のない非上場株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「20. 金融商品」に記載されている通り、公正価値ヒエラルキーのレベル3（観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値）に分類された株式は2,936,284千円であり、総資産の38.7%を占めている。これらは市場価格のない非上場株式である。会社は、連結財務諸表注記「3. 重要性がある会計方針 (4)金融商品 a. 非デリバティブ金融資産 (b)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に記載されている通り、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定しており、公正価値の変動を純損益として認識している。</p> <p>公正価値の測定に当たって、会社は、評価技法については、投資先ごとに資金調達の状況、収益性及び財政状態などを考慮して、当該投資先に最も適合するものを使用しており、インプットについては、目的適合性、客観性及び合理性を考慮して、投資先に最も適合するインプットを使用することとしている。また、投資先の将来の売上高の成長率や株式価値算定で用いられる割引率が主要な仮定となっている。</p> <p>これらの評価技法や観察可能でないインプット及び主要な仮定の選択は、経営者の主観的な判断が要求される。その選択によって算定される金額が別の選択の場合と大きく異なる可能性があり、見積もりの不確実性も高くなる。</p> <p>以上より、当監査法人は、市場価格のない非上場株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、市場価格のない株式等の評価の合理性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価プロセスに関する会社の内部統制を理解した。 ・評価技法の使用に関して、会社の評価基準及びその適用における考え方の合理性を検討するために、経営者及び経理責任者への質問を実施した。 ・観察可能でないインプットについて、経営者及び経理責任者への質問、並びに事業計画を含む関連資料の閲覧と再計算を実施し、その合理性及び正確性を検証した。 ・金額の重要性のある特定の非上場株式の評価については、株式取得時の事業計画と実績を比較し、計画の達成状況を把握した。また、会社が実施した投資先への質問とその回答結果を評価し、将来の売上高の成長率等を検討することにより、将来の事業計画を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月31日

株式会社モンスターラボホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 米林 喜一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 畑村 国明
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社モンスターラボホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モンスターラボホールディングスの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度において、重要な営業損失及び当期純損失を計上しており、2024年12月31日現在において3,725,848千円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

- 重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、2025年1月15日開催の取締役会において、株式会社山陰合同銀行を引受先とする優先株式の発行を行うことを決議しており、2025年3月28日に払込が完了している。
- 重要な後発事象の注記に記載されているとおり、2025年1月1日から2025年3月28日までの間に第81回新株予約権の一部が行使されている。
- 重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、2025年2月7日開催の取締役会及び2025年2月28日開催の取締役会において、2025年4月1日を効力発生日として、会社の完全子会社である株式会社モンスターラボミュージックを吸収合併することを決議している。また2025年2月7日開催の取締役会及び2025年2月28日開催の取締役会において、2025年10月1日を効力発生日として、会社の完全子会社である株式会社モンスターラボを吸収合併することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

市場価格のない非上場株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載されている通り、投資有価証券の金額は2,668,186千円であり、総資産の37.5%を占めている。これらは市場価格のない非上場株式である。市場価格のない非上場株式の評価については、発行会社の財政状態の悪化により超過収益力を含む実質価額が著しく低下した時には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理している。</p> <p>金額的重要性のある特定の投資有価証券の超過収益力を含む実質価額の評価は、投資先の直近の財務諸表、株式取得時点における事業計画の達成状況及び当事業年度末における将来の事業計画等を加味して評価されており、将来の事業計画には売上高の成長率や人員計画等が主要な仮定として含まれている。</p> <p>これらの仮定の選択は、経営者の主観的な判断が要求される。その選択によって算定される金額が別の選択の場合と大きく異なる可能性があり、見積りりの不確実性も高くなる。</p> <p>以上より、当監査法人は、市場価格のない非上場株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、金額的重要性のある特定の市場価格のない非上場株式の評価の合理性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質価額に反映されている超過収益力が毀損していないかどうか検討するため、株式取得時の事業計画と実績を比較した。 ・会社が実施した投資先の評価の妥当性を検討するため、連結財務諸表の監査報告書に記載している監査上の主要な検討事項「市場価格のない非上場株式の評価」の「監査上の対応」に記載した手続を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。